



2022年2月7日

各 位

会 社 名 佐渡汽船株式会社
代 表 者 代表取締役社長 尾崎 弘明
(JASDAQ コード : 9176)
問 合 せ 先
役職・氏名 取締役総務部長 三富 丈堂
(TEL. 025-245-2311)

第三者割当による新株式及び新株予約権の発行、定款の一部変更、親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動、自己株式の消却、株式併合及び単元株式数の定め廃止、株式分割及び単元株式数の定めの新設、並びに、株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当についてのお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式会社みちのりホールディングス（以下「みちのりホールディングス」といいます。）を割当先とする第三者割当による払込金額の総額6億7,610万円の普通株式（以下「本普通株式」といいます。）の発行（以下「本普通株式第三者割当」といいます。）、払込金額の総額5億2,390万円の佐渡汽船株式会社A種種類株式（以下「本A種種類株式」といいます。）の発行（以下「本A種種類株式第三者割当」といいます。）、及び、行使価額の総額3億円の佐渡汽船株式会社第9回新株予約権（以下「本第9回新株予約権」といいます。）の発行（以下「本第9回新株予約権第三者割当」といい、本普通株式第三者割当及び本A種種類株式第三者割当と併せて、以下「みちのりホールディングス第三者割当」といいます。）、株式会社第四北越銀行（以下「第四北越銀行」といいます。）を割当先とする第三者割当による払込金額の総額15億円の佐渡汽船株式会社B種種類株式（以下「本B種種類株式」といいます。）の発行（以下「本B種種類株式第三者割当」といい、みちのりホールディングス第三者割当と併せて「本第三者割当」といいます。）を実施することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

また、当社は、本日開催の取締役会において、上記に加えて、2022年3月25日開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）にて、本第三者割当に係る議案、本第三者割当の実施に必要となる当社の発行可能株式総数の増加並びに本A種種類株式及び本B種種類株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更（以下「本定款変更（1）」といいます。）並びに当社の発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更に係る議案（以下「本定款変更（2）」といいい、本定款変更（1）及び本定款変更（2）を併せて、以下「本定款変更」といいます。）を行うこと（以下「本第三者割当関連議案」といいます。）を付議することを決議しています。

なお、みちのりホールディングス第三者割当により、当社の親会社、主要株主、主要株主である筆頭株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせします。

加えて、当社は、本日開催の取締役会において、会社法 178 条の規定に基づき、当社が保有する自己株式を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本定時株主総会において、本定時株主総会付議議案（以下に定義します。）が、原案どおり承認可決されることを条件としております。

さらに、当社の株主をみちのりホールディングス並びに現在の大株主である新潟県、佐渡市、第四北越銀行及び佐渡農業協同組合のみとすることを企図して、当社普通株式 270,000 株を 1 株に併合し、株主の皆様が保有する当社普通株式 1 株当たり 30 円の金銭を交付すること（以下「本株式併合」といいます。）及び単元株式数の定め廃止に関する定款の一部変更に係る議案（以下「本株式併合に関する議案」といいます。）について、本定時株主総会に付議することを決議しています。

上記の取締役会決議は、本第三者割当、その後の本株式併合を経て当社をみちのりホールディングスの子会社とすること（以下「本子会社化取引」といいます。）を企図していること並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

さらに、当社は、長きに亘り当社をご支援いただいております新潟県、佐渡市、第四北越銀行及び佐渡農業協同組合以外の少数株主（以下「少数株主」といいます。なお、本株式併合の効力発生時点までに、270,000 株以上の当社普通株式を所有する株主が存在することとなる場合には、本株式併合後に当社の株主となる株主に変更が生じる可能性があります。以下の記載はこのような株主が存在しないことを前提としています。）の皆様が、本子会社化取引後も、当社の株式を保有していただく機会を確保するため、本株式併合において交付される金銭を当社へ再出資（以下「本再出資」といいます。）することで本株式併合前の保有株数で当社の株式を保有できるようにすることを企図しております。具体的には、当社普通株式の 1 株当たりの価値を本株式併合前と同水準とするため、2022 年 6 月 28 日を基準日とし、同月 29 日を効力発生日として、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の保有する当社普通株式 1 株を 270,000 株に分割する株式分割（以下「本株式分割」といいます。）を行った上で、2022 年 5 月 9 日を基準日として、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して、同年 6 月 30 日を効力発生日として、佐渡汽船株式会社第 10 回新株予約権（以下「本第 10 回新株予約権」といいます。）を無償で割り当てること（以下「本第 10 回新株予約権無償割当」といいます。）を決議いたしました。

また、併せて、本株式分割に伴い当社普通株式に係る単元株式数を本株式併合前と同様に戻すため当社普通株式に係る単元株式数を定めること並びに株式分割及び単元株式数の定め採用に関する定款の一部変更に係る議案（以下、本第三者割当関連議案及び本株式併合に関する議案と併せて「本定時株主総会付議議案」といいます。）について、本定時株主総会に付議することを決議しています。

なお、本第三者割当の実行は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本定時株主総会付議議案の全てが本定時株主総会において承認可決されること等を条件としており、本株式併合の効力発生は本第三者割当が実行されること等を条件としており、本第 10 回新株予約権無償割当

は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本第三者割当が実行されること及び本株式併合の効力発生等を条件とするものです。

記

I. 手続及び日程の概要

本第三者割当及びその後の本株式併合を通じた本子会社化取引は、大要、以下の手続に従って行われます。

- ① 本定時株主総会において本定時株主総会付議議案が付議される。
- ② 産業競争力強化法に基づき新潟県中小企業再生支援協議会が実施する私的整理手続（以下「本私的整理手続」といいます。）において当社が策定し、2022年1月26日に当社の取引金融機関（個別に又は総称して以下「本対象債権者」といいます。）に対して提示した当社の事業再生計画案（以下「本再生計画案」といいます。）について本対象債権者全員が同意し、本再生計画案が成立すること及び本定時株主総会で本定時株主総会付議議案が承認されること等を条件に、本普通株式第三者割当に係る本普通株式が発行され、本普通株式第三者割当が行われる。その結果、みちのりホールディングスが、当社の親会社かつ主要株主である筆頭株主となる（みちのりホールディングスが有することとなる議決権数（338,050個）の、当社の総議決権数（2021年12月31日現在の当社の総議決権数（168,861個）及び当該議決権数の合計（506,911個））に対する割合は66.69%）。
- ③ 本普通株式第三者割当と同時に、みちのりホールディングスに対して本A種種類株式が発行され、本A種種類株式第三者割当が実施されるとともに（本A種種類株式は無議決権。もつとも、みちのりホールディングスが有することとなる普通株式に係る議決権（338,050個）及び本A種種類株式に係る潜在議決権数（261,950個）の、当社の総議決権数（2021年12月31日現在の当社の総議決権数（168,861個）並びにみちのりホールディングスが有することとなる普通株式に係る議決権数（338,050個）及び本A種種類株式に係る潜在議決権数（261,950個）の合計（768,861個））に対する割合は78.04%）、第四北越銀行に対して本B種種類株式が発行され、本B種種類株式第三者割当が実施される（本B種種類株式は無議決権）。
- ④ 本第三者割当が実行されることを条件として、その後到来する効力発生日において本株式併合の効力が発生し、その結果、みちのりホールディングス並びに現在の大株主である新潟県、佐渡市、第四北越銀行及び佐渡農業協同組合のみが当社の株主となる（本株式併合の効力発生時点までに、270,000株以上の当社普通株式を所有する株主が存在することとなる場合には、本株式併合後に当社の株主となる株主に変更が生じる可能性があります。このような株主が存在しないと仮定すると、本株式併合後の各株主の議決権割合は、本株式併合後の総議決権数（155個）に対して、みちのりホールディングスが80.65%、新潟県が12.90%、佐渡市が3.87%、第四北越銀行が1.29%、佐渡農業協同組合が1.29%）。

- ⑤ 少数株主の皆様に対し、本株式併合に伴う端数処理を通じて、少数株主の皆様の保有する当社株式1株当たり30円の金銭を交付する（なお、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法については、その合計数に相当する数の株式を、会社法の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式をみちのりホールディングスに売却し、その売却によって得られた代金を少数株主の皆様へ交付する予定です。）。
- ⑥ 2022年6月28日を基準日、同月29日を効力発生日として、本株式分割を行う。
- ⑦ 2022年3月31日、みちのりホールディングスに対して本第9回新株予約権を無償で割り当てるとともに、同年5月9日を基準日として、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して本第10回新株予約権を無償で割り当てる。
- ⑧ 2022年7月1日以降同年9月30日までの期間、株主の皆様による本第10回新株予約権の行使が可能となり、行使される株主の皆様による本再出資を実施いただく（みちのりホールディングス以外の全ての株主の皆様が本第10回新株予約権を行使して議決権を有することとなった場合の各株主の議決権割合は、総議決権数（677,562個）に対して、みちのりホールディングスが62.96%、新潟県が16.02%、佐渡市が5.03%、第四北越銀行が1.79%、佐渡農業協同組合が1.69%、少数株主の皆様が12.51%）。
- ⑨ 2022年7月1日以降2024年6月30日までの期間、みちのりホールディングスによる本第9回新株予約権の行使が可能となる（上記⑧に加えて、みちのりホールディングスが本第9回新株予約権の全てを行使して議決権を有することとなった場合の各株主の議決権割合は、総議決権数（827,562個）に対して、みちのりホールディングスが69.67%、新潟県が13.12%、佐渡市が4.12%、第四北越銀行が1.46%、佐渡農業協同組合が1.39%、少数株主の皆様が10.24%）。

なお、2021年3月31日に本第三者割当が実行された場合の本子会社化取引に係る手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

| | |
|----------------------------------------------|----------------|
| 本再生計画案の概要説明のための債権者会議 | 2022年1月26日 |
| 本第三者割当等に関する取締役会決議日 | 2022年2月7日 |
| 2021年12月期に係る決算短信公表 | 2022年2月21日（予定） |
| 本定時株主総会に関する取締役会決議日 | 2022年2月25日（予定） |
| 本再生計画案への同意の取得期限 | 2022年3月15日（予定） |
| 本定時株主総会開催日 | 2022年3月25日（予定） |
| 本第三者割当に係る本普通株式、本A種種類株式、第9回新株予約権及び本B種種類株式の発行日 | 2022年3月31日（予定） |
| 当社普通株式の東京証券取引所における整理銘柄への指定日 | 2022年3月31日（予定） |

| | |
|-------------------------|----------------|
| 当社普通株式の東京証券取引所における売買最終日 | 2022年5月2日（予定） |
| 当社普通株式の東京証券取引所における上場廃止日 | 2022年5月6日（予定） |
| 自己株式の消却 | 2022年5月9日（予定） |
| 第10回新株予約権無償割当基準日 | 2022年5月9日（予定） |
| 本株式併合効力発生日 | 2022年5月10日（予定） |
| 本株式分割基準日 | 2022年6月28日（予定） |
| 本株式分割効力発生日 | 2022年6月29日（予定） |
| 本第10回新株予約権無償割当効力発生日 | 2022年6月30日（予定） |
| 本再出資 | 2022年7月1日以降 |

II. 本第三者割当について

1. 募集の概要

(1) 本普通株式第三者割当

| | |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 払込期日 | 2022年3月31日 |
| (2) 発行新株式数 | 普通株式 33,805,000株 |
| (3) 発行価額 | 1株につき20円 |
| (4) 調達資金の額 | 676,100,000円 |
| (5) 募集又は割当方法 (割当予定先) | 第三者割当の方法によります。 (みちのりホールディングス) |
| (6) その他 | <p>上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本定時株主総会における本定時株主総会付議議案の承認等を条件とします。なお、本定時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項及び第244条の2第5項の定める株主総会決議による承認を兼ねるものであります。</p> <p>本普通株式第三者割当に係るみちのりホールディングスの払込みは、大要、①みちのりホールディングス第三者割当に係る払込み時点において当社の表明及び保証に違反（当社の事業運営に重大な悪影響を及ぼさないものを除く。）がないこと、②当社において、みちのりホールディングス第三者割当に係る払込みまでに履行又は遵守すべき本出資契約（みちのりホールディングス）（下記「2. 本第三者割当の目的及び理由（1）本第三者割当に至る経緯及び目的カ. みちのりホールディングスと締結する出資契約の概要」に定義します。）上の義務に重大な違反（みちのりホールディングス第三者割当の実行に重大な悪影響を及ぼさな</p> |

いものを除く。)がないこと、③当社において、みちのりホールディングス第三者割当の実行のために必要な法令等及び定款その他の内部規程上必要な手続が適法かつ有効に完了していること、④本私的整理手続において本再生計画案が本対象債権者全員の同意又は合意により成立し、かつ、本再生計画案に基づく金融支援が実行されることが合理的に見込まれていること、⑤本定時株主総会において、本定時株主総会付議案が適法に原案どおり承認されており、本定時株主総会付議案の実行がいずれも合理的に見込まれていること、⑥みちのりホールディングス第三者割当の実行を制限又は禁止する旨の司法・行政機関等の判断等がなされていないこと（公正取引委員会によるみちのりホールディングス第三者割当の実行を妨げる措置又は手続がとられることなく待機期間が終了していることを含む。）、⑦みちのりホールディングス第三者割当に係る有価証券届出書の効力が有効に発生していること、⑧本普通株式、本第9回新株予約権及び本A種種類株式に係る総数引受契約が適法に締結され、有効に存続していること、⑨当社と第四北越銀行との間の本出資契約（第四北越銀行）（下記「2. 本第三者割当の目的及び理由（1）本第三者割当に至る経緯及び目的 キ. 第四北越銀行と締結する出資契約の概要」に定義します。）が適法かつ有効に締結されており、かつ、同契約に従い、払込期日に本B種種類株式第三者割当が完了することが合理的に見込まれていること、⑩みちのりホールディングスと第四北越銀行との間の2022年2月7日付株主間契約が、適法かつ有効に締結されていること、⑪みちのりホールディングスが合理的に満足する内容の補助金等が支給されることが合理的に見込まれていること、⑫新潟県、佐渡市、第四北越銀行及び佐渡農業協同組合が、みちのりホールディングス第三者割当に係る払込期日後も、当社の株式を継続して保有する見込みがあることが、みちのりホールディングスが合理的に満足する方法で確認できること、並びに、⑬本出資契約（みちのりホールディングス）締結後に、当社全体の事業、資産又は財務状況に重大な悪影響を継続的に及ぼす具体的な事象が発生していないことを条件としております。

(2) 本A種種類株式第三者割当

| | |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 払込期日 | 2022年3月31日 |
| (2) 発行新株式数 | A種種類株式 26,195,000株 |
| (3) 発行価額 | 1株につき20円 |
| (4) 調達資金の額 | 523,900,000円 |
| (5) 募集又は割当方法 (割当予定先) | 第三者割当の方法によります。 (みちのりホールディングス) |
| (6) その他 | 上記「(1) 本普通株式第三者割当 (6) その他」と同様です。 なお、A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しないこととされております。また、A種種類株式は、普通株式と同順位で、剰余金の配当及び残余財産の分配を受け、A種種類株主は、当社に対しいつでも、普通株式を対価とする取得請求権の行使により、A種種類株式1株に対し普通株式1株の比率で、A種種類株式を当社普通株式へ転換することができることとされております。もっとも、当社は、みちのりホールディングスから、当面の間、本A種種類株式に係る普通株式を対価とする取得請求権を行使しない旨の意向を口頭で確認しております。 |

(3) 本第9回新株予約権第三者割当

| | |
|-------------------------|----------------------------------|
| (1) 割当日 | 2022年3月31日 |
| (2) 発行新株予約権数 | 15,000,000個 |
| (3) 発行価額 | 無償 |
| (4) 行使価額 | 1株当たり20円 |
| (5) 当該発行による潜在株式数 | 潜在株式数：15,000,000株（新株予約権1個につき1株） |
| (6) 調達資金の額 | 300,000,000円 |
| (7) 募集又は割当方法 (割当予定先) | 第三者割当の方法によります。 (みちのりホールディングス) |
| (8) その他 | 上記「(1) 本普通株式第三者割当 (6) その他」と同様です。 |

(4) 本B種種類株式第三者割当

| | |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 払込期日 | 2022年3月31日 |
| (2) 発行新株式数 | B種種類株式 1,500株 |
| (3) 発行価額 | 1株につき1,000,000円 |
| (4) 調達資金の額 | 1,500,000,000円 |
| (5) 募集又は割当方法 (割当予定先) | 第三者割当の方法によります。 (第四北越銀行) |
| (6) その他 | <p>B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しないこととされております。</p> <p>B種種類株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配において普通株式及びA種種類株式に劣後し、普通株式を対価とする取得請求権は付されておられません。また、B種種類株式には、金銭を対価とする取得条項が付されております。</p> <p>上記各号については、本定時株主総会における本定時株主総会付議議案の承認等を条件とします。</p> <p>本B種種類株式第三者割当に係る第四北越銀行の払込みは、大要、①本B種種類株式第三者割当に係る払込み時点において当社の表明及び保証に違反（本B種種類株式第三者割当の実行に重大な悪影響を及ぼさないものを除く。）がないこと、②当社において、本B種種類株式第三者割当に係る払込みまでに履行又は遵守すべき本出資契約（第四北越銀行）上の義務に違反（本B種種類株式第三者割当の実行に重大な悪影響を及ぼさないものを除く。）がないこと、③当社において、本B種種類株式第三者割当の実行のために必要な法令等及び定款その他の内部規程上必要な手続が適法かつ有効に完了していること、④本私的整理手続において本再生計画案が本対象債権者全員の同意又は合意により成立していること、⑤本定時株主総会において、本定時株主総会付議議案が適法に原案どおり承認され、本定時株主総会付議議案の実行がいずれも合理的に見込まれていること、⑥本B種種類株式第三者割当の実行を制限又は禁止する旨の司法・行政機関等の判断等がなされていないこと、⑦本B種種類株式第三者割当に係る臨時報告書が適法かつ有効に提出されていること、⑧本B種種類</p> |

| | |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>株式に係る総数引受契約が適法に締結され、有効に存続していること、⑨当社とみちのりホールディングスとの間の本出資契約（みちのりホールディングス）が適法かつ有効に締結されており、かつ、同契約に従い、本B種種類株式第三者割当に係る払込期日にみちのりホールディングス第三者割当が完了することが合理的に見込まれていることを条件としております。</p> |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(注) なお、発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更は、二度に分けて実施され、まず、発行可能株式総数を2021年12月31日現在の当社の発行済株式総数(17,006,947株)の4倍を超えない範囲内である60,000,000株とする旨の定款変更(本定款変更(1))を行い、次に、本第三者割当のうち、本普通株式第三者割当に係る本普通株式33,805,000株が発行されることを条件として、発行可能株式総数を176,196,500株とする旨の定款変更(本定款変更(2))を行います。本A種種類株式第三者割当に係る本A種種類株式26,195,000株の発行及び本B種種類株式第三者割当に係る本B種種類株式1,500株の発行は、本定款変更(1)及び本定款変更(2)の効力発生を条件として行われます。本普通株式第三者割当に係る本普通株式33,805,000株の発行、本第9回新株予約権第三者割当に係る本第9回新株予約権15,000,000個の発行、本定款変更(2)、本A種種類株式第三者割当に係る本A種種類株式26,195,000株の発行及び本B種種類株式第三者割当に係る本B種種類株式1,500株の発行は、全て同日に行われます。

2. 本第三者割当の目的及び理由

(1) 本第三者割当に至る経緯及び目的

ア. 当社の財務状況及び大規模な資本金の調達必要性

当社グループ(当社及び当社の連結子会社11社で構成されます。)は佐渡島と本土を船で結ぶ、一般旅客定期航路事業及び内航海運業を営んでおり、島民の生活航路として、また、観光客やビジネス関係の足として、さらには佐渡島・本土間で唯一の定期物流の手段として高い公共性を有する海上交通機関であります。このため、安全で安定した運航を提供することは、当社グループにとって重要な使命であると同時に、企業経営の根幹と捉えております。

当社は、1913年(大正2年)に創業して以来、長年に亘り佐渡島と本土を船で結ぶ唯一の交通・物流機関として事業を継続してまいりました。しかしながら、近年は徐々に輸送量が減少しつつあったところに、新型コロナウイルス感染症の拡大が襲い、2020年4月に緊急事態宣言が全都道府県を対象に発出されたことにより、人流は大きな制約を受けております。当社グループでは、輸送人員数は2019年12月期の1,467千人から2020年12月期は760千人(前年比51.81%)まで落ち込み、これにより売上高も2019年12

月期の 11,477,011 千円から 2020 年 12 月期は 7,690,806 千円（同 67.01%）と著しく減少し、その後の感染者数の増減に伴う変動はあるものの、回復の基調が本格化しないまま現在に至っております。

当社グループでは、近年の船舶投資により債務負担が増加していたことに加え、2019 年連結会計年度において重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上したこと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により 2020 年 12 月期第 1 四半期連結累計期間においても重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する四半期純損失を計上したこと、さらには新型コロナウイルス感染症の収束が見えないことから、営業債務の支払及び借入金の返済等の資金繰りに懸念が生じる状況になるとともに、継続企業の前提に重要な疑義が生じる状況となり、2020 年 12 月期第 2 四半期連結累計期間末には 56,807 千円の債務超過となりました。

このような状況の中、当社グループでは、まずは手元資金を厚くし財務基盤の安定性を維持することを目的に、2020 年連結会計年度において新型コロナウイルス感染症対応資金として取引金融機関から約 40 億円の借入れを行いました。また、これと合わせて収益基盤の改善及び債務超過解消のための対応策を柱とする経営改善計画を 2020 年 10 月に策定いたしました。

当社グループでは、この経営改善計画に基づき取組みを行い、2020 年連結会計年度においては常勤取締役の報酬月額を 25～30%減額するとともに、部長、課長以上の管理職の給与及び賞与を 5～10%減額しました。また、運航ダイヤの見直しにより諸経費を削減するとともに、資本強化を目的に経営成績の優良な連結子会社である佐渡汽船運輸株式会社を株式交換（効力発生日：2020 年 12 月 29 日）により完全子会社化した他、含み益のある資産の売却等を行いました。また、2020 年連結会計年度末において債務超過額の拡大が見込まれたことから、国や地元自治体に経済的な支援を要請し、新潟県からは佐渡航路事業継続支援事業として補助金交付決定を受けました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、観光客の予約キャンセル、ビジネス客及び佐渡市民の移動自粛による輸送量の大幅な低迷が継続し、売上高が著しく減少したことを主たる要因として、2020 年連結会計年度において重要な営業損失 2,676,543 千円、経常損失 2,755,220 千円、親会社株主に帰属する当期純損失 2,547,349 千円を計上したことから、2020 年連結会計年度末において 876,922 千円の債務超過となりました。

2021 年連結会計年度においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響継続により輸送量が大幅に減少していることから、収益基盤の改善策として、輸送量に鑑みたダイヤ編成による運航コストの削減や燃料油の上昇を十分に回収できていない状況となっている燃料油価格変動調整金の改定に取り組んでまいりました。加えて、長期間に亘り据え置いてきた貨物運賃を同年 4 月より 10%改定し、また、同年 4 月に慢性的な赤字を計上している小木直江津航路の就航船舶を高速カーフェリーからジェットフォイルに変更するこ

とにより運航コストを削減するとともに、高速カーフェリーを同年7月に売却し船舶保有コストの削減を行うなどの収益基盤の改善に取り組んでまいりました。その上で、資本施策としては、地元自治体である佐渡市を割当先とする総額 357,981 千円の第三者割当増資(同年2月に払込み完了)を行った他、取引金融機関から劣後ローンを総額 1,140,000 千円調達しております。

このように当社グループでは、2020年10月に策定した経営改善計画を着実に実行してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の収束は見えず、断続的な緊急事態宣言の発出及びまん延防止等重点措置の実施により2021年連結会計年度においても業績の著しい低迷が続き、債務超過額が拡大する状況となっております。当社グループでは、このような状況に対応するため、関係者と協議を重ねた結果、さらなる収益基盤の改善を目的に旅客運賃及び航送運賃の各種割引施策の休廃止や見直しを中心に経営改善計画の修正を行い、順次、実行に移しておりますが、修正された計画の本格的な効果の実現は2022年度以降となる見込みであり、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、2021年12月期第3四半期連結累計期間における重要な営業損失 1,642,067 千円、経常損失 1,766,352 千円、親会社株主に帰属する四半期純損失 1,776,445 千円を計上し、2021年12月期第3四半期連結累計期間末は 2,299,571 千円の債務超過となっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況に至っております。

また、当社グループは、業績の急激な落ち込みへの対応及び債務超過解消のための資本増強を図り、上記のとおり、2021年2月には佐渡市を割当先とする 357,981 千円の第三者割当増資を実施し、同年3月以降には、国及び新潟県より補助金の交付を受けるとともに、取引金融機関より劣後ローンの調達等を行いました。2020年12月末時点で 2,910,454 千円であった当社グループの現預金額は、2021年6月末時点において 2,907,902 千円を維持するに留まりました。また、同年7月に、小木直江津航路の就航船舶を高速カーフェリーからジェットフォイルに変更したことにより余剰船舶となっていた高速カーフェリー「あかね」を 3,050,000 千円で売却し(それに伴い補助金の一部である 676,704 千円の返還を実施)、建造時の借入金 2,495,975 千円の期限前弁済により有利子負債の圧縮を図っておりますが、資金繰りが改善するには至っておりません。

この間においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により旅客、航送、貨物の主要三部門の輸送量が大幅に減少している状況が継続し、キャッシュ・フローがマイナスの状態が続きました。さらに同年7月半ば頃から新型コロナウイルスの変異株による感染者数が急拡大し、同年8月に入ると大都市圏を中心に4度目の緊急事態宣言が発出されたことによる感染症拡大地域との往来や旅行・帰省の自粛等により、当社グループにとって最盛期である夏季の輸送量回復は到底見込めない状況となりました。

このため、同年8月時点において、当社は、取引金融機関に対する借入金の約定弁済を継続した場合には2022年1月以降に資金不足が生じることが見込まれる事態に陥ったことから、同月に実施された本対象債権者で構成される債権者会議において、本対象債権者

への借入金及び保証債務の元金の返済について、2022年3月末までの猶予を依頼し、当面の資金繰り懸念を解消いたしました。

しかしながら、当社グループにとって最盛期である夏季の業績が著しく落ち込んだ影響は大きく、2021年9月末に4度目の緊急事態宣言が解除されて以降、徐々に需要の回復は見られたものの、閑散期となる冬季に向かっては当社グループのキャッシュ・フローの改善は見込めず、当社グループの現預金残高は、同年12月末時点で約2,020,974千円までに減少しました。

これにより、足元の状況においては、2022年3月末日に返済猶予の期間が満了する借入金6,833,120千円を含む当社の借入金合計8,770,800千円について、同年4月以降、約定通りに弁済することが困難になるだけでなく、同年4月以降の資金繰りを維持することも困難となっております。

このような状況に照らすと、安全で安定した運航を実現するために必要な設備やサービスを維持した上で、早急に当社グループのキャッシュ・フローや財務基盤を立て直せる実効性のある追加施策の余地に乏しい状況にあります。そのため、大規模な資金調達を早期に実現できない場合には、当社グループの足元の資金繰りは困窮し、株式価値が著しく毀損する状況となっております。

イ. スポンサー選定の経緯

上記のとおり、2019年連結会計年度における重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失の計上、及び新型コロナウイルス感染症拡大による悪影響と不確実性や当社グループをとりまく厳しい経営環境によるさらなる財務基盤の悪化を踏まえ、当社グループは、2020年連結会計年度において新型コロナウイルス感染症対応資金として取引金融機関から約40億円の借入れを行うとともに、自力再生を目指す「経営改善計画」を策定し、経営状況改善のための各種施策を実行してきました。しかしながら、2021年4月段階において二度目の緊急事態宣言が明けてもなお、新型コロナウイルス感染症収束の見通しが立たず、首都圏を中心に行われたまん延防止等重点措置により旅客輸送量が回復しない状況において、当社グループにとって特に重要な夏場の旅客需要の回復が見込めない状況となったことから、自力での債務超過解消は困難であり、早急に資本増強を行う必要があると判断いたしました。そこで、当社は、同月末から、2021年第1四半期連結累計期間末時点で1,644,644千円の債務超過であったこと及びその後見込まれる財務状況の悪化に対処するため、総額2,000百万円規模の増資の引受けに関しスポンサー候補へのコンタクトを開始することとしました。

しかし、当社グループは2020年12月末時点以降大幅な債務超過に陥っており、かつ、厳しい経営環境下においてフリー・キャッシュ・フローがマイナスとなっている中で、当社グループが希望する時間軸で出資に応じられるスポンサーの選定は相当程度困難であると見込まれました。そのため、当社グループは、フィナンシャル・アドバイザーとして

フロンティア・マネジメント株式会社(以下「フロンティア・マネジメント」といいます。)を起用し、同社を通じて、2021年4月末以降、再生型案件に実績を有するファンドや事業会社を中心とした14社に当社グループへのスポンサー支援を打診しました。なお、当社は、かかるスポンサー支援の打診に当たり、当社グループと同業の事業を営み、当社グループの事業に関して理解を有する事業会社等への打診も検討しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により交通事業者の各社が大幅な業績の悪化となる中で、当社グループが希望する規模での出資は難しく、かつ当社グループが希望する時間軸で応じられる候補先は存在しないと判断したため、比較的短い時間軸で検討が可能であり、当社グループが直面していた危機的状況における資金提供のノウハウを有するファンド及び事業会社への打診に限定しました。しかし、そのような打診先であっても、上記のとおり当社の厳しい財務状況に加え、第三セクターに所属し、地域の将来を担う公共交通機関である当社グループの事業運営の難しさ等が要因となり、2021年6月30日を期限とする一次意向表明に至ったスポンサー候補先は2社のみに留まりました。また、そのうち1社については、スポンサー支援の前提条件として求める取引金融機関からの支援の条件が取引金融機関にとって非常に厳しいものであったため、取引金融機関との合意形成の観点から継続検討が困難と判断し、一次意向表明に至ったもう一方のスポンサー候補先である株式会社日本共創プラットフォーム(以下「JPiX」といいます。)及びそのグループ会社であるみちのりホールディングスをスポンサー候補先として協議を進めることとしました。その後、当社グループはJPiX及びみちのりホールディングスからのデュー・ディリジェンスを受けつつ、各ステークホルダーと当社グループに対するスポンサー支援の具体的な内容についての協議を続け、2021年10月25日付でJPiX及びみちのりホールディングスより連名で最終意向表明書(以下「本当初最終意向表明書」といいます。)を受領しました。なお、本当初最終意向表明書で示されたスポンサー支援の金額及び想定支援スキームは以下のとおりでした。

- ・ 総額15億円の普通株式発行による第三者割当増資、及び非公開化に伴う既存株主からの株式取得(なお新潟県、佐渡市、第四北越銀行及び佐渡農業協同組合については非公開化後も普通株式を継続保有)
 - ・ 当該スポンサー支援の前提としての、金融機関による15億円の債務の株式化、並びに、既存借入金の元本返済猶予及びその後15年間での分割返済とする金融支援
- JPiXは、投資先の生産性向上によって創出したキャッシュ・フローを必要な設備投資や人材投資につなげ、ひいては地域経済の活性化を目指す投資・事業経営会社であり、株式会社経営共創基盤(以下「IGPI」といいます。)が100%の議決権を保有し、政府系金融機関、地域金融機関及び事業会社等が種類株式を保有しております。また、みちのりホールディングスは、関東自動車グループや福島交通グループなど地域交通事業者を傘下に収める持株会社で、長期持続的な交通ネットワークの構築を目指す企業であり、同様にIGPIが100%の議決権を保有しております。

当社は、JPiX 及びみちのりホールディングスが、本当初最終意向表明書において、JPiX 又はみちのりホールディングスによる普通株式の第三者割当による当社への出資を通じて総額 15 億円という規模の資金提供を実施する意向を表明するとともに、佐渡島と本土をつなぐ唯一の公共交通機関である当社グループの事業運営の難しさを理解した上で、新型コロナウイルス感染症の影響が継続し、当社グループをとりまく経営環境が厳しい中、JPiX 又はみちのりホールディングスによる資金面の支援について具体的な提案をしたこと、及び、JPiX 及びみちのりホールディングスが、主にみちのりホールディングス及びその傘下の交通事業会社で構成する「みちのりグループ」の公共交通事業の経営を通じて得たノウハウを活かした早期の経営改善及び中長期的な視野に立った成長の実現に向けて協力して取り組む強い意向を表明したこと等、当社グループをとりまく状況を踏まえたスポンサー選定において重要と考えられる考慮要素を充足していることから、JPiX 及びみちのりホールディングスが最適のスポンサー候補であると考えに至りました。

なお、上記のスポンサー候補先に対するスポンサー支援の打診の過程において、JPiX 及びみちのりホールディングス以外の事業会社又はファンドなどの金融投資家からは、①新型コロナウイルス感染症の拡大の状況下における旅客需要の回復の不透明性や、②当社グループが必要とする時間軸での事業継続に必要な規模での資金支援を行うことは困難であること、及び、③多額の債務超過に陥っている中で地方公共交通機関として株主でもある地方自治体と協調した支援を行うことに一定の複雑性があることなどを理由として、取引金融機関や関係自治体からの当社グループ支援に対する合意形成が実現可能と判断できるだけの具体的な提案は得られませんでした。

上記のとおり、当社は、資金・資本面の支援についての具体的な提案をし、当社グループをとりまく状況を踏まえたスポンサー選定において重要と考えられる考慮要素を充足する JPiX 及びみちのりホールディングスが最適のスポンサー候補であると考えられ、また、JPiX 及びみちのりホールディングスの他に、当社グループが希望する短い時間軸での資本増強を実現可能とするスポンサー支援について、具体性を伴った提案を行った候補者はなかったことから、JPiX 及びみちのりホールディングスを最終的なスポンサーとして選定いたしました。なお、本当初最終意向表明書の受領時点においては、第三者割当の割当先が JPiX 又はみちのりホールディングスのいずれとなるかについては未定でしたが、下記「ウ. みちのりホールディングス第三者割当、本株式併合及び本第 10 回新株予約権無償割当を実施することを決定した経緯及び理由」に記載のとおり、最終的にみちのりホールディングスが第三者割当の割当先に決定いたしました。

ウ. みちのりホールディングス第三者割当、本株式併合及び本第10回新株予約権無償割当を実施することを決定した経緯及び理由

(本当初最終意向表明書に係るスキームの決定に至る経緯及び理由)

当社は、本当初最終意向表明書の提出に至るまでのスポンサー選定の過程において JPiX 及びみちのりホールディングスとの間で、当社グループに対するスポンサー支援の具体的な内容についての協議を行い、JPiX 及びみちのりホールディングスには、当社グループの事業の継続のために必要な資金を供給しつつ、当社の株主の皆様にもご納得いただける方法であり、また、取引金融機関の理解を得られる条件となることを前提に本当初最終意向表明書の内容を検討していただきました。

本当初最終意向表明書の提出に際して、JPiX 及びみちのりホールディングスとしては、当社グループに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果として、足元の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の断続的な発出等の影響を受けた移動制限による利用客の減少や中長期的に見た地域の人口減少など不透明かつ厳しい事業環境が続き、債務超過額が拡大するとともにキャッシュ・フローが悪化する中で、中長期的な視点で安定的に生活航路を営む事業者として事業を継続するためには、当社グループへの大規模な資本注入を行うとともに、主要株主である地方自治体や第四北越銀行等とともに当社グループの事業及び組織の構造改革を行うことが必須であるとの認識を持つに至ったとのことです。

そのような前提に基づき、JPiX 及びみちのりホールディングスは、本当初最終意向表明書において、取引金融機関が当社に対して有する債権の株式化等を前提として、総額 15 億円の普通株式発行とその後の当社の非公開化取引に関する一連の取引を提案したとのことです。

JPiX 及びみちのりホールディングスによれば、本当初最終意向表明書において当社の非公開化取引を提案した理由としては、総額 15 億円の第三者割当を行う場合には希薄化率が 300%を超えて上場廃止となり得ること、また、当社グループが既に大幅な債務超過に陥っておりやはり上場廃止基準に抵触し得ることから、大規模な資本増強を早期に実施した後に、当社の少数株主の利益保護を勧告して合理的な対価を支払った上で、当社を非公開化することが当社の少数株主の利益にも資すると考えたからであるとのことです。また、本当初最終意向表明書における当該非公開化取引の方法としては、類似の事例でも採用されている株式併合を前提としつつも、公開買付けの方法によることも検討されておりました。

また、本当初最終意向表明書の受領時点においては、第三者割当の割当先が JPiX 又はみちのりホールディングスのいずれとなるかについては未定でしたが、最終的にみちのりホールディングスが第三者割当の割当先に決定いたしました。これは、みちのりホールディングスとの協議により、みちのりホールディングス傘下の公共交通事業との「横串」を通じた経営によってより当社の効率的な事業運営を実現し、事業構造改革等の効果を発現させることができると考えられたためです。

(みちのりホールディングス第三者割当、本株式併合及び本第10回新株予約権無償割当へのスキームの変更の経緯及び理由)

当社は、本当初最終意向表明書を受領した後、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保すべく、2021年10月29日に開催した当社取締役会において、本特別委員会（下記「9. 企業行動規範上の手続に関する事項」に定義します。）を設置する旨の決議をし、本特別委員会において本当初最終意向表明書の内容について検討を行うこととしました。

また、みちのりホールディングス、当社のメインバンクである第四北越銀行及び公共交通機関としての当社をご支援いただいている新潟県等の地方自治体との間で、協議・対話を継続し、少数株主の皆様の利益保護の観点から、非公開化を前提とするものの是非も含め、様々な選択肢について慎重に検討を重ねました。

当該協議及び検討の過程において、①本当初最終意向表明書の前提においては、第三者割当の結果、みちのりホールディングスが所有することになる議決権が相応の比率に高まることが想定されることから、急激な希薄化が直ちに生ずることに対する配慮をすべきではないかとの指摘を受け、また、②株式併合のみを実施する場合、少数株主の皆様をさらなるリスクにさらす事態を避けることが可能であるものの、当社においては、厳しい経営環境の中で、長きに亘り当社をご支援いただいている少数株主の皆様が多く存在し、そのようなリスクを前提としても、当該第三者割当増資後も当社の株式を継続して保有したいとのご意向を有する少数株主の皆様が一定程度存在する可能性があり、そのような少数株主の皆様の意向に配慮する必要があるのではないかと指摘がなされました。

そこで、改めて、当社及びみちのりホールディングスにおいて、当社を非公開化する一連の取引のスキームについて検討し、その内容について第四北越銀行及び新潟県等の地方自治体と協議をいたしました。

まず、上記①の指摘については、直ちに資金需要があるわけではない範囲について本第9回新株予約権第三者割当を行うこととし、また、割当予定先であるみちのりホールディングスの保有する議決権割合について66.67%を下回らない範囲で低く押さえるべく本A種種類株式第三者割当を組み合わせることで、急激な希薄化が直ちに生ずることに対する配慮をすることも可能であるとの結論に至りました。

次に、上記②の指摘については、本株式併合を実施せず、本第三者割当のみを実施する方法や本第三者割当の後に、本株式併合ではなく公開買付けを実施する方法などについて検討いたしました。もっとも、本株式併合を実施せず、本第三者割当のみを実施する方法については、本第三者割当を実施した場合、希薄化率が300%を超えて上場廃止基準に抵触し得ること、また、当社グループが既に大幅な債務超過に陥っておりやはり上場廃止基準に抵触し得ることからすると、本株式併合を実施することで少数株主の皆様を上場廃止前に当社株式の売却の機会を与えることが望ましいと判断いたしました。また、本第三者割当の後に、本株式併合ではなく公開買付けを実施する方法については、当社の株式

の保有を継続したいとの既存株主の皆様のご意向を尊重することができるものの、公開買付けの開始を認識できなかった、又は応募手続を失念し、スクイーズアウトの機会を失ってしまう株主の皆様が相当数生じることが懸念されるとともに、上記のとおり、複数の上場廃止基準に抵触し得る状況にあることから応募への圧力がかかり強圧性が生じるリスクが否定できず、かえって少数株主の皆様が不利益を与えかねないこと等を考慮し、最良の手段ではないと判断いたしました。

他方で、本株式併合と併せて本第10回新株予約権無償割当を実施する方法によれば、本普通株式第三者割当に係る払込金額に一定の金額を上乗せした金額を支払って少数株主の皆様を一律にスクイーズアウトすることで、合理的な退出の機会を与え、さらなるリスクにさらす事態を避けることが可能であるとともに、本株式併合効力発生時の全ての株主の皆様に対して本第10回新株予約権を無償で割り当てることで、そのような既存株主の中で当社の株式を継続して保有したいとのご意向を有している株主様は、当該ご意向に沿って本再出資を実施していただき、本株式併合前の保有株数で当社の株式を継続して保有することが可能になることから、最も適切な方法であると判断いたしました。

以上の検討を経て、当社は、(i) 上記「ア. 当社の財務状況及び大規模な資本性資金の調達必要性」に記載のとおり、資金繰りの懸念により大規模な資金調達の早期の実現が不可欠となっている状況において、急激な希薄化が直ちに生ずることに対して配慮しつつも、当社が、安全で安定した運航を実現するために必要な設備やサービスを維持した上で、当面の事業継続に最低限必要と見込まれるキャッシュ・フローを確保し、大幅な債務超過額を可及的に圧縮し財務基盤の回復を図るため、本普通株式第三者割当、本A種種類株式第三者割当及び本第9回新株予約権第三者割当を実施し、併せて、(ii) 「VI. 株式併合について」に記載のとおり、当社とみちのりホールディングス、新潟県、佐渡市、第四北越銀行及び佐渡農業協同組合が一体となって、地域交通事業者として航路の存続が可能となるように構造改革を推し進めるとともに、少数株主の皆様をさらなるリスクにさらす事態を避けるために、本株式併合を実施し、(iii) 長きに亘り当社をご支援いただいております少数株主の皆様が本子会社化取引後も当社の株式を継続して保有していただく機会を確保するため、本第10回新株予約権無償割当を実施することが最も適切であると判断しました。

エ. 本B種種類株式第三者割当を実施することを決定した経緯及び理由

当社は、上記の2021年4月末からのスポンサー支援の打診に際しては、スポンサー出資により債務超過額全額を解消することを念頭に、金融支援を前提としないスポンサー支援の実現可能性についても各打診先と交渉を行いました。しかし、当社は2020年12月末時点で大幅な債務超過に陥り、その後の債務超過額が拡大し、かつ、厳しい経営環境下においてフリー・キャッシュ・フローがマイナスとなっている当社グループに対して、金

融支援を前提としないスポンサー出資の実現は難しく、一次意向表明に至った2社については、両社とも、取引金融機関が当社に対して有する債権を株式化することによる既存の有利子負債の圧縮及び資本の増強を前提とする提案でした。そこで、当社は、メインバンクである第四北越銀行と協議を重ね、スポンサーによる出資を実現し、佐渡島と本土をつなぐ唯一の公共交通機関として早期の財務体質の改善を目指すためには、スポンサーによる出資による資本の増強と同時に第四北越銀行が当社に対して有する債権を株式化することで、有利子負債の圧縮及び資本の増強を行う必要があると判断いたしました。

当該債権の株式化の具体的な手法に関しては、当社、みちのりホールディングス及び第四北越銀行との協議により、手続的負担及び税務上の観点から、金銭債権を現物出資する方法ではなく、第四北越銀行に本B種種類株式を引き受けていただき、本B種種類株式第三者割当により調達する資金を、当社の第四北越銀行からの借入金の弁済に充当することといたしました。

オ. 本対象債権者との協議について

上記のとおり、当社グループは2020年12月末時点で債務超過に陥っており、かつ、新型コロナウイルス感染症の影響により、キャッシュ・フローの改善が不透明な状況となる中で経営改善計画を策定し、2021年からの一定の旅客需要の回復、特に夏季の旅客需要の回復を見込んでおりました。しかしながら新型コロナウイルス感染症の再拡大により、当該計画を大幅に下方修正する必要が生じ、取引金融機関に対する借入金の約定弁済を継続した場合、2022年1月以降に資金不足が生じる状況にあり、スポンサー出資を得るための各種手続（スポンサー探索、スポンサーによるデュー・ディリジェンス、既存株主・取引金融機関・地方自治体等のステークホルダーとの折衝、契約条件の交渉等を含みます。）が完了した後の出資の実行が最も早くとも2022年3月末以降と予想され、2022年1月以降の事業継続が困難となる可能性が出てきました。そこで当社は、速やかにスポンサー探索を開始して支援の提供可能な候補先の探索を開始すると同時に、2021年7月下旬より新潟県中小企業再生支援協議会による再生計画策定支援（第二次対応）の開始を受け、スポンサーによる出資を前提とする事業再生計画案の策定を開始し、同年8月には、本対象債権者に対し、2021年8月20日から2022年3月31日までの間、本対象債権者による借入金及び保証債務の元金の返済の猶予をいただきました。

その後、当社は本対象債権者との間で協議を重ね、本第三者割当の実施を内容とする本再生計画案を策定し、2022年1月26日の債権者会議において、本再生計画案の提示を行いました。当社の2021年11月30日時点の借入金残高は合計8,770,800千円であるところ、本再生計画案において、当社は、(i) 本B種種類株式第三者割当により調達した資金による第四北越銀行に対する既存借入金債務1,500,000千円の弁済、(ii) 本対象債権者に対する既存借入金5,830,800千円についての借換え又は条件変更による1年9か月間の元本返済の猶予及びその後15年間で分割返済とする金融支援（うち4,216,114千

円についてはシンジケートローンの方法による借換え)、並びに (iii) 本対象債権者に対する既存借入金 1,440,000 千円 (劣後ローン) についての返済条件の維持を要請しております。今後、本再生計画案について、本対象債権者に説明を尽くしてご理解をいただき、本対象債権者から本再生計画案に同意いただくことで、本再生計画案の成立を目指してまいります。

なお、本再生計画案は、本対象債権者全ての同意により成立するものであり、本第三者割当は、本再生計画案の成立を条件としています。

カ. みちのりホールディングスと締結する出資契約の概要

当社とみちのりホールディングスとの間では、2022 年 2 月 7 日付で、みちのりホールディングス第三者割当及び本子会社化取引の実施に際して、出資契約 (以下「本出資契約 (みちのりホールディングス)」といいます。) を締結する予定であり、その概要は以下のとおりであります。

(ア) 当社の主な遵守事項

- 本出資契約 (みちのりホールディングス) の締結日以降本普通株式第三者割当及び本 A 種種類株式第三者割当の実行までの間、善良なる管理者の注意をもって、その事業の遂行及び財産の管理・運営を行い、本出資契約 (みちのりホールディングス) 及び本再生計画案において企図される事項、みちのりホールディングスが事前に承諾した事項並びに法令等により要請される事項を除き、みちのりホールディングスの事前の書面による承諾なく、本出資契約 (みちのりホールディングス) に掲げる一定の重要な行為を行わないこと。
- 2022 年 3 月 31 日 (以下「クロージング日」といいます。) の前日までに、みちのりホールディングス第三者割当及び本 B 種種類株式第三者割当を行うために法令等又は定款その他内部規程に基づき当社において必要な一切の手続を適法かつ有効に完了させるために合理的な範囲で最大限努力すること。
- クロージング日の前日までに、本定時株主総会付議議案を目的事項に含む本定時株主総会を招集し、開催すること。
- 下記(エ)に定める各前提条件の充足に向けて合理的な範囲で最大限の努力を行うこと。
- 本再生計画案が本対象債権者の同意により成立するよう合理的な範囲で最大限努力すること。
- 本対象債権者からの借入金について、その貸付条件をみちのりホールディングスの事前の同意なく変更せず、また、クロージング日までに、本対象債権者との間において、本再生計画案に従い、借換え及び条件変更を行うことについて合意するよう合理的な範囲で最大限努力すること。

- 本株式併合の効力発生後、本株式分割のために法令等又は定款その他内部規程に基づき当社において必要な一切の手続を適法かつ有効に完了させること。
- 本第 10 回新株予約権無償割当のために法令等又は定款その他内部規程に基づき当社において必要な一切の手続を適法かつ有効に完了させること。
- 引受人と協議の上、別途合意する取締役候補者を当社の取締役に選任する旨の議案を本定時株主総会において提案すること。

(イ) みちのりホールディングスの主な遵守事項

- クロージング日の前日までに、みちのりホールディングス第三者割当を行うために法令等又は定款その他内部規程に基づきみちのりホールディングスにおいて必要な一切の手続を適法かつ有効に完了させるために合理的な範囲で最大限努力すること。
- 下記(ウ)に定める各前提条件の充足に向けて合理的な範囲で最大限の努力を行うこと。
- みちのりホールディングス第三者割当に関して必要となる公正取引委員会に対する届出を行うこと。
- 少なくともクロージング日から一定期間、クロージング時点において当社が雇用する従業員の雇用条件を実質的に不利益に変更させることなく、合理的な範囲で引き続き雇用するよう合理的な範囲で最大限努力すること。
- 本株式併合の効力発生を条件として、クロージング後実務上可能な限り速やかに、当社の株主が保有する当社の普通株式の端数の合計数に相当する株式（但し、その合計数に一に満たない端数が生ずるときは、会社法第 235 条第 1 項括弧書に従い、これを切り捨てるものとする。）を、裁判所の許可を得て、かかる端数の合計数（疑義を避けるために付言するに、一に満たない端数を含むものとする。）を本株式併合の併合比率の割合で除した数に 30 円を乗じた金額でこれを買受けること。
- 当社において本第 9 回新株予約権の行使に伴う払込みを受ける合理的な必要性が認められるとみちのりホールディングスが判断した場合には、みちのりホールディングスは、本第 9 回新株予約権を行使すること。
- 本第 10 回新株予約権無償割当により割当てを受ける本第 10 回新株予約権の全てを、割当日である 2022 年 6 月 30 日付で放棄すること。

(ウ) 当社による本普通株式第三者割当の実施の主な前提条件

- みちのりホールディングスにおいて、みちのりホールディングス第三者割当の実行のために必要な法令等及び定款その他の内部規程上必要な手続が適法かつ有効に完了していること。

- 本再生計画案が本対象債権者全員の同意により成立していること。
- 本定時株主総会において、本定時株主総会付議議案が適法に原案どおり承認されていること。

(エ) みちのりホールディングスによる本普通株式第三者割当及び本A種種類株式第三者割当に係る引受け及び払込義務の主な前提条件

- 当社において、みちのりホールディングス第三者割当のために必要な法令等及び定款その他の内部規程上必要な手続が適法かつ有効に完了していること。
- 本再生計画案が本対象債権者全員の同意により成立していること。
- 本再生計画案に従い、5,830,800千円の借換え及び条件変更（本対象債権者に対する既存借入金 5,830,800千円についての1年9か月間の元本返済の猶予及びその後15年間での分割返済とする借換え及び条件変更）が実行されていること又はその実行が合理的に見込まれること。
- 本定時株主総会において、本定時株主総会付議議案が適法に原案どおり承認され、本定時株主総会付議議案の実行がいずれも合理的に見込まれていること。
- クロージング日に本B種種類株式の第四北越銀行による引受けの履践及びこれに基づく発行が完了することが合理的に見込まれていること。
- みちのりホールディングスと第四北越銀行との間の2022年2月7日付株主間契約が、適法かつ有効に締結されていること。
- みちのりホールディングスが合理的に満足する補助金等が支給されることが合理的に見込まれていること。
- 新潟県、佐渡市、第四北越銀行及び佐渡農業協同組合が、本普通株式第三者割当及び本A種種類株式第三者割当の実行後も当面の間、当社の株式を継続して保有する見込みがあることが、みちのりホールディングスが合理的に満足する方法（基本的には口頭による確認を想定している旨連絡を受けております。）で確認できていること。
- 本出資契約（みちのりホールディングス）締結後に、当社全体の事業、資産又は財務状況に重大な悪影響を継続的に及ぼす具体的な事象が発生していないこと。

キ. 第四北越銀行と締結する出資契約の概要

当社と第四北越銀行との間では、2022年2月7日付で、本B種種類株式第三者割当の実施に際して、出資契約（以下「本出資契約（第四北越銀行）」といいます。）を締結する予定であり、その概要は以下のとおりであります。

(ア) 当社の主な遵守事項

- B種種類株式引受契約の締結日以降本B種種類株式第三者割当の実行までの間、B種種類株式引受契約及び本再生計画案において企図される事項、第四北越銀行が事前に承諾した事項並びに法令等により要請される事項を除き、善良なる管理者の注意をもって、その事業の遂行及び財産の管理・運営を行うこと。
- クロージング日の前日までに、本B種種類株式第三者割当及びみちのりホールディングス第三者割当を行うために法令等又は定款その他内部規程に基づき当社において必要な一切の手続を適法かつ有効に完了させるために合理的な範囲で最大限努力すること。
- クロージング日の前日までに、本定時株主総会付議議案を目的事項に含む本定時株主総会を招集し、開催すること。
- 下記(エ)に定める各前提条件の充足に向けて合理的な範囲で最大限の努力を行うこと。
- 本再生計画案が本対象債権者の同意により成立するよう合理的な範囲で最大限努力すること。

(イ) 第四北越銀行の主な遵守事項

- クロージング日の前日までに、本B種種類株式第三者割当を行うために法令等又は定款その他内部規程に基づき第四北越銀行において必要な一切の手続を適法かつ有効に完了させるために合理的な範囲で最大限努力すること。
- 下記(ウ)に定める各前提条件の充足に向けて合理的な範囲で最大限の努力を行うこと。

(ウ) 当社による本B種種類株式第三者割当の実施の主な前提条件

- 第四北越銀行において、本B種種類株式第三者割当の実行のために必要な法令等及び定款その他の内部規程上必要な手続が適法かつ有効に完了していること。
- 本再生計画案が本対象債権者全員の同意により成立していること。
- 本定時株主総会において、本定時株主総会付議議案が適法に原案どおり承認されていること。

(エ) 第四北越銀行による第四北越銀行に係る引受け及び払込義務の主な前提条件

- 当社において、本B種種類株式第三者割当の実行のために必要な法令等及び定款その他の内部規程上必要な手続が適法かつ有効に完了していること。
- 本再生計画案が本対象債権者全員の同意により成立していること。
- 本定時株主総会において、本定時株主総会付議議案が適法に原案どおり承認されており、本定時株主総会付議議案の実行がいずれも合理的に見込まれていること。

- ・ クロージング日に本普通株式及び本A種種類株式のみちのりホールディングスによる引受けの履践及びこれに基づく発行が完了することが合理的に見込まれていること。

ク. 本第三者割当及び本子会社化取引に関する留意事項

上記のとおり、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると認識せざるを得ない状況となっており、本再生計画案が成立しない場合若しくは上記の予定どおりに進行しない場合、本定時株主総会で本第三者割当及び本子会社化取引に係る議案のご承認がいただけない場合、又は、みちのりホールディングスと締結する予定の本出資契約（みちのりホールディングス）に定めるみちのりホールディングス第三者割当及び本子会社化取引の実施の前提条件が充足されない場合に、みちのりホールディングスからのスポンサー支援及び第四北越銀行による本B種種類株式の引受けの実施の合意等をいただけないときには、当社の事業の継続は極めて困難になる可能性があります。

ケ. 本再出資に係る株主の皆様への投資判断について

株主の皆様には本第10回新株予約権の行使により当社の株式を引き続き保有していただく機会を提供させていただきますが、本第10回新株予約権を行使するか否かについては、当社グループの置かれた厳しい状況を正しくご理解いただき、以下の点に十分ご留意ください。

まず、当社株式は本株式併合により、上場廃止となることから、本再出資後は、当社株式は市場での売買ができなくなります。また、当社株式に係る株主優待制度の取扱いは、新体制にて判断をする予定であり、現時点で未定です。今後、方針が確定され次第適時適切に開示いたします。

当社グループは本第三者割当及び本子会社化取引を通じて、みちのりホールディングスの子会社として公共交通機関としての使命を果たしていくと同時に、着実に本再生計画案の実行を進めていくこととなります。本再生計画案の主要な数値計画は上記「5. 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及び具体的内容 ①本普通株式」に記載のとおりです。なお、本第三者割当による資本増強を行い、当該数値計画を順調に達成できた場合であっても、当社グループの債務超過の解消は早くても2023年12月期となる見込みです。また、本再生計画案では下記の各種施策の実行を見込んでおり、上記数値計画の達成には一定の不確実性が伴うものとなっております。

(本再生計画案における各種施策の概要)

- ・ 売上単価（旅客運賃・割引、貨物運賃）、燃料油価格変動調整金制度の見直し
- ・ 各種増収施策
- ・ 固定費削減（広告宣伝費削減等）

- ・ 資本増強（スポンサーによる出資、債務の株式化）
- ・ 財務キャッシュ・フローの安定化（既存借入金の借換え及び条件変更による 2023 年 12 月末までの元本返済猶予と 15 年間の分割弁済）
- ・ みちのりグループとの連携によるマーケティング施策、コスト削減施策
- ・ 老朽化している船舶のリプレース

コ. 本子会社化取引後の経営体制

当社の代表取締役社長尾崎弘明は、事業再建に向け、その経営責任を明確化するため、本第三者割当の実行後、直ちに退任いたします。また、本第三者割当の実行後は、みちのりホールディングスから、当社取締役会の過半数以上の常勤及び非常勤取締役が派遣され、かつ、当該取締役の中から代表取締役が選定される予定です。なお、代表取締役社長尾崎弘明以外の取締役の本第三者割当実行後の処遇については、今後決定されます。

(2) 本第三者割当を選択した理由

当社は、本第三者割当の実施を決定するまでに、様々な資金調達のための手法について比較検討を行いました。その際、上記「2. 本第三者割当の目的及び理由 (1) 本第三者割当に至る経緯及び目的 ア. 当社の財務状況及び大規模な資本金の調達の必要性」に記載の当社グループの資金需要を踏まえれば、当社グループが希望する時間軸での必要金額の調達が確実に見込まれることが最も重要な考慮要素と考えました。

この点、例えば、公募増資による普通株式の発行を行う場合、2021年2月19日付「2020年12月期決算短信〔日本基準〕(連結)」(2021年3月25日付「(訂正・数値データ訂正)「2020年12月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の一部訂正について」により訂正された事項を含みます。)にて公表のとおり、当社グループの2020年12月期連結財務諸表の注記には「継続企業の前提に関する事項」の注記を記載しており、証券会社の引受けにより行われる公募増資の実施はそもそも困難と判断しました。また、ライツオフリング・株主割当についても、株価動向等を踏まえた割当株主の判断により、新株予約権が必ずしも全て行使されるとは限らず、また、株主割当に全て応じていただけるとも限らないため、最終的な資金調達金額が不確実であり、確実性をもって必要金額を調達する必要がある当社グループにとっては現時点における適切な選択肢ではないと判断しました。

これに対して、第三者割当増資は、必要金額の調達の確実性が最も高く、適切なスポンサーが選定できれば、当社グループにとって適切な選択肢になり得ると考え、上記「2. 本第三者割当の目的及び理由 (1) 本第三者割当に至る経緯及び目的」に記載のとおり、みちのりホールディングスを割当予定先とするみちのりホールディングス第三者割当を実施すること、及び、その前提条件として提示された第四北越銀行が当社に対して有する債権の株式化を実施することが、現時点で当社グループがとり得る最良の選択肢であるとの判断に至りました。なお、上記「2. 本第三者割当の目的及び理由 (1) 本第三者割当に至る経

緯及び目的 イ. スポンサー選定の経緯」記載のスポンサー候補先に対するスポンサー支援の打診の過程において、同じく第三者割当である無議決権の転換型優先株式による資金調達を検討していた候補者もいたものの、新型コロナウイルス感染症の長期化により、具体的な提案には至りませんでした。

当社は、第三者割当の他にも、金融機関からの追加借入による資金調達の可能性も検討しましたが、既に当社グループが債務超過に陥っており、今後も多額の損失計上が継続することが予想され、かつ、2021年8月以降、取引金融機関より既に借入金及び保証債務の元金の返済の猶予をいただき、2022年4月以降の取引条件についても見直し等が必要な状況の中で、スポンサーからの資金提供等により当社グループが抱える事業・財務面での課題の早期かつ抜本的な解決を図り、本対象債権者より本再生計画案にご同意いただくことを最優先すべきであり、現時点では、金融機関からの追加借入による資金調達は当社グループにとって現実的又は利用可能な選択肢ではなく、当社グループをとりまく状況の解決につながるものではないと判断しました。

また、航路関係者である地方自治体による資金調達の可能性も検討しましたが、既に2021年2月に佐渡市から第三者割当増資の引受けによる357,981千円の支援を、2020年12月に新潟県から「地域公共交通感染症拡大防止対策事業」として88,782千円の補助金及び「佐渡航路事業継続支援事業」として715,802千円の補助金の支援を、それぞれ実施いただいております。追加的な支援を受けることは困難と判断いたしました。なお、当社と新潟県、佐渡市、上越市、みちのりホールディングスは、佐渡航路の維持・発展のために、連携協定を結ぶことを予定しているとともに、上越市からは今後の追加の支援が予定されており、上記三自治体からは、みちのりホールディングスによる出資後も、より強固な関係を築きたいとの意向を示していただいております。

本普通株式第三者割当によりみちのりホールディングスに対して本普通株式が割り当てられた場合、みちのりホールディングスが有することとなる議決権数は338,050個であり、当社の総議決権数(2021年12月31日現在の当社の総議決権数(168,861個)に当該議決権数を加えた数である506,911個)に対する割合は66.69%となります。また、みちのりホールディングスに割り当てられる本A種種類株式は無議決権種類株式であるものの、本A種種類株式には当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されており、本A種種類株式の全てが当社普通株式に転換された場合に交付される当社普通株式に係る議決権は261,950個であります。さらに、本第9回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式に係る議決権数150,000個であります。よって、みちのりホールディングスが本普通株式、本A種種類株式及び本第9回新株予約権を全て引受け、かつ行使及び転換した場合の当社の総議決権数(2021年12月31日現在の当社の総議決権数(168,861個)に当該議決権数を加えた数である918,861個)に対する割合は81.62%となり、みちのりホールディングスは、会社法第206条の2第1項及び第244条の2第1項に規定する特定引受人に該当します。なお、本第9回新株予約権は、本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後に行使がな

れることを想定し、行使期間の始期を本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了が見込まれている2022年7月1日に設定しているとともに、本出資契約（みちのりホールディングス）上、当社において本第9回新株予約権の行使に伴う払込みを受ける合理的な必要性が認められるとみちのりホールディングスが判断した場合には、みちのりホールディングスは、本第9回新株予約権を行使する旨合意する予定です。

みちのりホールディングス第三者割当に関して、本日開催の当社取締役会において、当社の監査役3名（うち2名は社外監査役）は、当社の現在の財務状態と資金繰りを含めた今後の見通しを踏まえると、みちのりホールディングス第三者割当によって資金調達を行い、本子会社化取引を通じたスポンサー支援を受けることは、現在の当社の存亡にかかわる取引であると考えられ、本子会社化取引を通じたスポンサー支援を受けるために取引金融機関から既存借入金についての条件変更等の同意を得る必要がある状況に照らしても、みちのりホールディングス第三者割当の払込金額及び本株式併合に伴う端数処理を通じて当社の少数株主に支払われる金額は、赤坂国際会計（以下に定義します。）から当社宛に提出された2022年2月4日付本普通株式価値算定書（以下に定義します。）に記載されている当社株式の株式価値の算定結果及び同じく赤坂国際会計から当社宛に提出された2022年2月4日付フェアネス・オピニオン（以下に定義します。）に記載されている意見の内容を踏まえていることから、相当であると認められ、これらの点に鑑みると、本子会社化取引を通じたスポンサー支援は、当社にとって必要かつ相当な取引であると認められ、また、会社法第206条の2第1項及び第244条の2第1項に規定する特定引受人に該当するみちのりホールディングスを割当先とするみちのりホールディングス第三者割当には合理性が認められる旨の意見を表明しています。なお、取締役会の判断と異なる社外取締役の意見はありません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

| | | |
|---|----------------------------|----------------|
| ① | 本普通株式の払込金額の総額 | 676,100,000円 |
| ② | 本第9回新株予約権の払込金額の総額 | 0円 |
| ③ | 本第9回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 300,000,000円 |
| ④ | 本A種種類株式の払込金額の総額 | 523,900,000円 |
| ⑤ | 本B種種類株式の払込金額の総額 | 1,500,000,000円 |
| ⑥ | 払込金額の総額 | 3,000,000,000円 |
| ⑦ | 発行諸費用の概算額 | 85,589,900円 |
| ⑧ | 差引手取概算額 | 2,914,410,100円 |

(注) 1. 払込金額の総額は、本普通株式の払込金額の総額676,100,000円、本A種種類株式の払込金額の総額523,900,000円、本第9回新株予約権の行使に際して出資される財

産の価額 300,000,000 円及び本B種種類株式の払込金額の総額 1,500,000,000 円の合計額 (3,000,000,000 円) であります。

2. 本第9回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、全ての本第9回新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。また、行使価額が調整された場合には、本第9回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少します。また、本第9回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本第9回新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。なお、本出資契約（みちのりホールディングス）上、当社において本第9回新株予約権の行使に伴う払込みを受ける合理的な必要性が認められるとみちのりホールディングスが判断した場合には、みちのりホールディングスは、本第9回新株予約権を行使する旨を合意する予定です。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、主にフィナンシャル・アドバイザー費用の他、弁護士費用、株主総会開催関連費用、登記関連費用及び株式・新株予約権価値算定費用の合計です。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

本第三者割当により調達する差引手取概算額 2,914,410 千円の具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりであります。

ア. みちのりホールディングス第三者割当

(本普通株式及び本A種種類株式)

本普通株式第三者割当及び本A種種類株式第三者割当の差引手取概算額 1,133,660 千円の具体的な使途は次のとおり予定しております。

| 具体的な使途 | 金額 | 支出予定時期 |
|--------------------|------------|----------------------|
| ① 運転資金 | 733,660 千円 | 2022年4月～12月 |
| ② 船舶の老朽化設備等の更新投資 | 300,000 千円 | 2022年4月～12月 |
| ③ 船舶以外の老朽化設備等の更新投資 | 100,000 千円 | 2022年4月～ 2023年12月 |

(注) 調達した資金については、実際に支出するまでは、安全性の高い預金口座にて管理します。

① 運転資金

本普通株式第三者割当及び本A種種類株式第三者割当により調達した資金の一部は、上記「2. 本第三者割当の目的及び理由 (1) 本第三者割当に至る経緯及び目的」に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症により当社グループの連結売上高は2020年12月期で2019年12月期の67.01%、2021年12月期第3四半期連結累計期間でも、2019年12月期第3四

半期連結累計期間の 65.11%と大幅に減少していることから、逼迫している運転資金に充当します。主な内容は、船舶の運航にかかる費用（船舶の運航を委託している子会社へ支払う運航委託手数料）であり、内訳は船員人件費、船舶燃料費、船舶修繕費等となります。なお、内訳ごとの支出額及び支出時期の詳細については確定しておりません。資金使途及び支出時期が変更となった場合は、必要に応じてその内容を適時適切に開示します。

② 船舶の老朽化設備等の更新投資

当社の船舶は、平均船齢が約 28 年となっており、船舶内部の設備等が老朽化している状況にあるため、当該設備の維持及び事故等なく安全運航を行うため、毎期更新投資を行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により 2020 年 12 月期連結決算で重要な営業損失 2,676,543 千円を、2021 年 12 月期第 3 四半期連結累計期間においても重要な営業損失 1,642,067 千円を計上するなどの大幅な業績悪化により、当該更新投資の原資の捻出が困難な状況にあり、更新投資の資金調達が必須な状況にあります。当該更新投資の内訳はジェットフォイルの椅子の背もたれの更新、ジェットフォイルガスタービン薬液洗浄設備の更新等に加え、サービス向上のためカーフェリー 1 等席の増設等となり、調達資金の一部を 2022 年 4 月～同年 12 月に亘りこれら船舶の老朽化設備等の更新投資に充当します。資金使途及び支出時期が変更となった場合は、その内容を速やかに開示します。

③ 船舶以外の老朽化設備等の更新投資

当社が保有する船舶以外の設備においても老朽化や定期的な投資が必要な状況にありますが、上記②記載のとおり、自助努力のみでは投資資金の確保が困難な状況にあります。陸上運搬に必要なトラック及びリフト等のメンテナンス投資や老朽化したコンテナの買替え、自動改札制御部分の機材買換え等、日常のオペレーションに支障を来す可能性のある設備の更新を行う予定です。調達資金の一部を 2022 年～2023 年に亘り、これらの老朽化設備等の更新投資に充当する予定です。資金使途及び支出時期が変更となった場合は、その内容を速やかに開示します。

（本第 9 回新株予約権）

本第 9 回新株予約権の差引手取概算額 300,000 千円の具体的な使途は、次のとおり予定しております。

| 具体的な使途 | 金額 | 支出予定時期 |
|--------|------------|----------------------------|
| ④ 運転資金 | 300,000 千円 | 2022 年 7 月～ 2024 年 12 月 |

(注) 1. 調達した資金については、実際に支出するまでは、安全性の高い預金口座にて管理します。

2. 本第9回新株予約権の行使状況によって資金調達額や調達時期は変動することから、支出予定時期までに想定どおりの資金調達ができなかった場合には、他の方法による資金調達の実施又は具体的な資金使途の見直しを行う可能性があります。

④ 運転資金

新型コロナウイルス感染症の影響による売上高低迷が継続するリスクがあり、このようなリスクが発現した場合、本第9回新株予約権の行使によって調達する資金を、不足する運転資金に充当します。なお、本出資契約（みちのりホールディングス）上、当社において本第9回新株予約権の行使に伴う払込みを受ける合理的な必要性が認められるとみちのりホールディングスが判断した場合には、みちのりホールディングスは、本第9回新株予約権を行使する旨合意する予定です。

イ. 本B種種類株式第三者割当

本B種種類株式第三者割当の差引手取概算額 1,480,750 千円の具体的な使途は、次のとおり予定しております。

| 具体的な使途 | 金額 | 支出予定時期 |
|----------|--------------|------------|
| ⑤ 借入金の返済 | 1,480,750 千円 | 2022年3月31日 |

- (注) 1. 調達した資金については、実際に支出するまでは、安全性の高い預金口座にて管理します。
2. 上記⑤の資金については、本B種種類株式第三者割当に係る払込み後、当該払込金全額を、手元現預金と併せて、直ちに第四北越銀行に対する借入金 15 億円の弁済に充てる予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

みちのりホールディングス第三者割当については、上記「2. 本第三者割当の目的及び理由（1）本第三者割当に至る経緯及び目的」に記載のとおり新型コロナウイルス感染症の収束見通しが不透明な中で、当社グループの財務状況を抜本的に改善し、事業継続に必要な資金として調達するものであり、資金使途には合理性があるものと判断しております。

また、本B種種類株式第三者割当については、第四北越銀行より調達する資金は、第四北越銀行から当社が借り入れている有利子負債 1,500 百万円の弁済のための資金とすることで、当社グループの有利子負債の圧縮と債務超過額の減少に資することから、資金使途は合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及び具体的内容

① 本普通株式

当社グループは、足元の厳しい経営環境下において、当社グループにとっても最も有利かつ実現可能な条件での資金調達を目指すべく、上記「2. 本第三者割当の目的及び理由（1）

本第三者割当に至る経緯及び目的 イ. スポンサー選定の経緯」に記載のスポンサー候補先に対するスポンサー支援の打診の過程において、唯一の当社グループに対する具体的かつ実行可能と判断できる提案を受けた JPiX 及びみちのりホールディングスとの間で、当社による当社グループに対するデュー・ディリジェンスを受け入れ、当社グループの経営環境、財務状況、資金繰りや株価の状況等を総合的に勘案した協議を真摯に実施してきました。また、本当初最終意向表明書の受領後も、提案を受けた条件につき、取引金融機関の意見や、大株主である地方自治体との間で継続的に実施した協議も踏まえつつ、大幅な債務超過に陥っている財務状況を考慮の上で、本普通株式価値算定書（以下に定義します。）で示されたディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果（0円から21円）を参照しながら、みちのりホールディングスとの協議及び交渉を重ねた結果、当社は、本普通株式の払込金額を20円と決定しました。

当該払込金額は、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である2022年2月4日の東京証券取引所における当社普通株式の終値202円に対して90.10%のディスカウント、直前1か月間の終値の平均値である222.3円に対して91.00%のディスカウント、直前3か月間の終値の平均値である237.5円に対して91.58%のディスカウント、直前6か月間の終値の平均値である237.2円に対しては91.57%のディスカウントとなります。

当社は、上記の協議・交渉の結果をふまえて、本普通株式第三者割当における払込金額及び本株式併合に係る端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭（以下「本株式併合交付見込金額」といいます。）を決定するに当たり、また、本定時株主総会における株主の皆様の議決権行使の参考に資するために、第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号、以下「赤坂国際会計」といいます。）に対して、当社普通株式の株式価値の算定と、本普通株式第三者割当における払込金額及び本株式併合交付見込金額が、少数株主の皆様にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「本普通株式フェアネス・オピニオン」といいます。）の提出を依頼しました。なお、第三者算定機関である赤坂国際会計は、当社、みちのりホールディングス及び第四北越銀行の関連当事者に該当せず、本第三者割当に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

赤坂国際会計は、当社株式の算定方法を検討し、一般的に採用される手法である①市場株価平均法、②類似会社比較法及び③DCF法のうち、③DCF法を採用して本普通株式の株式価値の算定を行いました。当社は、2022年2月4日付で、株式価値算定書（以下「本普通株式価値算定書」といいます。）を受領しております。

また、当社は、2022年2月4日付で、赤坂国際会計から本普通株式第三者割当の払込金額及び本株式併合交付見込金額が、当社及びみちのりホールディングスを除く当社株主にとって、財務的見地から妥当である旨の本普通株式フェアネス・オピニオンを取得しました。

本普通株式価値算定書によれば、DCF法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

DCF法： 0円から21円

赤坂国際会計が当社株式の株式価値の算定においてDCF法を採用した理由としては、以下のとおりです。

①市場株価平均法については、本普通株式価値算定書の作成過程において、当社の債務超過解消に向けた経営改善計画等の進捗状況等に関する開示がなされているものの、本第三者割当等が実施されない場合に想定される事業継続に及ぼす重要な影響が市場価格に十分に反映されていない可能性があると考えられること、当社株式の公表に伴い公表される情報のうち算定基準日までの市場価格に反映されていない情報の重要性が高い可能性があると考えられること等を総合的に勘案し、採用しないものとしたとのことです。

②類似会社比較法については、一般に公開された情報である同業他社の株価及び財務データを使用するため、実証的かつ客観的な価値評価が可能になる算定方法であると考えられるものの、当社においては、一般的に使用される基準財務指標である利益・純資産・EBITDA等が直近でいずれもマイナスとなっており、適切に類似会社比較法を適用することが困難であると考えられるため、採用しないものとしたとのことです。

他方、③DCF法は、事業の将来のキャッシュ・フロー（収益力）に基づく算定方法であり、事業継続を前提とした場合の価値算定を行う上で適切な手法の一つであると考えられ、当社が赤坂国際会計に提供した事業計画等を検討し、算定基準日時点での当該事業計画を前提とした将来キャッシュ・フローに基づき、DCF法による株式の価値を算定するものとしたとのことです。

DCF法を用いて当社の株式価値の算定をするに当たり、本普通株式価値算定書では、当社が提出した2021年12月期から2031年12月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等について合理的と考えられる前提を考慮した上で、当社グループが2021年12月期以降に生み出すと見込むフリー・キャッシュ・フローをもとに、事業リスクを反映した一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値を評価しています。割引率は加重平均資本コスト(WACC)として5.2%、継続価値の算定は永久成長率法を用いて永久成長率を $\Delta 0.5\%$ ~ 0.5% 、実効税率を30.5%、純有利子負債残高は2020年12月末時点での有利子負債残高(13,316百万円)から余剰現金預金残高(現預金2,910百万円から必要運転資金1,700百万円を控除した1,210百万円)を控除した12,105百万円により算定し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は0円~21円と算定されております。

なお、赤坂国際会計がDCF法の算定の前提とした当社グループの本再生計画案に基づく財務予測は以下のとおりです。以下の財務予測は本第三者割当及び本子会社化取引の実施により、新経営体制のもとでの事業及び組織構造改革並びにみちのりホールディングスが持つサービスのデジタル化とマーケティングノウハウの導入、様々なコスト削減努力等のあらゆる経営改善努力が実施され、効果が発現することが前提とされています。また、

2022年4月以降に新型コロナウイルス感染症が収束に向かう前提のもと、当社旅客輸送人員の回復を前提としていることから2022年12月期及び2023年12月期の計画において、営業利益の大幅な増加を見込んでいるほか、2031年12月期においては、船舶の更新を予定していることから、減価償却費が増加することにより大幅な減益を見込んでいます。なお、DCF法の算定に当たっては、当社の船舶にかかる更新投資による損益及び投資のサイクルを考慮して、2027年12月期から2031年12月期の計画値を平準化した上で、継続価値の評価を行っております。これらの財務予測は、2021年12月期第3四半期決算短信公表後の当社の売上高の傾向を反映したものととして作成しております。

(単位：百万円)

| | 2021年12月期 見込 | 2022年12月期 計画 | 2023年12月期 計画 | 2024年12月期 計画 |
|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 売上高 | 7,640 | 9,427 | 11,305 | 11,197 |
| 営業利益 | △2,376 | △94 | 1,329 | 1,146 |
| E B I T D A | △1,488 | 264 | 1,706 | 1,533 |
| フリー・キャッ シュ・フロー | 1,208 | △1,645 | △207 | △388 |

| | 2025年12月期 計画 | 2026年12月期 計画 | 2027年12月期 計画 | 2028年12月期 計画 |
|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 売上高 | 11,038 | 10,738 | 10,617 | 10,511 |
| 営業利益 | 1,002 | 839 | 1,030 | 1,048 |
| E B I T D A | 1,669 | 1,515 | 1,748 | 1,744 |
| フリー・キャッ シュ・フロー | △432 | 813 | 902 | 1,077 |

| | 2029年12月期 計画 | 2030年12月期 計画 | 2031年12月期 計画 |
|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 売上高 | 10,360 | 10,213 | 10,031 |
| 営業利益 | 1,018 | 1,072 | 549 |
| E B I T D A | 1,753 | 1,797 | 1,556 |
| フリー・キャッ シュ・フロー | 988 | 1,110 | △1,601 |

なお、赤坂国際会計より、DCF法の採用に際して、「対象会社の事業が計画期間に渡り継続することを前提とした場合の株式価値を算定しており、金融機関からのバックアップが得られない等の要因により、計画期間中あるいは計画期間終了後に事業の継続が困難に

なる状況は想定されておりません。この点について、このような事業継続が困難になる状況を想定した場合には、本普通株式価値算定書におけるDCF法による算定結果よりも低い株式価値が算定される可能性があります。」との見解が本普通株式価値算定書において示されています。

以上から、本普通株式の払込金額を決定する上では、取引金融機関の意見や、大株主である地方自治体との間で継続的に実施した協議も踏まえつつ、大幅な債務超過に陥っている財務状況を考慮の上で、本普通株式価値算定書で示されたDCF法による算定結果（0円から21円）を参照しながら、みちのりホールディングスとの協議及び交渉を重ねた結果、上記のとおり、本普通株式の払込金額を、本普通株式価値算定書のDCF法による算定結果の範囲内である、1株当たり20円に決定しました。かかる払込金額は、直近の当社の市場株価から大幅なディスカウントとなるものの、当社グループが大幅な債務超過であり、今後も追加的な損失計上の継続が見込まれることに加え、2022年4月以降の資金繰りを維持する必要がある状況下において、取引金融機関の意見や、大株主である地方自治体との間で継続的に実施した協議も踏まえつつ、大幅な債務超過に陥っている財務状況を考慮の上で、本普通株式価値算定書で示されたDCF法による算定結果（0円から21円）を参照しながら、みちのりホールディングスとの協議及び交渉を重ねた結果、決定された金額であり、本普通株式価値算定書の算定結果の範囲内であることから、公正かつ妥当な金額であると判断しました（注）。もっとも、かかる払込金額は、直近の当社の市場株価から大幅なディスカウントとなるものであるため、割当予定先に特に有利な金額に該当するものとして、本定時株主総会において、特別決議による承認を受けることを、本普通株式第三者割当による本普通株式の発行の条件としました。

(注) ①市場株価平均法について、DCF法による算定結果（0円から21円）と比較すると、市場株価平均法による算定結果は比較的高い評価レンジとなることが想定されます。当社は、このようなDCF法による各算定結果は、当社株式の株式価値算定においては、市場株価平均法を採用する論理的前提である、上場株式の市場価格がその期待将来収益の現在価値を表示するという仮定が必ずしも当てはまらない可能性が高いことを示すものであると考えています。また、②類似会社比較法については、利益・純資産・EBITDA等が直近でいずれもマイナスとなっており、適切に類似会社比較法を適用することが困難であるとの理由は、当社をとりまく現在の状況に合致しており、妥当な理由であると考えております。

② 本A種種類株式

当社は、本A種種類株式の発行条件の決定に当たっては、公平性を期すため、当社から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計に対して本A種種類株式の株式価値の算定と、本A種種類株式第三者割当における払込金額が、少数株主の皆様にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）（以下、「本A種種類株式フェアネス・オピニオン」といいます。）の提出を依頼しました。

当社は、2022年2月4日付で、本A種種類株式の株式価値算定書（以下「本A種種類株式価値算定書」といいます。）を受領しております。また、当社は、2022年2月4日付で、赤坂国際会計から本A種種類株式第三者割当の払込金額について、当社及びみちのりホールディングスを除く当社株主にとって、財務的見地から妥当である旨の本A種種類株式フェアネス・オピニオンを取得しました。本A種種類株式価値算定書においては、本A種種類株式の評価額は0円～21円とされております。

赤坂国際会計は、本A種種類株式の評価に当たっては、一般的なオプション価格算定モデルである二項モデルに基づき本A種種類株式を評価するものとしたとのことです。

赤坂国際会計がかかる評価の方法を採用した理由は、本A種種類株式には普通株式に対する取得請求権により普通株式が交付されるという普通株式への転換可能なオプションが付帯することから、これを評価に反映するためとのことです。

当社は、赤坂国際会計による本A種種類株式価値算定書における上記算定結果や当社の置かれた事業環境や財務状況を考慮した上で、割当予定先であるみちのりホールディングスとの協議を経て、本A種種類株式の払込金額を本普通株式の払込金額と同じ1株当たり20円とし、その他の発行条件を決定しております。

しかしながら、本A種種類株式には客観的な市場価格がなく、また、種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、本A種種類株式の払込金額がみちのりホールディングスに特に有利な金額であると判断される可能性は否定できないため、株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え、念のため、本定時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として本A種種類株式を発行することといたしました。

③ 本第9回新株予約権

当社は、本第9回新株予約権の発行条件の決定に当たっては、公平性を期すため、当社から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計に対して価値の算定と、本第9回新株予約権の発行条件が、少数株主の皆様にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「本第9回新株予約権フェアネス・オピニオン」といいます。）の提出を依頼しました。

当社は、2022年2月4日付で、本第9回新株予約権の価値算定書（以下「本第9回新株予約権価値算定書」といいます。）を受領しております。また、当社は、2022年2月4日付で、赤坂国際会計から本第9回新株予約権の発行条件について、当社及びみちのりホールディングスを除く当社株主にとって、財務的見地から妥当である旨の本第9回新株予約権フェアネス・オピニオンを取得しました。本第9回新株予約権価値算定書においては、一般的な株式オプション価値算定モデルであり、本第9回新株予約権の主要な特徴を反映した評価額を算定し得るモデルである二項モデルを用いて本第9回新株予約権の価値算定を実施しており、本第9回新株予約権1個当たりの公正な評価額は0円とされております。

当社は、赤坂国際会計による本第9回新株予約権価値算定書における上記算定結果や当社の置かれた事業環境や財務状況を考慮した上で、割当予定先であるみちのりホールディングスとの協議を経て、本第9回新株予約権の払込金額を無償とし、行使価額その他の発行条件を決定しております。

しかしながら、本第9回新株予約権には客観的な市場価格がなく、また、新株予約権式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、本第9回新株予約権の発行に当たり金銭の払込みを要しないこととすることがみちのりホールディングスに特に有利な条件であると判断される可能性は否定できないため、株主の皆様意思を確認することが適切であると考え、念のため、本定時株主総会での会社法第238条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として本第9回新株予約権を発行することといたしました。

④ 本B種種類株式

当社は、本B種種類株式の発行条件の決定に当たっては、公平性を期すため、当社から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計に対して本B種種類株式の株式価値の算定と、本B種種類株式第三者割当における払込金額が、少数株主の皆様にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「本B種種類株式フェアネス・オピニオン」といいます。）の提出を依頼しました。

当社は、2022年2月4日付で、本B種種類株式の株式価値算定書（以下「本B種種類株式価値算定書」といいます。）を受領しております。また、当社は、2022年2月4日付で、赤坂国際会計から本B種種類株式第三者割当の払込金額について、当社及び第四北越銀行を除く当社株主にとって、財務的見地から妥当である旨の本B種種類株式フェアネス・オピニオンを取得しました。本B種種類株式価値算定書においては、本B種種類株式の評価額は払込金額1,000,000円当たり374,061円～475,835円とされております。

赤坂国際会計は、本B種種類株式の評価に当たっては、配当割引モデルに基づき本B種種類株式を評価するものとしたとのことです。

赤坂国際会計がかかる評価の方法を採用した理由は、①本B種種類株式は、当社普通株式を対価とする取得条項又は取得請求条項といった本B種種類株式の株主に当社普通株式が交付されるという、いわゆる普通株式への転換条項が付帯していないこと、②本B種種類株式の株主は、期中においては額面金額に対して一定比率を乗じた非累積型・非参加型の配当金を受領するものとされていること、③本B種種類株式の株主は金銭を対価とする取得条項に基づき、本B種種類株式の発行から一定期間経過後に、本B種種類株式を発行価額相当の金額で取得される可能性があることから、このような本B種種類株式の有する、金銭を対価とする取得条項や、非累積型・非参加型種類配当といった権利内容は、配当や残余財産分配の弁済順位を除いて、その経済実態は永久劣後債等の債券に類似するものであると考えたためとのことです。

当社は、赤坂国際会計による本B種種類株式価値算定書における上記算定結果や当社の置かれた事業環境や財務状況を考慮した上で、割当予定先である第四北越銀行との協議を経て、本B種種類株式の払込金額を1株当たり1,000,000円とし、その他の発行条件を決定しております。

しかしながら、本B種種類株式には客観的な市場価格がなく、また、種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、本B種種類株式の払込金額が第四北越銀行に特に有利な金額であると判断される可能性は否定できないため、株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え、念のため、本定時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として本B種種類株式を発行することといたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本普通株式第三者割当により発行される本普通株式は33,805,000株(議決権数は338,050個)であり、2021年12月31日現在の当社の発行済株式総数17,006,947株に対する比率は198.77%(2021年12月31日現在の当社議決権総数168,861個に対する比率は200.19%)、本A種種類株式の全てが当初の条件で普通株式に転換された場合に交付される株式数は26,195,000株(議決権数261,950個)であり、2021年12月31日現在の当社の発行済株式総数17,006,947株に対し154.03%(2021年12月31日現在の当社議決権数168,861個に対しては155.13%)、本第9回新株予約権の全てが行使された場合に交付される普通株式数は15,000,000株(議決権数150,000個)であり、2021年12月31日現在の当社の発行済株式総数17,006,947株に対する比率は88.20%(2021年12月31日現在の当社議決権総数168,861個に対する比率は88.83%)であります。これらを合計した、みちのりホールディングス第三者割当による普通株式に係る潜在株式数を含む発行株式数は75,000,000株(議決権数は750,000個)であり、2021年12月31日現在の当社の発行済株式総数17,006,947株に対し、441.00%(2021年12月31日現在の当社議決権総数168,861個に対しては444.15%)の割合で希薄化が生じることとなります。本B種種類株式は、普通株式を対価とする取得請求権又は取得条項が付与されておらず、また当社株主総会における議決権も付与されないため、本B種種類株式の発行によって普通株式の希薄化は生じません。なお、本第9回新株予約権は、本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後に行使がなされることを想定し、行使期間の始期を本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了が見込まれている2022年7月1日に設定しているとともに、本出資契約(みちのりホールディングス)上、当社において本第9回新株予約権の行使に伴う払込みを受ける合理的な必要性が認められるとみちのりホールディングスが判断した場合には、みちのりホールディングスは、本第9回新株予約権を行使する旨合意する予定であるところ、みちのりホールディングス第三者割当による普通株式に係る潜在株式数を含む発行株式数75,000,000株(議決権数は750,000個)の、本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後の当社の発行済株式総数

50,760,000株に対する比率は147.75%（本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後の当社議決権総数507,600個に対する比率は147.75%）となります。

このように本第三者割当により極めて大規模な希薄化が生じることが見込まれます。他方、上記のとおり、①当社は、2021年12月期第3四半期連結累計期間末で2,299,571千円の債務超過となっており、2022年3月末日に返済猶予の期間が満了する6,833,120千円を含む当社の借入金合計8,770,800千円を同年4月以降に約定通りに弁済すること及び同年4月以降の資金繰りを維持することが困難となっている状況にあるところ、本第三者割当の発行規模は、当社が、そのような状況において、安全で安定した運営を実現するために必要な設備やサービスを維持しつつも、当面の事業継続に最低限必要と見込まれるキャッシュ・フローを確保することに加えて、大幅な債務超過額を可及的に圧縮し財務基盤の回復を図るために必要最低限の規模に設定されていること（なお、当社は、2022年3月末日に返済猶予の期間が満了する6,833,120千円を含む当社の借入金合計8,770,800千円については、(i) そのうち15億円については本B種種類株式第三者割当による手取金を第四北越銀行に対する既存借入金の弁済に充てる他、(ii) 5,830,800千円については、借換え又は条件変更による2023年12月末までの元本返済猶予及びその後15年間での分割返済へ変更する内容の金融支援、(iii) 劣後ローン1,440,000千円については返済条件の維持を内容とする金融支援を受ける予定であり、金融支援実施後の条件に従い返済することを想定しております。）、②本第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられること、③本普通株式、本A種種類株式、本第9回新株予約権及び本B種種類株式の払込金額その他の発行条件についても、当社をとりまく厳しい財務状況並びに取引金融機関の意見や、大株主である地方自治体との間で継続的に実施した協議も踏まえつつ、大幅な債務超過に陥っている財務状況を考慮の上で、本普通株式価値算定書で示されたDCF法による算定結果（0円から21円）を参照しながら、みちのりホールディングスとの協議及び交渉を重ねた結果、決定された当社にとって現時点で最善の条件であり、本普通株式価値算定書、本A種種類株式価値算定書、本第9回新株予約権価値算定書及び本B種種類株式価値算定書で示された算定結果に照らしても公正性及び妥当性が認められると判断できること、④本A種種類株式に与えられた普通株式を対価とする取得請求権は発行要項上はいつでも行使することができることとされているものの、当社は、みちのりホールディングスから、当面の間、本A種種類株式に係る普通株式を対価とする取得請求権を行使しない旨の意向を口頭で確認しており、本第三者割当により直ちに全ての希薄化が生じるものではないこと、⑤実際には、本普通株式、本A種種類株式、本第9回新株予約権及び本B種種類株式が発行された場合においても、本普通株式以外は議決権がないため、本第三者割当発行の時点では、現在の普通株式の保有者の有する議決権についての即時の希薄化は一定程度抑制されていることといった事情を踏まえれば、本第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当を実行することには合理性が認められると考えております。

なお、希薄化率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定は、当該第三者割当の目的、割当対象者の属性、発行可能株式総数の変更に係る手続の実施状況その他の条件を総合的に勘案し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと東京証券取引所が認める場合を除き、上場廃止基準に該当するとされております（東京証券取引所の定める有価証券上場規程第601条第1項第17号、有価証券上場規程施行規則第601条第15項第6号、上場管理等に関するガイドラインⅣ.10）。当社としては、上記①から⑤の理由により、本第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当を実行することには合理性が認められると考えております。また、下記「Ⅲ. 定款一部変更について」及び「Ⅵ. 株式併合について」に記載のとおり、本第三者割当に関連する議案と併せて、発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更及び株式併合についても、本定時株主総会へ付議するため株主の承認を得た上で適法に手続が遂行されること、さらに、「Ⅵ. 株式併合について 3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」に記載のとおり、本株式併合に伴い、株式の数に1株に満たない端数が生じた当社の株主の皆様に対しては裁判所からの許可を得て最終的に本第三者割当における本普通株式の払込金額（20円）に対して50%のプレミアムを付した額の金銭（30円）が支払われる予定であって、かかる金額は、下記「Ⅵ. 株式併合について 3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等（1）端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由 ② 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」に記載のとおり、取引金融機関の意見や、大株主である地方自治体との間で継続的に実施した協議も踏まえつつ、大幅な債務超過に陥っている財務状況を考慮の上で、本普通株式価値算定書で示されたDCF法による算定結果（0円から21円）を参照しながら、少数株主の皆様にお支払いする金額を可及的に最大化すべくみちのりホールディングスとの協議及び交渉を重ねた結果、決定された金額であり、本普通株式価値算定書の評価額の上限21円を9円上回り、かつ、本普通株式の払込金額に50%のプレミアムを付した金額となっていること、並びに、本子会社化取引後の再出資により、株主が本株式併合前の保有株数で当社の株式を保有いただく機会が確保されていることから、当社が当社の株主の皆様にご提供できる最善の条件であり、本第三者割当は株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ない場合に該当し、上場廃止基準には該当しないものと考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

ア. 本普通株式、本A種種類株式及び本第9回新株予約権

| | | |
|-----|-------|------------------------------------|
| (1) | 名 称 | 株式会社みちのりホールディングス |
| (2) | 所 在 地 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 グラントウキョウサウスタワー8階 |

| | | | | |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役グループCEO 松本 順 | | | |
| (4) 事業内容 | 傘下の公共交通事業体の株式の保有及び長期的・持続的な事業価値の向上 | | | |
| (5) 資本金 | 3億円 | | | |
| (6) 設立年月日 | 2009年3月16日 | | | |
| (7) 発行済株式数 | 33,080株 | | | |
| (8) 決算期 | 9月 | | | |
| (9) 従業員数 | 20人(2021年9月30日現在) | | | |
| (10) 主要取引先 | 岩手県北自動車株式会社、福島交通株式会社、会津乗合自動車株式会社、関東自動車株式会社、茨城交通株式会社、湘南モノレール株式会社 | | | |
| (11) 主要取引銀行 | 株式会社日本政策投資銀行 | | | |
| (12) 大株主及び持株比率 | 株式会社経営共創基盤 100% | | | |
| (13) 当事会社間の関係 | | | | |
| 資本関係 | 該当事項はありません。 | | | |
| 人的関係 | 該当事項はありません。 | | | |
| 取引関係 | 該当事項はありません。 | | | |
| 関連当事者への該当状況 | 該当事項はありません。 | | | |
| (14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 | | | | |
| | 決算期 | 2019年9月期 | 2020年9月期 | 2021年9月期 |
| 純資産 | | 2,900 | 2,946 | 3,071 |
| 総資産 | | 6,966 | 10,021 | 9,201 |
| 1株当たり純資産 | | 87,672円 | 89,060円 | 92,859円 |
| 売上高 | | 814 | 769 | 828 |
| 営業利益 | | 281 | 188 | 258 |
| 経常利益 | | 293 | 202 | 276 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 283 | 194 | 273 |
| 1株当たり当期純利益 | | 8,546円 | 5,881円 | 8,274円 |
| 1株当たり配当金 | | 5,741円 | 4,493円 | 4,476円 |

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) みちのりホールディングス、その役員及び出資者について、特定団体等であるか否か及び特定団体等と何らかの関係を有しているか否かを、第三者調査機関である株式会社 J P リサーチ&コンサルティング（住所：東京都港区虎ノ門三丁目 7 番 12 号虎ノ門アネックス 6 階、代表取締役：古野啓介）に調査を依頼し、同社からは、反社会的勢力等や違法行為にかかわりを示す該当情報がない旨の調査報告書を 2021 年 12 月 23 日付で受領しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。みちのりホールディングス、その役員及び出資者が資金提供その他の行為を行うことを通じて、特定団体等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び意図して特定団体等と交流を持っている事実は、当社の把握する限りありません。

イ. 本 B 種種類株式

| | | | | |
|------|--------------------|--------------------------------------------------|-------------|-------------|
| (1) | 名 称 | 株式会社第四北越銀行 | | |
| (2) | 所 在 地 | 新潟市中央区東堀前通七番町 1071 番地 1 | | |
| (3) | 代表者の役職・氏名 | 取締役頭取 殖栗 道郎 | | |
| (4) | 事 業 内 容 | 銀行業 | | |
| (5) | 資 本 金 | 32,776 百万円 | | |
| (6) | 設 立 年 月 日 | 1873 年 11 月 2 日 | | |
| (7) | 発 行 済 株 式 数 | 33,940,695 株 | | |
| (8) | 決 算 期 | 3 月 | | |
| (9) | 従 業 員 数 | 3,415 人 (2021 年 9 月末現在) | | |
| (10) | 主 要 取 引 先 | 一般個人及び法人 | | |
| (11) | 大 株 主 及 び 持 株 比 率 | 株式会社第四北越フィナンシャルグループ 100% | | |
| (12) | 当事会社間の関係 | | | |
| | 資 本 関 係 | 当社普通株式を 3.95%保有しております。(2021 年 12 月末現在) | | |
| | 人 的 関 係 | 該当事項はありません。 | | |
| | 取 引 関 係 | 当社グループに対して 4,931 百万円の融資を行っております。(2021 年 12 月末現在) | | |
| | 関連当事者への該当状況 | 該当事項はありません。 | | |
| (13) | 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 | | | |
| | 決算期 | 2019 年 3 月期 | 2020 年 3 月期 | 2021 年 3 月期 |
| | 連 結 純 資 産 | 322,784 | 296,624 | 446,233 |

| | | | |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|
| 連結総資産 | 6,015,595 | 5,984,072 | 9,696,430 |
| 1株当たり 連結純資産 | | | |
| 連結営業利益 | 97,889 | 108,474 | 108,727 |
| 連結経常利益 | 79,968 | 92,593 | 12,349 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | |
| 1株当たり 当期純利益 | 11,149 | 11,107 | 8,038 |
| 1株当たり配当金 | | | |

(単位：百万円)

(注) 第四北越銀行の完全親会社である株式会社第四北越フィナンシャルグループは、東京証券取引所の上場会社であって、会社の履歴、役員、主要株主等について広く公表している企業であり、東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、「当社では、『反社会的勢力に対する基本方針』を制定しており、反社会的勢力との関係遮断のための当社及びグループ会社の体制を整備しております。」と述べており、その具体的な内容として「当社グループは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人、いわゆる反社会的勢力に対する基本方針を以下の通り定め、業務の適切性及び健全性の確保に努めます。1. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては組織全体で対応し、毅然とした態度で関係を遮断します。2. 反社会的勢力からの不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的措置を講じる等、断固たる態度で対応します。また、反社会的勢力に対する裏取引、不適切な便宜提供および資金提供は行いません。3. 反社会的勢力との関係遮断および不当要求の排除等に当たっては、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携強化を図ります。」と具体的な反社会的勢力排除に向けた整備状況を説明しております。当社は当該内容を確認し、株式会社第四北越フィナンシャルグループの完全子会社である株式会社第四北越銀行が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

当社は、以上のとおり、第四北越銀行が反社会的勢力とは一切関係がないと判断するとともに、第四北越銀行と面談及びヒアリングを実施し、反社会的勢力でない旨を直接確認し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

みちのりホールディングス及び第四北越銀行を選定した理由については、上記「2. 本第三者割当の目的及び理由」をご参照ください。

(3) 割当予定先の保有方針

みちのりホールディングスからは、本第三者割当後及び本子会社化取引後は、当社の親会社として、少数株主として残る株主とともに、中長期的な視野に立った公共交通機関としての安定的な航路維持に向けて当社グループと協力して取り組む意向であり、現時点においては、本普通株式第三者割当及び本A種種類株式第三者割当により割り当てる本普通株式及び本A種種類株式について中長期的に保有する意向であることを口頭で確認しています。また、第四北越銀行は当社のメインバンクとして、当社グループを引き続き支援する立場から、本B種種類株式第三者割当により割り当てる本B種種類株式を中長期的に保有する意向であることを口頭で確認しています。

なお、当社は、割当予定先であるみちのりホールディングスから、みちのりホールディングスが払込期日から2年以内に本第三者割当により取得した本普通株式及び本A種種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

さらに、当社は、みちのりホールディングスから、本第9回新株予約権第三者割当によって割り当てる本第9回新株予約権及び本第9回新株予約権の目的である普通株式の保有方針についても、中長期的に保有する意向であることを口頭で確認しています。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

みちのりホールディングスについては、同社から自己資金（手元現預金）を、本普通株式及び本A種種類株式の引受け並びに本第9回新株予約権の行使に充当する予定である旨の口頭による報告を受けております。当社はみちのりホールディングスを名義とする2022年1月31日付の預金残高証明書を手入れし、同社が2022年1月31日現在、約19億4,500万円の現預金を保有していることを確認しております。

また、第四北越銀行については、同社から自己資金（手元現預金）を本B種種類株式の引受けに充当する旨の報告を受けております。当社は、第四北越銀行の2021年12月31日現在の財務諸表を手入れし、払込金額に相当する額以上の現金が流動資産として計上されており、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を保有していることを確認しております。

7. 本第三者割当後の大株主及び持株比率

(1) 本第三者割当後

① 普通株式

| 本第三者割当前 (2021年12月31日現在) | 本第三者割当後 |
|----------------------------|---------|
|----------------------------|---------|

| | | | |
|--------------------|--------|------------------|--------|
| 新潟県 | 32.09% | (株) みちのりホールディングス | 66.54% |
| 佐渡市 | 10.52% | 新潟県 | 10.74% |
| (株) 第四北越銀行 | 3.95% | 佐渡市 | 3.52% |
| 佐渡農業協同組合 | 3.57% | (株) 第四北越銀行 | 1.32% |
| 古川茂代 | 1.52% | 佐渡農業協同組合 | 1.19% |
| (株) 神田造船所 | 1.50% | 古川茂代 | 0.51% |
| 川重ジェイ・ピー・エス (株) | 1.34% | (株) 神田造船所 | 0.50% |
| (株) 和田商会 | 1.25% | 川重ジェイ・ピー・エス (株) | 0.45% |
| 新潟県観光物産 (株) | 1.22% | (株) 和田商会 | 0.42% |
| 新潟交通 (株) | 1.20% | 新潟県観光物産 (株) | 0.41% |

(注) 1. 2021年12月31日の株式名簿を基準として記載しております。なお、同日現在、当社は自己株式を10,701株(0.06%)保有していますが、上記の持分比率の算定の基礎からは除外しています。

2. 募集後の大株主比率は、2021年12月31日現在の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)16,996,246株に、本第三者割当により新たに発行される普通株式数33,805,000株を加算した50,801,246株を基準として算出した数値です。

② A種種類株式

| 本第三者割当前 (2021年12月31日現在) | 本第三者割当後 |
|----------------------------|--------------------------|
| 該当なし — | (株) みちのりホールディングス 100.00% |

③ B種種類株式

| 本第三者割当前 (2021年12月31日現在) | 本第三者割当後 |
|----------------------------|--------------------|
| 該当なし — | (株) 第四北越銀行 100.00% |

(2) 本会社化取引後

① 普通株式

| 本会社化取引前 | 本会社化取引後 |
|-------------------------|-------------------------|
| (株) みちのりホールディングス 66.54% | (株) みちのりホールディングス 84.04% |
| 新潟県 10.74% | 新潟県 10.64% |
| 佐渡市 3.52% | 佐渡市 3.19% |

| | | | |
|--------------------|-------|--------------------|-------|
| (株) 第四北越銀行 | 1.32% | (株) 第四北越銀行 | 1.06% |
| 佐渡農業協同組合 | 1.19% | 佐渡農業協同組合 | 1.06% |
| 古川茂代 | 0.51% | 古川茂代 | - |
| (株) 神田造船所 | 0.50% | (株) 神田造船所 | - |
| 川重ジェイ・ピー・エス (株) | 0.45% | 川重ジェイ・ピー・エス (株) | - |
| (株) 和田商会 | 0.42% | (株) 和田商会 | - |
| 新潟県観光物産 (株) | 0.41% | 新潟県観光物産 (株) | - |

(注) 1. 2021年12月31日の株式名簿を基準として記載しております。なお、同日現在、当社は自己株式を10,701株(0.06%)保有していますが、上記の持分比率の算定の基礎からは除外しています。

② A種種類株式

| 本子会社化取引前 | | 本子会社化取引後 | |
|------------------|---------|------------------|---------|
| (株) みちのりホールディングス | 100.00% | (株) みちのりホールディングス | 100.00% |

③ B種種類株式

| 本子会社化取引前 | | 本子会社化取引後 | |
|------------|---------|------------|---------|
| (株) 第四北越銀行 | 100.00% | (株) 第四北越銀行 | 100.00% |

(3) 本株式分割並びに本第9回新株予約権及び本第10回新株予約権の行使による普通株式の発行後

① 普通株式

| 本第9回新株予約権及び第10回新株予約権の行使前 | | 本第9回新株予約権及び第10回新株予約権の行使後 | |
|--------------------------|--------|--------------------------|--------|
| (株) みちのりホールディングス | 84.04% | (株) みちのりホールディングス | 69.67% |
| 新潟県 | 10.64% | 新潟県 | 13.12% |
| 佐渡市 | 3.19% | 佐渡市 | 4.12% |
| (株) 第四北越銀行 | 1.06% | (株) 第四北越銀行 | 1.46% |
| 佐渡農業協同組合 | 1.06% | 佐渡農業協同組合 | 1.46% |
| 本再出資株主 | - | 本再出資株主 | 10.24% |

(注) 1. 2021年12月31日の株式名簿を基準として記載しております。なお、同日現在、当社は自己株式を10,701株(0.06%)保有していますが、上記の持分比率の算定の基礎からは除外しています。

2. 本株式分割並びに本第9回新株予約権及び本第10回新株予約権の行使による普通株式の発行後の大株主比率は、本出資契約(みちのりホールディングス)において、みちのりホールディングスが本第10回新株予約

権無償割当により割当てを受ける本第10回新株予約権の全てを、割当日である2022年6月30日付で放棄する旨合意する予定であることに鑑み、本会社化取引及び本株式分割後の各株主の保有する当社普通株式の数(50,760,000株)に、本第9回新株予約権の全て及び本第10回新株予約権のうちみちのりホールディングスに割り当てられる33,805,000個を除いた16,996,246個の行使により発行される普通株式を加算した数を基準として算出した数値です。

② A種種類株式

| 本第9回新株予約権及び第10回新株予約権の行使前 | 本第9回新株予約権及び第10回新株予約権の行使後 |
|--------------------------|--------------------------|
| (株)みちのりホールディングス 100.00% | (株)みちのりホールディングス 100.00% |

③ B種種類株式

| 本第9回新株予約権及び第10回新株予約権の行使前 | 本第9回新株予約権及び第10回新株予約権の行使後 |
|--------------------------|--------------------------|
| (株)第四北越銀行 100.00% | (株)第四北越銀行 100.00% |

- (4) 本株式分割並びに本第9回新株予約権及び本第10回新株予約権の行使による普通株式の発行後かつ本A種種類株式の全てにつき当社普通株式を対価とする取得請求権が行使された後

① 普通株式

| 本A種種類株式の転換権の行使前 | 本A種種類株式の転換権の行使後 |
|------------------------|------------------------|
| (株)みちのりホールディングス 69.67% | (株)みちのりホールディングス 76.97% |
| 新潟県 13.12% | 新潟県 9.96% |
| 佐渡市 4.12% | 佐渡市 3.13% |
| (株)第四北越銀行 1.46% | (株)第四北越銀行 1.11% |
| 佐渡農業協同組合 1.39% | 佐渡農業協同組合 1.05% |
| 本再出資株主 10.24% | 本再出資株主 7.78% |

(注) 本株式分割並びに本第9回新株予約権及び本第10回新株予約権の行使による普通株式の発行後かつ本A種種類株式の全てにつき当社普通株式を対価とする取得請求権が行使された後の大株主比率は、本出資契約(みちのりホールディングス)において、みちのりホールディングスが本第10回新株予約権無償割当により割当てを受ける本第10回新株予約権の全てを、割当日である2022年6月30日付で放棄する旨合意する予定であることに鑑み、本会社化取引及び本株式分割後の各株主の保有する当社普通株式の数(50,760,000株)に、本第9回新株予約権の全て及び本第10回新株予約権のうちみちのりホールディングスに割り当てられる

33,805,000 個を除いた 16,996,246 個の行使、並びに本 A 種種類株式の全てにつき当社普通株式を対価とする取得請求権の行使により発行される普通株式を加算した数を基準として算出した数値です。

② A 種種類株式

| 本 A 種種類株式の転換権の行使前 | 本 A 種種類株式の転換権の行使後 |
|-----------------------------|-------------------|
| (株) みちのりホールディングス 100.00% | 該当なし — |

③ B 種種類株式

| 本 A 種種類株式の転換権の行使前 | 本 A 種種類株式の転換権の行使後 |
|-----------------------|-----------------------|
| (株) 第四北越銀行 100.00% | (株) 第四北越銀行 100.00% |

8. 今後の見通し

本第三者割当は、手元資金の拡充及び財務体質の回復・強化に寄与するものですが、当社グループの業績に与える影響については精査中です。今後、業績への具体的な影響額が明らかになった場合には速やかに開示します。

9. 企業行動規範上の手続に関する事項

本普通株式第三者割当に伴い発行される本普通株式 33,805,000 株（議決権数 338,050 個）、本 A 種種類株式第三者割当により発行される本 A 種種類株式の全てが当初の条件で普通株式に転換された場合に交付される普通株式 26,195,000 株（議決権数 261,950 個）、本第 9 回新株予約権第三者割当に伴い発行される本第 9 回新株予約権の全てが行使された場合に交付される普通株式 15,000,000 株（議決権数 150,000 個）の合計 75,000,000 株（議決権数 750,000 個）は、2021 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 17,006,947 株（2021 年 12 月 31 日現在の総議決権数 168,861 個）の約 441.00%（議決権に対しては割合 444.15%）に相当します。このように、本第三者割当に伴う希薄化率は 25%以上になり、また、支配株主の異動を伴うことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続が必要となります。そこで、当社は、本定時株主総会において、特別決議をもって本第三者割当について株主の皆様の意思確認手続を行う予定です。

さらに、本第三者割当は、大規模な希薄化と支配株主の異動を伴うのみならず、本第三者割当の発行条件が、みちのりホールディングスに特に有利なものであり、また、その後に当社株式の上場廃止が予定されていることから、少数株主の皆様へ与える影響の大きさを踏まえて、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保すべく、2021 年 10 月 29 日付の当社取締役会決議に基づき、当社の経営者から一定程度独立し、本当初最終意向表明書に係る取引に関与する他の当事者からの独立性及び当該取引の成否からの独立性（当該取引の成否に関して一般株主とは異なる重要な利害関係を有していないこと）が認められる、当社の取締役

である遠藤達雄氏（当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役です。）並びに当社の監査役である金子英明氏（当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外監査役です。）及び平島健氏（当社の社外監査役です。）で構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置しました。本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとされ、当該報酬には、本子会社化取引の全部又は一部の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

そして、当社は、2021年10月29日付で、本特別委員会に対して、本当初最終意向表明書に係る①第三者割当増資に係る資金調達の必要性、②第三者割当増資に係る手段の相当性、③第三者割当増資に係る発行条件の相当性、④株式併合の実施によるスクイーズアウト及びこれに引き続いて行われる当社株式の上場廃止に関して、当社が本当初最終意向表明書に係る取引に関する決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものではないかについて諮問しました。なお、当社は、上記「2. 本第三者割当の目的及び理由（1）本第三者割当に至る経緯及び目的」に記載のとおり、本子会社化取引について検討を行うこととしたことから、2022年1月14日付の当社取締役会において、諮問の対象となる取引の内容及び諮問事項の内容を変更し、本特別委員会に対する諮問事項を①本第三者割当に係る資金調達の必要性、②本第三者割当に係る手段の相当性、③本第三者割当に係る発行条件の相当性、④本子会社化取引及びこれに引き続いて行われる当社株式の上場廃止に関して、当社が本子会社化取引に係る取引に関する決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものではないか（以下、かかる①乃至④の事項を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問するよう諮問事項の変更に関する決議をしております。

本特別委員会は、2021年11月5日より、合計10回（合計約18時間）に亘り開催され、各回に提出された資料を検討の上で、本特別委員会への出席を求めた者への意見聴取、書面又は口頭での質疑を行うことにより、本諮問事項について慎重に協議・検討を行ったほか、各会日間においても電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を実施しております。なお、本特別委員会は、当社の第三者算定機関である赤坂国際会計、フィナンシャル・アドバイザーであるフロンティア・マネジメント及び当社のリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所について、専門性及び実績等を確認した上で、これらの選任を承認するとともに、フィナンシャル・アドバイザーとしてフロンティア・マネジメントを、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を、本特別委員会のアドバイザーとして選任することを決議しており、本特別委員会においては、各アドバイザーから適宜助言を受けて協議・検討を行っております。

本特別委員会は、このように本諮問事項について慎重に協議・検討した結果、2022年2月5日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の答申書を提出しております。

（1）答申内容

- i 本第三者割当に係る資金調達必要性は認められると考えられる。
- ii 本第三者割当に係る手段は相当であると考えられる。
- iii 本第三者割当に係る発行条件は相当であると考えられる。
- iv 本子会社化取引及びこれに引き続いて行われる当社株式の上場廃止に関して、当社が本子会社化取引に係る取引に関する決定をすることは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

(2) 答申理由

(ア) 本第三者割当に係る資金調達必要性

- ・ 当社グループ（当社及び当社の連結子会社 11 社）は、佐渡島と本土を船で結ぶ、一般旅客定期航路事業及び内航海運業等を営んでおり、島民の生活航路として、また、観光客やビジネス関係の足として、さらには佐渡島・本土間で唯一の定期物流の手段として高い公共性を有する海上交通機関であるが、近年は徐々に輸送量が減少しつつあったところに、新型コロナウイルス感染症の拡大が襲い、2020 年 4 月に緊急事態宣言が全都道府県を対象に発出されたことにより、人流は大きな制約を受けている。当社グループでは、輸送人員数は 2019 年 12 月期の 1,467 千人から 2020 年 12 月期は 760 千人（前年比 51.81%）まで落ち込み、これにより売上高も 2019 年 12 月期の 11,477,011 千円から 2020 年 12 月期は 7,690,806 千円（同 67.01%）と著しく減少し、その後の感染者数の増減に伴う変動はあるものの、回復の基調が本格化しないまま現在に至っている。
- ・ そして、当社グループでは、近年の船舶投資により債務負担が増加していたことに加え、2019 年連結会計年度において重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上したこと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により 2020 年 12 月期第 1 四半期連結累計期間においても重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する四半期純損失を計上したこと、さらには新型コロナウイルス感染症の収束が見えないことから、営業債務の支払及び借入金の返済等の資金繰りに懸念が生じる状況になるとともに、継続企業の前提に重要な疑義が生じる状況となり、2020 年 12 月期第 2 四半期連結累計期間末には 56,807 千円の債務超過となった。
- ・ このような状況の中、当社グループでは、まずは手元資金を厚くし財務基盤の安定性を維持することを目的に、2020 年連結会計年度において新型コロナウイルス感染症対応資金として取引金融機関から約 40 億円の借入れを行い、これと合わせて収益基盤の改善及び債務超過解消のための対応策を柱とする経営改善計画を 2020 年 10 月に策定し、同計画に基づき、2020 年連結会計年度において、常取締役の月額報酬の 25～30%の削減、部長、課長以上の給与及び賞与の 5～10%の削減を実施したほか、運航ダイヤの見直しによる諸経費の削減、経営成績が優良な連結子

会社である佐渡汽船運輸株式会社の完全子会社化、含み益のある資産の売却等の取り組みを行った。

- ・ しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、観光客の予約キャンセル、ビジネス客及び佐渡市民の移動自粛による輸送量の大幅な低迷が継続し、売上高が著しく減少したことを主たる要因として、2020年連結会計年度において重要な営業損失2,676,543千円、経常損失2,755,220千円、親会社株主に帰属する当期純損失2,547,349千円を計上したことから、2020年連結会計年度末において876,922千円の債務超過となった。2021年連結会計年度においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響継続により輸送量が大幅に減少していることから、燃料油価格変動調整金の改定、長期間に亘り据え置いてきた貨物運賃の改定、赤字計上路線（小木直江津航路）の就航船舶の変更による運航コストの削減、高速カーフェリーの売却による船舶保有コストの削減を行った。また、資本施策としては、地元自治体である佐渡市を割当先とする総額357,981千円の第三者割当増資（同年2月に払込み完了）を行った他、取引金融機関から劣後ローンを総額1,140,000千円調達した。
- ・ このように当社グループでは、2020年10月に策定した経営改善計画を着実に実行してきたが、新型コロナウイルス感染症の収束は見えず、断続的な緊急事態宣言の発出及びまん延防止等重点措置の実施により2021年連結会計年度においても業績の著しい低迷が続き、債務超過額が拡大する状況となっている。具体的には、2021年12月期第3四半期連結累計期間における重要な営業損失1,642,067千円、経常損失1,766,352千円、親会社株主に帰属する四半期純損失1,776,445千円を計上し、2021年12月期第3四半期連結累計期間末は2,299,571千円の債務超過となっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況に至っている。
- ・ また、上記の資本増強や国及び新潟県からの補助金の交付、取引金融機関からの劣後ローンの調達等を実施したものの、2020年12月末時点で2,910,454千円であった当社グループの現預金額は、2021年6月末時点において2,907,902千円を維持するに留まった。また、余剰船舶となっていた高速カーフェリー「あかね」を3,050,000千円で売却し（それに伴い補助金の一部である676,704千円の返還を実施）、建造時の借入金2,495,975千円の期限前弁済により有利子負債の圧縮を図っておりますが、資金繰りが改善するには至っていない。さらに2021年7月半ば頃から新型コロナウイルスの変異株による感染者数が急拡大し、同年8月に入ると大都市圏を中心に4度目の緊急事態宣言が発出されたことによる感染症拡大地域との往来や旅行・帰省の自粛等により、当社グループにとって最盛期である夏季の輸送量回復は到底見込めない状況となったため、同年8月時点において、当社は、取引金融機関に対する借入金の約定弁済を継続した場合には2022年1月以降に資金不足が生じることが見込まれる事態に陥った。

- ・かかる状況を踏まえ、当社は、2021年8月に、当社の取引金融機関に対し、借入金及び保証債務の元本について、2022年3月末日までの返済猶予を依頼し、当面の資金繰りの懸念を解消した。
- ・しかしながら、当社グループにとって最盛期である夏季の業績が著しく落ち込んだ影響は大きく、2021年9月末に4度目の緊急事態宣言が解除されて以降、徐々に需要の回復は見られたものの、閑散期となる冬季に向かっては当社グループのキャッシュ・フローの改善は見込めず、当社グループの現預金残高は、同年12月末時点で約2,020,974千円までに減少した。これにより、足元の状況においては、2022年3月末日に返済猶予の期間が満了する借入金6,833,120千円を含む当社の借入金合計8,770,800千円について、同年4月以降、約定通りに弁済することが困難になるだけでなく、同年4月以降の資金繰りを維持することも困難となっている。
- ・このような状況に照らすと、安全で安定した運航を実現するために必要な設備やサービスを維持した上で、早急に当社グループのキャッシュ・フローや財務基盤を立て直せる実効性のある追加施策の余地に乏しい状況にある。そのため、大規模な資金調達を早期に実現できない場合には、当社グループの足元の資金繰りは困窮し、株式価値が著しく毀損する状況となっている。
- ・以上の事実関係を踏まえると、一刻も早い資本性の資金調達と財務状態の抜本的な改善がなされない場合には、当社の事業継続が困難になるおそれがある。

以上の点より、本第三者割当による資金調達の必要性が認められると考えられる。

(イ) 本第三者割当に係る手段の相当性

a. 本普通株式第三者割当の手段の相当性

- ・当社は既に債務超過状態にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況にあることからすれば、証券会社による引受けを伴う公募増資の実施は困難であり、その確実性も高くないと考えられる。また、新株予約権の発行・ライツオファリングや株主割当といった手法も想定されるところ、これらの手法は調達金額に不確実性が伴うことから、当社が必要とする資金の全てを調達する方法としては適切ではないと考えられる。そのほか、既に佐渡市による第三者割当増資の引受けや新潟県からの補助金等による資金支援を受けている状況を踏まえると、地方自治体からの追加的な支援を受けることは困難な状況であると考えられる。そのため、特定の第三者を引受人とする新株の発行を含むスキームを採用することは、確実かつ合理的な資金調達方法であると考えられる。
- ・当該前提において、当社に対する出資後、みちのりホールディングスにおいて当社の事業運営に深く関与し、主体的かつ機動的な当社の経営を行うことで、当社の経

営を改善し、中長期的な企業価値向上を図るためには、単なる金銭支援に留まらず、みちのりホールディングスにおいて当社の経営権を取得するに足りる規模の議決権を取得する必要があるとのことであり、当該説明に不合理な点はない。そして、本普通株式第三者割当の方法によれば、みちのりホールディングスは本普通株式第三者割当を通じて 66.69%の議決権比率となり、当該比率は当社の株主総会における普通決議事項及び特別決議事項について単独で決議できる水準であることから、当社の経営権を取得するための手段として合理的な手段であるといえる。

以上の点より、本普通株式第三者割当は、厳しい資金調達環境に置かれている当社において、確実かつ合理的な資金調達方法であり、みちのりホールディングスが当社の経営権を取得するための手段として合理的な手段であることから当該手段を用いることには相当性が認められる。

b. 本A種種類株式第三者割当及び本第9回新株予約権第三者割当の手段の相当性

- ・ 当社の経営においては、メインバンクである第四北越銀行や地方自治体の関係者のサポートが不可欠であるところ、本A種種類株式第三者割当及び本第9回新株予約権第三者割当は、これらの関係者との協議の過程において、急激な希薄化が直ちに生じることに配慮すべきではないかとの指摘を受けたことを踏まえて、改めて、当社及びみちのりホールディングスにおいて、当社を非公開化する一連の取引のスキームについて検討し、決定された取引である。
- ・ 本A種種類株式は無議決権株式であるところ、無議決権の種類株式を用いる資金調達は、確実な資金調達が実現できる一方、即時の希薄化を防止することができることから、既存株主にとってメリットのある手法であるといえる。
- ・ 特に、本子会社化取引においては、本普通株式と本A種種類株式の発行を組み合わせることによりみちのりホールディングスが取得する当社の議決権割合を低く押さえることで、みちのりホールディングス、新潟県、佐渡市、第四北越銀行及び佐渡農業協同組合が一体となって、地域交通事業者として航路の存続が可能となるように構造改革を推し進めることに一定程度寄与すると考えられる。すなわち、本株式併合の効力発生時点までに、270,000株以上の当社普通株式を所有する株主が存在することとならない場合で、且つ、本A種種類株式を発行せず、同額の資金をみちのりホールディングスから普通株式で調達すると仮定した場合、本株式併合後に当社の株主に残存する新潟県、佐渡市、第四北越銀行及び佐渡農業協同組合の議決権割合は、それぞれ7.02%、2.11%、0.70%及び0.70%に留まるのに対して、本A種種類株式を発行する場合の本株式併合後の新潟県、佐渡市、第四北越銀行及び佐渡農業協同組合の議決権割合はそれぞれ10.64%、3.19%、1.06%及び1.06%まで上昇する。これにより、本株式併合後にこれらの株主が保有することになる議決権の水準は、新潟県については会社の解散の訴えの提起等に必要となる総株主

の議決権の10分の1を、佐渡市については株主総会招集権や会計帳簿閲覧等請求権の行使に必要な総株主の議決権の100分の3を、第四北越銀行及び佐渡農業協同組合については株主の議題提案権等の行使に必要な総株主の議決権の100分の1を超えることとなり、資金調達の一部を本A種種類株式第三者割当を組み合わせることによって実施することは、これらの株主が当社に対して少数株主権を行使し、当社の経営に一定程度関与できる状況を確認するものであると評価することもできる。一方、本普通株式の発行により、本第三者割当後にみちのりホールディングスは会社法上の重要な意思決定に必要な総議決権の3分の2を超える議決権を取得することが可能であるから、本A種種類株式の発行は、みちのりホールディングスによる当社の経営権の取得を阻害するものではない。

- ・ また、本第9回新株予約権は無償でみちのりホールディングスに割り当てられるため、当該割当による資金調達は生じないものの、本第9回新株予約権の行使価額は1個当たり20円とされており、全ての本第9回新株予約権が行使された場合、資金調達の額は総額3億円となる。
- ・ みちのりホールディングスによれば、本第9回新株予約権は、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に伴う資金繰り状況に応じて行使を行うことで、必要な時期に即時性をもって資金投入が可能となる手段として想定しているとのことであり、当社の資金繰りの状況や現在の新型コロナウイルス感染症のオミクロン株の拡大等の状況を踏まえても本第9回新株予約権を発行することの合理性は認められると考えられる。そして、本出資契約（みちのりホールディングス）におけるみちのりホールディングスの遵守事項として、当社において本第9回新株予約権の行使に伴う払込みを受ける合理的な必要性が認められるとみちのりホールディングスが判断した場合には、みちのりホールディングスは、本第9回新株予約権を行使することが定められる予定であり、当該説明と矛盾又は抵触するものではない。
- ・ なお、本A種種類株主は、当社に対しいつでも、取得請求権の行使により、本A種種類株式1株に対し普通株式1株の比率で、本A種種類株式を当社普通株式へ転換することができることとされており、当該普通株式への転換請求権又は本第9回新株予約権若しくは本第10回新株予約権が行使された場合には、新潟県、佐渡市、第四北越銀行及び佐渡農業協同組合の議決権割合は低下することになる。もっとも、割当先となるみちのりホールディングスからは、当面の間、本A種種類株式に係る普通株式を対価とする取得請求権を行使しない旨の口頭での回答が得られていることや、本第9回新株予約権及び本第10回新株予約権が行使される時期又は行使される具体的な数は現時点では明らかではないことを踏まえると、上記の点が本A種種類株式第三者割当及び本第9回新株予約権第三者割当を組み合わせることで資金を調達することの合理性を直ちに否定することにはならないと評価するこ

とも不可能ではないと考えられる。

以上の点より、本A種種類株式の発行及び本第9回新株予約権の無償割当は、即時の希薄化による既存株主への影響を防止しつつ、当社が必要とする資金又は当社に将来的に追加で必要となる可能性のある資金を即時性をもって又は当社の資金需要に応じて調達することを可能とするものであるから、これらの手段を用いることには相当性が認められる。

c. 上記を踏まえたみちのりホールディングス第三者割当の手段の相当性

- ・ 以上のとおり、みちのりホールディングス第三者割当は、当社の事業に深く関与して経営を行う必要性を踏まえて普通株式の発行を行うことに加えて、無議決権型の本A種種類株式の発行及び本第9回新株予約権の無償割当を組み合わせるスキームであり、当社の資金需要に合致した形で一定額を確実に調達できるのみならず、既存株主に対する希薄化や資金需要の変動にも配慮したものであると考えられる。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症拡大からの輸送需要の回復期間と位置づけている2022年4月から2023年12月における当社の資金繰りは、上記の取引金融機関との取引条件の見直しを含めてもなお相当程度厳しい状況になることが予想されるところ、当社のキャッシュ・フロー計画においては、当該期間の運転資金、船舶の老朽化設備等の更新投資及び船舶以外の老朽化設備等の更新投資に要する支出を踏まえた資金繰りを維持するのに必要な資金として、当社において合計1,133百万円という金額を設定しており、当該金額は本普通株式第三者割当及び本A種種類株式第三者割当によって調達されることが見込まれる金額(1,200百万円)に概ね合致する。また、当社は、取引金融機関から2023年12月末までの元本返済猶予及びその後15年間の分割返済等を内容とする金融支援を受ける前提として、債務超過の解消に向けた本再生計画案を策定している。具体的には、当社グループは2024年12月期に実質的な債務超過を解消することが見込まれている。これは、5年以内に実質的な債務超過を解消することを要件とする、中小企業再生支援協議会事業実施基本要領にも適合するものである。さらに、本第9回新株予約権の行使により調達できる最大額である3億円は、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に伴う資金繰り状況に応じて即時に調達すべき金額として、合理的な金額といえる。
- ・ 加えて、本特別委員会によるヒアリング結果によれば、みちのりホールディングスは、これまでに複数の地場のバス会社の経営改善に取り組んでいるほか、南紀白浜空港での経営参画の実績を有しており、周辺施設や二次交通との連携を行うといった同空港での取り組みを当社においても活用することを検討しているとのことであった。加えて、みちのりホールディングスの傘下に東北地方を拠点とするバス

会社もあることを活かし、東北地方から新潟県への送客による観光業の活性化や、デジタル投資等にも取り組んでいくとのことであり、割当先としても適格性を有していると考えられる。

以上の点より、みちのりホールディングス第三者割当を上記の方法により実施することには相当性が認められる。

d. 本B種種類株式第三者割当の手段の相当性

- ・ 本B種種類株式第三者割当は、取引金融機関が当社に対して有する債権の株式化による既存の有利子負債の圧縮及び資本の増強がみちのりホールディングス第三者割当の前提となっていることを踏まえて、当社、第四北越銀行及びみちのりホールディングスにおける協議を経て決定されたものである。
- ・ 本B種種類株式は無議決権であり、本B種種類株式は配当において普通株式に劣後し、普通株式を対価とする転換権も付されていないことからすれば、当社の既存株主への影響は限定的といえ、本B種種類株式第三者割当により調達する資金を当社の第四北越銀行からの借入金に充当することで、有利子負債の圧縮及び資本の増強が可能となるものである。

以上の点より、みちのりホールディングスから示された条件及び当社の置かれた財務状況、並びに本B種種類株式の内容が普通株式に劣後するものであることを考慮すれば、本B種種類株式を発行することによる当社の既存株主への影響は限定的であると考えられることから、有利子負債の圧縮及び資本の増強を図ることを目的として本B種種類株式第三者割当を、本B種種類株式を発行する方法により実施することには相当性が認められる。

e. 他の手段の利用可能性

- ・ 本普通株式第三者割当は大幅なディスカウント及び大規模な希薄化、並びに、本株式併合を通じた既存株主のスクイズアウトが伴い、既存株主に与える影響が極めて大きいところ、他の手段の利用可能性がないかが問題となるが、当社は、既に新型コロナウイルス感染症対応資金として取引金融機関から借入れを行い、政府系金融機関より劣後ローンの調達を実施していることに加えて、既に当社グループが債務超過にあり、今後も多額の損失計上が続くことが予想され、かつ、2021年8月以降、取引金融機関より借入金及び保証債務の元本の返済の猶予を受けており、2022年4月以降の取引条件についても見直し等が必要な状況にある。そのため、当社においては、これ以上負債性の資金調達を行う余力はないと考えられる。
- ・ 地方自治体からの資金調達についても、既に2021年2月に佐渡市から第三者割当増資の引受けによる357,981千円の支援を、2020年12月に新潟県から「地域公共

交通感染症拡大防止対策事業」として 88,782 千円の補助金及び「佐渡航路事業継続支援事業」として 715,802 千円の支援金による支援をそれぞれ受けており、追加的な支援を受けることは困難と判断している。

- ・ このような状況において、当社は 14 社に対してスポンサー支援を打診し、その結果、一次意向表明に至ったのは 2 社に留まり、最終意向表明に至ったのは JPiX 及びみちのりホールディングスのみであり、これに伴い提案を受けた本当初最終意向表明書に係る取引の内容を踏まえて当社にとって最適な取引内容について協議を重ねた結果、本子会社化取引の実施について合意に至ったものである。

以上の点を踏まえると、本子会社化取引は、当社の公共交通機関としての航路維持と企業の存続の観点から現時点で取り得る唯一かつ最善の策であり、相当な手段であると考えられる。

上記 a. 乃至 e. の点より、本第三者割当に係る手段は相当であると考えられる。

(ウ) 本第三者割当に係る取引条件の相当性

a. 払込金額、発行条件及びスクイーズアウト価格の相当性

- ・ 本普通株式の払込金額、本 A 種種類株式の払込金額、本第 9 回新株予約権の行使条件及び本株式併合交付見込金額は、当社が大幅な債務超過であり、今後も追加的な損失計上を継続することを踏まえ、かつ、弁済期限が到来する借入金について返済猶予を受けている中で、スポンサー支援の前提でもある取引金融機関からの債務の株式化を含む金融支援に同意を得る必要がある状況下において、当社の大株主である地方自治体との間で継続的に実施した協議も踏まえつつ、みちのりホールディングスとの協議及び交渉を経た結果として最終的に合意したものであることが認められる。
- ・ また、そのような観点から、本 B 種種類株式第三者割当における払込金額についても、同様に、第四北越銀行との真摯な交渉の結果決定された条件であると認められる。なお、これらの決定過程において、不合理な点は認められない。
- ・ 加えて、これらの価格については、本子会社化取引について重要な利害関係を有しない第三者算定機関である赤坂国際会計から取得した本普通株式、本 A 種種類株式、本第 9 回新株予約権及び本 B 種種類株式の価値算定結果の範囲内又はそれ以上に位置しており、また、本株式併合交付見込金額についても、本普通株式価値算定書の評価額の上限 21 円を 9 円上回り、かつ、本普通株式の払込金額に 50% のプレミアムを付した金額となっているところ、当該算定結果において採用されたとされる各算定方法及び内容についても不合理な点は認められない。
- ・ また、当社は赤坂国際会計より、本普通株式第三者割当の払込金額、本 A 種種類株式第三者割当の払込金額及び本第 9 回新株予約権の発行条件が、それぞれ、当社及

びみちのりホールディングスを除く当社株主にとって、財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオン、本B種種類株式第三者割当の払込金額が、当社及び第四北越銀行を除く当社株主にとって、財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオン、並びに、本株式併合交付見込金額が、当社、みちのりホールディングス及び第四北越銀行を除く当社株主にとって、財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオンをそれぞれ取得している。

以上の点より、本普通株式の払込金額、本A種種類株式の払込金額、本第9回新株予約権の行使条件、本B種種類株式の払込金額及び本株式併合交付見込金額は、いずれも相当なものと認められる。

b. 希薄化の相当性

- ・ 本普通株式第三者割当により発行される本普通株式は33,805,000株（議決権数は338,050個）であり、2021年12月31日現在の当社発行済株式総数17,006,947株に対する比率は198.77%（2021年12月31日現在の当社議決権総数168,861個に対する比率は200.19%）、本A種種類株式の全てが当初の条件で普通株式に転換された場合に交付される株式数は26,195,000株（議決権数261,950個）であり、2021年12月31日現在の当社発行済株式総数17,006,947株に対し154.03%（2021年12月31日現在の当社議決権数168,861個に対しては155.13%）、本第9回新株予約権の全てが行使された場合に交付される普通株式数は15,000,000株（議決権数150,000個）であり、2021年12月31日現在の当社発行済株式総数17,006,947株に対する比率は88.20%（2021年12月31日現在の当社議決権総数168,861個に対する比率は88.83%）である。これらを合計した、みちのりホールディングス第三者割当による普通株式に係る潜在株式数を含む発行株式数は75,000,000株（議決権数は750,000個）であり、2021年12月31日現在の当社発行済株式総数17,006,947株に対し、441.00%（2021年12月31日現在の当社議決権総数168,861個に対しては444.15%）の割合で希薄化が生じることとなる。なお、本第9回新株予約権は、本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後に行使がなされることを想定し、行使期間の始期を本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了が見込まれている2022年7月1日に設定しているとともに、本出資契約（みちのりホールディングス）上、当社において本第9回新株予約権の行使に伴う払込みを受ける合理的な必要性が認められるとみちのりホールディングスが判断した場合には、みちのりホールディングスは、本第9回新株予約権を行使する旨合意する予定であるところ、みちのりホールディングス第三者割当による普通株式に係る潜在株式数を含む発行株式数75,000,000株（議決権数は750,000個）の、本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後の当社発行済株式総数50,760,000株に対する比率は147.75%（本株式併合、本子会社化取引及び本株式

分割の完了後の当社議決権総数 507,600 個に対する比率は 147.75%) となる。なお、本B種種類株式は、普通株式を対価とする取得請求権又は取得条項が付与されておらず、また当社株主総会における議決権も付与されないため、本B種種類株式の発行によって普通株式の希薄化は生じない。

- ・ しかしながら、①当社は、2021年12月期第3四半期連結累計期間末で2,299,571千円の債務超過となっており、2022年3月末日に返済猶予の期間が満了する6,833,120千円を含む当社の借入金合計8,770,800千円を同年4月以降に約定通りに弁済すること及び同月以降の資金繰りを維持することが困難となっている状況にあるところ、本第三者割当の発行規模は、当社が、そのような状況において、安全で安定した運航を実現するために必要な設備やサービスを維持しつつも、当面の事業継続に最低限必要と見込まれるキャッシュ・フローを確保することに加えて、大幅な債務超過額を可及的に圧縮し財務基盤の回復を図るために必要最低限の規模に設定されていること（なお、当社は、2022年3月末日に返済猶予の期間が満了する6,833,120千円を含む当社の借入金合計8,770,800千円については、(a)そのうち15億円については本B種種類株式第三者割当による手取金を第四北越銀行に対する既存借入金の弁済に充てる他、(b)5,830,800千円については、2023年12月末までの元本返済猶予及びその後15年間の分割返済とする借換え及び条件変更、(c)劣後ローン1,440,000千円については返済条件の維持を内容とする金融支援を受ける予定であり、金融支援実施後の条件に従い返済することを想定している。）、②本第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられること、③本普通株式、本A種種類株式、本第9回新株予約権及び本B種種類株式の払込金額その他の発行条件についても、当社をとりまく厳しい財務状況並びに取引金融機関の意見や、大株主である地方自治体との間で継続的に実施した協議も踏まえつつ、大幅な債務超過に陥っている財務状況を考慮の上で、本普通株式価値算定書で示されたDCF法による算定結果（0円から21円）を参照しながら、みちのりホールディングスとの協議及び交渉を重ねた結果、決定された当社にとって現時点で最善の条件であり、本普通株式価値算定書、本A種種類株式価値算定書、本第9回新株予約権価値算定書及び本B種種類株式価値算定書で示された算定結果に照らしても公正性及び妥当性が認められると判断できること、④本A種種類株式に与えられた普通株式を対価とする取得請求権は発行要項上はいつでも行使することができることとされているものの、当社は、本特別委員会による質問に対し、割当予定先となるみちのりホールディングスから、当面の間、本A種種類株式に係る普通株式を対価とする取得請求権を行使しない旨の口頭での回答を得ており、本第三者割当により直ちに全ての希薄化が生じるものではないと考えられること、⑤実際には、本普通株式、本A種種類株式、本第9回新株予約権及び本B種種類株式が発行された場合においても、本普通株式以外

は議決権がないため、本第三者割当発行の時点では、現在の普通株式の所有者の有する議決権についての即時の希薄化は一定程度抑制されていることといった事情を踏まえれば、本第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当を実行することには合理性が認められると考えられる。

- ・ また、本当初最終意向表明書に係る取引を実行した場合において想定される大規模な希薄化を回避するために、当社とみちのりホールディングスとの協議の結果、本A種種類株式第三者割当及び本第9回新株予約権第三者割当を行うことで、大規模かつ急激な希薄化が生じることに配慮しているものであり、この点でも相当性を有するものといえる。

以上の点より、本第三者割当に係る取引条件は相当であると考えられる。

(エ) 本子会社化取引及びこれに引き続いて行われる当社株式の上場廃止に関して、当社が本子会社化取引に係る取引に関する決定をすることは、当社の少数株主にとって不利益なものではないか

- ・ 当社の足元の状況において、2022年3月末日に返済猶予の期間が満了する借入金6,833,120千円を含む当社の借入金合計8,770,800千円について、同年4月以降、約定通りに弁済することが困難になるだけでなく、同月以降の資金繰りを維持することも困難となっている状況にあり、スポンサー支援を受けられない場合、早期に資金繰りはショートし、事業運営の継続が困難になり、法的整理手続に至る可能性がある。そして、法的整理手続に至った場合、様々な混乱が生じて公共交通機関としての役割を果たせなくなるおそれがあるだけでなく、株式価値も著しく毀損されるおそれがある。このような状況下において、当社の少数株主をスクイーズアウトし、当社の株式を上場廃止するとの方策は、当社のスポンサー選定の過程において唯一提出を受けたJPiX及びみちのりホールディングスによる本当初最終意向表明書における提案内容に含まれていたものである。
- ・ 当社は、JPiX及びみちのりホールディングスとの間で当社に対するスポンサー支援の具体的な内容についての協議を続けてきたが、JPiX及びみちのりホールディングスとしては、デュー・ディリジェンスの結果として、足元の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の断続的な発出等の影響を受けた移動制限による利用客の減少や中長期的に見た地域の人口減少など不透明かつ厳しい事業環境が続く中で、中長期的な視点で安定的に生活航路を営む事業者として事業を継続するためには、主要株主である地方自治体や第四北越銀行等とともに当社の事業及び組織の構造改革を強力に進めることが必須であるとの認識を持つに至ったことである。そのような認識のもとで、みちのりホールディングスとしては、当社へ必要となる大規模な資本注入を行った場合、希薄化率が300%を超えるため上場廃

止基準に抵触し得ること、また、仮に本子会社化取引を実施しない場合でも、当社は2期連続の債務超過となり、上場廃止基準に抵触することが予想されることから、もし仮に当社が本株式併合等の方策を講じないままこれらの上場廃止に至った場合には、株式の流動性が失われることとなるため、本株式併合を通じて、少数株主から既存株式を取得することが、少数株主保護にも資すると考えているとのことである。

- ・ さらに、当社は、本特別委員会からの意見も踏まえ、少数株主の利益保護の観点から、本株式併合に加えて、本第10回新株予約権無償割当を予定している。この点、当社及びみちのりホールディングスは、少数株主の利益保護の方法として、本第三者割当のみを実施することや本第三者割当の後に、本株式併合ではなく公開買付けを実施する方法等についても検討を行っている。もっとも、本第三者割当のみを実施した場合には、希薄化率が300%を超えて上場廃止基準に抵触し得ること、また、当社グループが既に大幅な債務超過に陥っており、やはり上場廃止基準に抵触し得ることからすると、本株式併合を実施することで、少数株主に対し上場廃止前に当社株式の売却の機会を与えることが望ましいと判断したとのことである。また、本第三者割当の後に、本株式併合ではなく公開買付けを実施する方法については、当社の株式の保有を継続したいとの既存株主の意向を尊重できるものの、公開買付けの開始を認識できなかった、又は応募手続を失念し、スクイーズアウトの機会を失ってしまう株主が相当数生じることが懸念されるとともに、上記のとおり、複数の上場廃止基準に抵触し得る状況にあることから強圧性が生じるリスクが否定できず、かえって少数株主に不利益を与えかねないことが懸念されたことから最良の手段ではないと判断し、最終的に本株式併合に加えて本第10回新株予約権無償割当の方法によることにしたとのことである。
- ・ かかる検討の経過に不合理な点は特段見当たらず、本株式併合は、本普通株式第三者割当に係る払込金額に一定の金額を上乗せした金額を支払って少数株主を一律にスクイーズアウトすることで、少数株主に対して合理的かつ平等な退出の機会を与え、さらなるリスクにさらす事態を避けることを可能にするるとともに、本株式併合後も当社の株式を保有したいとの意向を有している既存株主は、本第10回新株予約権を行使することによって、本株式併合前の保有株数で当社の株式を継続して保有することが可能になることから、当社の少数株主保護の観点から最も適切な方法であると考えられる。
- ・ また、当社としても、既に債務超過に陥っており、2021年8月以降、取引金融機関に対して、2022年3月末までの借入金及び保証債務の元本返済猶予を依頼し、2022年3月末日に弁済猶予の期限が到来する借入金について、同年4月以降、約定通りに弁済することが困難な状況の中、当社の現在及び将来のキャッシュ・フローや足元の資金繰りの状況を踏まえると、当社の実勢の株式価値は市場価格に比

して著しく低く、かつ仮に大規模な資本増強が早期に実行されなければ、当社グループの足元の資金繰りが滞り、事業継続が困難な状況であると考えられる。

- ・ このような状況において、2021年4月にスポンサー候補者の選定を開始して以降、当社株式の上場を維持した形でのスポンサー支援の可能性についても複数の候補先と繰り返し協議を行ったものの、結果的に、当社の上場を維持することを前提とした提案を行った候補先は存在しない中で、上場を維持する形でのスポンサー支援の取得、ひいては債務超過の解消は期待できないと考えていること、少数株主をさらなるリスクにさらすこととなるおそれがあり、株式価値がさらに毀損する前に、少数株主に対して、引き続き当社の株式を継続して保有する方法を与えつつ、合理的な対価を支払った上で、当社を非公開化することが少数株主の利益にも資すると判断しており、その判断には不合理な点は認められない。
- ・ そして、当社の現在及び将来のキャッシュ・フローや足元の資金繰りの状況を踏まえると、株式価値算定結果にも表れているとおり、当社の実質的な株式価値は市場価格に比して著しく低いと考えられる。したがって、この段階で、既存株主に対して上記のとおり公正かつ妥当と認められる本株式併合交付見込金額を支払うことは、少数株主に対しても合理的な救済策となると考えられる。
- ・ また、以下の点により本子会社化取引の手続は公正であると考えられる。
 - a. ①本当初最終意向表明書の提出を受けてから本特別委員会が速やかに設置されており、取引条件の形成過程の初期段階から、本特別委員会が当社とみちのりホールディングスとの間の交渉に関与する状態が確保されていたことが認められること、②本特別委員会の委員は、それぞれ独立性を有することが確認されており、専門性・属性にも十分配慮して選定されたことが認められること、③本特別委員会は、みちのりホールディングスに対し、みちのりホールディングス第三者割当における払込金額及び本株式併合交付見込金額について、引き上げの打診や再検討を要請するなど、複数回にわたって交渉を続けてきており、みちのりホールディングスとの間の取引条件に関する交渉過程に、具体的かつ実質的に関与してきたこと、④本子会社化取引の検討に際しては、本特別委員会は、当社の第三者算定機関である赤坂国際会計、財務（フィナンシャル）アドバイザーであるフロンティア・マネジメント、並びに法務（リーガル）アドバイザーである西村あさひ法律事務所について、それぞれ、独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、取引における手続の公正性等について慎重に検討及び協議を行っていることが認められること、⑤本特別委員会においては、非公開情報も含めて重要な情報を入手し、これを踏まえて検討・判断を行うことのできる体制が整備されていること、⑥本特別委員会の各委員の報酬については、役員報酬とは別に、本子会社化取引の全部若しくは一部の成否又は答申内容にかかわらず、固定の報酬額が

支払われることとなっていることを踏まえると、本特別委員会の委員が時間的・労力的なコミットメントを行いやすく、かつ本子会社化取引の成否から独立した立場から判断を行うための環境が整えられていること、⑦本子会社化取引の検討・交渉に際しては、適切な社内検討体制、及び利害関係を有する取締役を本子会社化取引の検討・交渉に関与させない体制が整備されていたことが認められることから、本子会社化取引の検討に際して、本特別委員会が有効に機能していたことが認められる。

- b. 本子会社化取引に係る当社取締役会の意思決定の過程における公正性及び適正性を確保するために、当社及びみちのりホールディングスから独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、同事務所から、本子会社化取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、適切な専門的助言を得ていたことが認められる。
- c. 財務（フィナンシャル）アドバイザーであるフロンティア・マネジメントに加えて、当社、みちのりホールディングス及び第四北越銀行から独立した第三者算定機関として、赤坂国際会計を選定し、同社に当社の株式及び新株予約権の価値の算定を依頼し、2021年2月4日付で本普通株式価値算定書、本A種種類株式価値算定書、本第9回新株予約権価値算定書及び本B種種類株式価値算定書並びにフェアネス・オピニオンを取得している。
- d. JPiXを含む14社の候補者に対してスポンサー支援を打診し、各社との協議を経て最終的にJPiX及びみちのりホールディングスのみから最終意向表明書の提出を受けており、スポンサー候補の選定過程にあたり他の潜在的な買収者による対抗的な買収提案が行われる機会を十分に確保していたことが認められる。
- e. 本子会社化取引においては、本特別委員会に関する情報、上記各価値算定書及びフェアネス・オピニオンに関する情報といったオピニオンに関する情報等が十分に開示される予定であるものと認められる。

以上の点より、株式併合の実施によるスクイーズアウト及び当社の上場廃止に至るまでの判断に不合理な点は認められず、当社の現状を踏まえれば、本第三者割当に係る取引条件は相当であり、現段階で既存株主に対して公正かつ妥当と認められる本株式併合交付見込金額を支払うことは、少数株主に対しても合理的な救済策となると考えられる一方で、本株式併合後も当社の株式を保有したいとの意向を有している既存株主は、本第10回新株予約権を行使することによって、本株式併合前の保有株数で当社の株式を継続して保有することが可能になるように配慮がなされていること、及び、本子会社化取引における手続の公正性は確保されていると考えられ、本特別委員会にお

いて、本子会社化取引による当社の子会社化が当社の少数株主にとって不利益なものであると考える事情等は特に見当たらなかったことからすれば、当社が本子会社化取引に係る取引に関する決定をすることは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の連結業績

| 決算期 | 2018年12月期 | 2019年12月期 | 2020年12月期 |
|-------------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 売上高 | 11,942 | 11,477 | 7,690 |
| 営業利益又は営業損失(△) | 246 | △308 | △2,678 |
| 経常利益又は経常損失(△) | 152 | △418 | △2,755 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に 帰属する 当期純利益(△) | 105 | △769 | △2,547 |
| 1株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失(△) | 7.43 | △54.06 | △177.85 |
| 1株当たり配当金 | - | - | - |
| 1株当たり純資産又は1株当 たり純損失(△) | 142.73 | 89.17 | △63.11 |

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2021年12月31日現在)

| | 株式数 | 発行済株式数に対する比率 |
|-----------------------------|-------------|--------------|
| 発行済株式数 | 17,006,947株 | 100% |
| 現時点の転換価額(行使価額) における潜在株式数 | 70,400株 | 0.41% |
| 下限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数 | — | — |
| 上限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数 | — | — |

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

| | 2019年12月期 | 2020年12月期 | 2021年12月期 |
|----|-----------|-----------|-----------|
| 始値 | 248 | 253 | 214 |
| 高値 | 327 | 258 | 307 |

| | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 安 値 | 244 | 205 | 211 |
| 終 値 | 252 | 217 | 237 |

② 最近6か月間の状況

| | 2021年 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 2022年 1月 | 2月 |
|-----|-------------|-----|-----|-----|-------------|-----|
| 始 値 | 231 | 233 | 247 | 244 | 236 | 242 |
| 高 値 | 239 | 247 | 252 | 287 | 300 | 252 |
| 安 値 | 230 | 228 | 236 | 232 | 176 | 200 |
| 終 値 | 233 | 247 | 243 | 237 | 246 | 202 |

(注) 2月の株価については、2022年2月4日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

| | 2022年2月4日 |
|-----|-----------|
| 始 値 | 224 |
| 高 値 | 240 |
| 安 値 | 202 |
| 終 値 | 202 |

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第8回新株予約権（ストックオプション）の発行

| | |
|-----------------|-------------------------------------|
| 割 当 日 | 2019年4月11日 |
| 発 行 新 株 予 約 権 数 | 178 個 |
| 発 行 価 額 | 新株予約権 1 個あたり 24,800 円（1 株あたり 248 円） |
| 行 使 価 額 | 新株予約権 1 個あたり 100 円（1 株あたり 1 円） |
| 募集時における発行済株式数 | 14,275,450 株 |
| 当該募集による発行株式数 | — |
| 募集後における発行済株式数 | 14,275,450 株 |
| 割 当 先 | 当社取締役 5 名 163 個 当社監査役 1 名 15 個 |
| 当該募集による潜在株式数 | 17,800 株 |
| 現時点における潜在株式数 | 14,800 株 |
| 現時点における行使状況 | 行使済株式数：3,000 株 (残新株予約権数 148 個) |

・第三者割当による新株式の発行

| | |
|----------------|------------------------------------------------|
| 払 込 期 間 | 2021年2月1日から2021年2月10日 |
| 調 達 資 金 の 額 | 357,981,900円（差引手取概算額351,981,900円） |
| 発 行 価 額 | 1株につき223円 |
| 募集時における発行済株式数 | 14,292,250株 |
| 当該募集による発行株式数 | 1,605,300株 |
| 募集後における発行済株式数 | 15,897,550株 |
| 割 当 先 | 佐渡市 |
| 発行時における当初の資金使途 | ① 借入金の返済（148,000,900円） ② 運転資金（203,981,000円） |
| 発行時における支出予定時期 | ① 2021年3月 ② 2021年3月 |
| 現時点における充当状況 | 当初の予定どおり充当しました。 |

1.1. 発行要項

本普通株式、本第9回新株予約権、本A種種類株式及び本B種種類株式の発行要項は「別紙1」、「別紙2」、「別紙3」及び「別紙4」のとおりです。

III. 定款一部変更について

1. 目的

本普通株式第三者割当による本普通株式の発行を可能とするために、現行定款6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の40,000,000株から60,000,000株に変更いたします。

また、本A種種類株式及び本B種種類株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式として本A種種類株式及び本B種種類株式を追加し、本A種種類株式及び本B種種類株式に関する規定を新設するものです（本定款変更（1））。

さらに、本第三者割当のうち、本普通株式第三者割当に係る本普通株式33,805,000株が発行されることを条件として、発行可能株式総数を176,196,500株に変更いたします（本定款変更（2））。

なお、発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更は、二度に分けて実施され、まず、発行可能株式総数を2021年12月31日現在の当社の発行済株式総数（17,006,947株）の4倍を超えない範囲内である60,000,000株とする旨の定款変更（本定款変更（1））を行い、次に、本第三者割当のうち、本普通株式第三者割当に係る本普通株式33,805,000株が発行されることを条件として、発行可能株式総数を176,196,500株とする旨の定款変更（本定款変更（2））を行います。本A種種類株式第三者割当に係る本A種種類株式26,195,000株の発行及び本B

種種類株式第三者割当に係る本B種種類株式1,500株の発行は、本定款変更（1）及び本定款変更（2）の効力発生を条件として行われます。本普通株式第三者割当に係る本普通株式33,805,000株の発行、本第9回新株予約権第三者割当に係る本第9回新株予約権15,000,000個の発行、本定款変更（2）、本A種種類株式第三者割当に係る本A種種類株式26,195,000株の発行及び本B種種類株式第三者割当に係る本B種種類株式1,500株の発行は、全て同日に行われます。

2. 本定款変更の内容

本定款変更（1）の内容は別紙5「定款変更案（I）」に、本定款変更（2）は別紙6「定款変更案（II）」に記載のとおりです。

3. 本定款変更の日程

| | |
|----------------------------------------------------------------|----------------|
| 本定款変更に係る取締役会決議 | 2022年2月7日 |
| 本定款変更議案に関する本定時株主総会付議に係る取締役会決議 | 2022年2月25日（予定） |
| 本定時株主総会決議 | 2022年3月25日（予定） |
| 本定款変更（1）の効力発生日 | 2022年3月25日（予定） |
| 本第三者割当に係る本普通株式、本定款変更（2）の効力発生日（注）、本A種種類株式、第9回新株予約権及び本B種種類株式の発行日 | 2022年3月31日（予定） |

（注）本定款変更（1）がなされること及び本第三者割当に基づき本普通株式第三者割当に係る本普通株式33,805,000株が発行されることを条件に効力が発生いたします。

IV. 親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動について

1. 異動が生じる経緯

本第三者割当が行われた場合、みちのりホールディングスは、当社の議決権の66.69%を保有することになるため、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することになります。また、本第三者割当が行われた場合、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主の新潟県は当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主でなくなることが見込まれ、当社の主要株主である佐渡市は当社の主要株主でなくなることが見込まれるものです。

2. 異動する株主の概要

① みちのりホールディングス

みちのりホールディングスの概要は上記「II. 本第三者割当について 6. 割当予定先の選定理由等 （1）割当予定先の概要 （ア）本普通株式、本A種種類株式及び本第9回新株予約権」に記載のとおりです。

② 新潟県

| | | |
|---|-----------|------------------|
| ① | 名称 | 新潟県 |
| ② | 所在地 | 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 |
| ③ | 代表者の役職・氏名 | 知事 花角英世 |

③ 佐渡市

| | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 名称 | 佐渡市 |
| ② | 所在地 | 新潟県佐渡市千種232番地 |
| ③ | 代表者の役職・氏名 | 市長 渡辺竜五 |

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び総株主の議決権の数に対する割合

① みちのりホールディングス

| | 属性 | 議決権の数（議決権所有割合） | | | 大株主順位 |
|----------------------------|--------------------------|-----------------------|-------------|-----------------------|-------|
| | | 直接所有分 | 合算対象分 | 合計 | |
| 異動前 (2021年12月 31日現在) | — | — | — | — | — |
| 異動後 | 親会社及び主 要株主である 筆頭株主 | 338,050 個 (66.69%) | 0 個 (0%) | 338,050 個 (66.69%) | 第1位 |

② 新潟県

| | 属性 | 議決権の数（議決権所有割合） | | | 大株主順位 |
|----------------------------|--------------------------|----------------------|-------------|----------------------|-------|
| | | 直接所有分 | 合算対象分 | 合計 | |
| 異動前 (2021年12月 31日現在) | 主要株主、主 要株主である 筆頭株主 | 54,545 個 (32.30%) | 0 個 (0%) | 54,545 個 (32.30%) | 第1位 |
| 異動後 | — | 54,545 個 (10.76%) | 0 個 (0%) | 54,545 個 (10.76%) | 第2位 |

③ 佐渡市

| | 属性 | 議決権の数（議決権所有割合） | | | 大株主順位 |
|-----|------|----------------|-------|----------|-------|
| | | 直接所有分 | 合算対象分 | 合計 | |
| 異動前 | 主要株主 | 17,874 個 | 0 個 | 17,874 個 | 第2位 |

| | | | | | |
|---------------------|---|--------------------|------------|--------------------|-----|
| (2021年12月 31日現在) | | (10.59%) | (0%) | (10.59%) | |
| 異動後 | — | 17,874個 (3.53%) | 0個 (0%) | 17,874個 (3.53%) | 第3位 |

(注) 1. 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、2021年12月31日現在の総株主の議決権の数168,861個を基準に算出しています。

※議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 120,847株

2021年12月31日現在の発行済株式総数 17,006,947株

2. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、本普通株式第三者割当により増加する議決権の数338,050個を加算した総株主の議決権の数506,911個を基準に算出しています。

4. 異動予定日

本普通株式の発行日 (2022年3月31日(木))

5. 今後の見通し

今後の見通しについては、上記「Ⅱ. 本第三者割当について 8. 今後の見通し」をご参照ください。

V. 自己株式の消却について

1. 消却する株式の種類 普通株式
2. 消却する株式の数 10,701株 (消却前の発行済株式総数に対する割合0.02%)
3. 消却予定日 2022年5月9日

(ご参考)

消却後の当社の普通株式の発行済株式総数は、50,811,947株から50,801,246株となります。

なお、上記消却する株式の数は、2022年2月7日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当します。

VI. 株式併合について

1. 株式併合の目的及び理由

上記「Ⅱ. 本第三者割当について 2. 本第三者割当の目的及び理由 (1) 本第三者割当に至る経緯及び目的 ウ. みちのりホールディングス第三者割当、本株式併合及び本第10回新株予約権無償割当を実施することを決定した経緯及び理由」に記載のとおり、(i) 上記「Ⅱ. 本第三者割当について 2. 本第三者割当の目的及び理由 (1) 本第三者割当に至る経緯及び目的ア. 当社の財務状況及び大規模な資本金の調達必要性」に記載のとおり、資金繰りの懸念により大規模な資金調達の早期の実現が不可欠となっている状況において、急激な

希薄化が直ちに生ずることに対して配慮しつつも、当社が、安全で安定した運航を実現するために必要な設備やサービスを維持した上で、当面の事業継続に最低限必要と見込まれるキャッシュ・フローを確保し、大幅な債務超過額を可及的に圧縮し財務基盤の回復を図るため、本普通株式第三者割当、本A種種類株式第三者割当、本第9回新株予約権第三者割当を実施し、併せて、(ii) 当社とみちのりホールディングス、新潟県、佐渡市、第四北越銀行及び佐渡農業協同組合が一体となって、地域交通事業者として航路の存続が可能となるように構造改革を推し進めるとともに、少数株主の皆様をさらなるリスクにさらす事態を避けるために、本株式併合を実施し、(iii) 長きに亘り当社をご支援いただいております少数株主の皆様が本子会社化取引後も当社の株式を継続して保有していただく機会を確保するため、本第10回新株予約権無償割当を実施することが最も適切であると判断いたしました。

そこで、当社は、上記のとおり、本日開催の当社の取締役会において本第三者割当を決議し、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを前提に、本株式併合を実施することといたしました。

本株式併合により、少数株主の皆様の保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

(注) 本株式併合の効力発生時点までに、270,000株以上の当社普通株式を所有する株主が存在することとなる場合には、本株式併合後に当社の株主となる株主に変更が生じる可能性があります。もっとも、その場合であっても、本株式併合の割合の変更等の当社の株主構成を調整するための手続は実施しない予定です。

2. 株式併合の要旨

(1) 株式併合の日程

上記「I. 手続及び日程の概要」に記載のとおりです。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

本株式併合効力発生日をもって、その前日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社株式について、270,000株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

普通株式 50,801,058株

④ 効力発生前における発行済株式総数

普通株式 50,801,246株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、本第三者割当後の発行済株式総数(50,811,947株)から、当社が本日開催の当社取締役会においてその消却を

決議し、2022年5月9日付で消却される予定の本日現在当社が所有する自己株式の数（10,701株）を除いた株式数です。

A種類株式 26,195,000株

B種類株式 1,500株

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

普通株式 188株

A種類株式 26,195,000株

B種類株式 1,500株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

26,197,000株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、少数株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法については、その合計数（会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、同法第235条第2項その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却については、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式をみちのりホールディングスに売却することを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、上記裁判所の許可が予定通り得られた場合は、本株式併合前に株主の皆様が所有する当社株式の数に、30円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

① 親会社等がある場合における当該親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項

みちのりホールディングスは、本第三者割当の実施前は当社の親会社等に該当しません。当社は、みちのりホールディングスが本子会社化取引を通じて、当社の株主を、みちのりホールディングス、新潟県、佐渡市、第四北越銀行及び佐渡農業協同組合のみとするを企図していることを考慮して、当社の株主の皆様への利益を確保するため、本子会社化取引の公正性の担保、本子会社化取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点

から、下記「(4) 本子会社化取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置を実施しました。

- ② 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

本株式併合交付見込金額は、株主の皆様が所有する当社株式の数に、本第三者割当における本普通株式の払込金額（20円）に50%のプレミアムを付した30円を乗じた金額にすることを予定しております。

この金額は、本第三者割当及び本株式併合に係る取締役会決議日の直前営業日である2022年2月4日における終値202円に対しては90.10%のディスカウントとなります。しかしながら、上記「Ⅱ. 本第三者割当について 2. 本第三者割当の目的及び理由 (1) 本第三者割当に至る経緯及び目的 ア. 当社の財務状況及び大規模な資本金の調達必要性」に記載のとおり、2022年3月末日に返済猶予の期間が満了する6,833,120千円を含む当社の借入金合計8,770,800千円について、同年4月以降、約定通りに弁済することが困難になるだけでなく、2022年4月以降の資金繰りを維持することも困難となっている足元の状況において、安全で安定した運航を実現するために必要な設備やサービスを維持した上で、早急に当社グループのキャッシュ・フローや財務基盤を立て直せる実効性のある追加施策の余地に乏しく、大規模な資金調達を早期に実現できない場合には、当社グループの足元の資金繰りは困窮し、株式価値が著しく毀損し、既存株主の皆様をさらなるリスクにさらすおそれがあります。上記の金額は、そのような状況の下で、取引金融機関の意見や、大株主である地方自治体との間で継続的に実施した協議も踏まえつつ、大幅な債務超過に陥っている財務状況を考慮の上で、本普通株式価値算定書で示されたDCF法による算定結果（0円から21円）を参照しながら、少数株主の皆様にお支払いする金額を可及的に最大化すべく実施したみちのりホールディングスとの協議及び交渉の結果、決定された金額であり、当該金額は、本普通株式価値算定書の評価額の上限21円を9円上回り、かつ、本普通株式の払込金額に50%のプレミアムを付した金額となっていること、並びに、本子会社化取引後の再出資により、株主が本株式併合前の保有株数で当社の株式を保有していただく機会が確保されていることを総合的に判断し、公正かつ妥当な金額であると判断しました。

- ③ 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

ア. 継続企業の前提に関する事項

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上高が著しく減少し、2020年12月期において重要な営業損失2,676,543千円、経常損失2,755,220千円、親会社株主に帰属する当期純損失2,547,349千円

を計上し、876,922千円の債務超過となっております。2021年12月期第3四半期においても、当該感染症の影響により、営業損失1,642,067千円、経常損失1,766,352千円、親会社株主に帰属する四半期純損失1,776,445千円を計上していることから債務超過の解消には至らず、2021年12月期第3四半期以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼしております。

今後、新型コロナウイルスのワクチン接種の進捗等により、新型コロナウイルス感染症は徐々に収束に向かっていくものと思われませんが、需要の回復には一定期間を要すると見込まれることから、営業債務の支払及び借入金の返済等の資金繰りに懸念が生じております。また、2021年12月期第3四半期における重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する四半期純損失の計上により、2021年12月期第3四半期末において2,299,571千円の債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

イ. 新潟県中小企業再生支援協議会による再生計画策定支援に関する事項

当社グループは2020年12月末時点で債務超過に陥っており、かつ、新型コロナウイルス感染症の影響により、キャッシュ・フローの改善が不透明な状況となる中で経営改善計画を策定し、2021年からの一定の旅客需要の回復、特に夏季の旅客需要の回復を見込んでおりました。しかしながら新型コロナウイルス感染症の再拡大により、当該計画を大幅に下方修正する必要が生じ、取引金融機関に対する借入金の約定弁済を継続した場合、2022年1月以降に資金不足が生じる状況にあり、スポンサー出資を得るための各種手続（スポンサー探索、スポンサーによるデュー・ディリジェンス、既存株主・取引金融機関・地方自治体等のステークホルダーとの折衝、契約条件の交渉等を含みます。）が完了した後の出資の実行が最も早くとも2022年3月末以降と予想され、2022年1月以降の事業継続が困難となる可能性が出てきました。そこで当社は、速やかにスポンサー探索を開始して支援の提供可能な候補先の探索を開始すると同時に、2021年7月下旬より新潟県中小企業再生支援協議会による再生計画策定支援（第二次対応）の開始を受け、スポンサーによる出資を前提とする事業再生計画案の策定を開始し、同年8月には、本対象債権者に対し、2021年8月20日から2022年3月31日までの間、本対象債権者による借入金及び保証債務の元金の返済の猶予をいただきました。

その後、当社は本対象債権者との間で協議を重ね、本第三者割当の実施を内容とする本再生計画案を策定し、2022年1月26日の債権者会議におい

て、本再生計画案の提示を行いました。当社の2021年11月30日時点の借入金残高は合計8,770,800千円であるところ、本再生計画案において、当社は、(i) 本B種種類株式第三者割当により調達した資金による第四北越銀行に対する既存借入金債務1,500,000千円の弁済、(ii) 本対象債権者に対する既存借入金5,830,800千円についての借換え又は条件変更による1年9か月間の元本返済の猶予及びその後15年間での分割返済とする金融支援（うち4,216,114千円についてはシンジケートローンの方法による借換え）、並びに(iii) 本対象債権者に対する既存借入金1,440,000千円（劣後ローン）についての返済条件の維持を要請しております。今後、本再生計画案について、本対象債権者に説明を尽くしてご理解をいただき、本対象債権者から本再生計画案に同意いただくことで、本再生計画案の成立を目指して参ります。

なお、本再生計画案は、本対象債権者全ての同意により成立するものであり、本第三者割当は、本再生計画案の成立を条件としています。

ウ. 本第三者割当に関する事項

上記「Ⅱ. 本第三者割当について」に記載のとおり、当社は、本日開催の取締役会において、みちのりホールディングスを割当先とする第三者割当による払込金額の総額6億7610万円の本普通株式の発行、払込金額の総額5億2390万円の本A種種類株式の発行、及び、行使価額の総額3億円の本第9回新株予約権の発行、第四北越銀行を割当先とする第三者割当による払込金額の総額15億円の本B種種類株式の発行を実施することを決議しました。

上記の取締役会決議は、本第三者割当、その後の本子会社化取引を企図していること及び当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

エ. 自己株式の消却に関する事項

当社は、本日開催の取締役会において2022年5月9日付で当社の自己株式10,701株（本日時点で所有する自己株式の全部）を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、消却後の当社の発行済株式総数は50,801,246株となります。

(5) 第四北越銀行からの短期借入に関する事項

当社は、2022年1月21日開催の取締役会において第四北越銀行より46,080千円の短期資金を借入れることを決議いたしました。当社は、資金繰り安定化のため取引金融機関から借入金元本の一定期間の返済猶予を受けているところ、社債については契約上償還猶予ができないため、一旦定時償還を行った上で同額の借入を行うことにより、社債を含む借入金全体の残高を維持するものであります。当該借入の概要は以下のとおりです。

- ① 借入先 株式会社第四北越銀行
- ② 借入額 46,080千円
- ③ 借入日 2022年1月28日
- ④ 返済日 2022年4月1日
- ⑤ 金利 基準金利＋スプレッド
- ⑥ 担保・保証 無し

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに上場会社及び株式併合後株主等との関係

上記「Ⅱ. 本第三者割当について 5. 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及び具体的内容 ①本普通株式」に記載のとおり、当社は、みちのりホールディングス及び第四北越銀行との協議及び交渉の結果を踏まえて、本普通株式の払込金額及び本株式併合交付見込金額を決定するに際して、本定時株主総会における議決権行使のご参考のために、第三者算定機関である赤坂国際会計から本普通株式価値算定書及び本普通株式フェアネス・オピニオンを取得しました。なお、第三者算定機関である赤坂国際会計は、当社及び株式併合後株主であるみちのりホールディングス、新潟県、佐渡市、第四北越銀行及び佐渡農業協同組合の関連当事者には該当せず、本第三者割当に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

② 算定の概要

当社の本普通株式の株式価値の算定における具体的な算定方式、算定の重要な前提条件については、上記「Ⅱ. 本第三者割当について 5. 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及び具体的内容 ①. 本普通株式」をご参照ください。

(3) 上場廃止となる見込み

① 上場廃止について

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを前提に、本第三者割当における本普通株式、本第9回新株予約権、本A種種類株式及び本B種種類株式が全て発行されることを条件として、本株式併合を実施し、当社の株主をみちのりホール

ディングス、新潟県、佐渡市、第四北越銀行及び佐渡農業協同組合のみとする予定です（但し、本株式併合の効力発生時点までに、270,000株以上の当社普通株式を所有する株主が存在することとなる場合には、本株式併合の結果、当社の株主となる株主に変更が生じる可能性があります。）。その結果、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできません。

② 上場廃止を目的とする理由

上記「Ⅱ. 本第三者割当について 2. 本第三者割当の目的及び理由」に記載のとおり、当社としては、本子会社化取引及び上場廃止により、当社とみちのりホールディングス、新潟県、佐渡市、第四北越銀行及び佐渡農業協同組合が一体となって、地域交通事業者として航路の存続が可能となるように構造改革を押し進めることが、中長期的な企業価値の維持・向上に最も資するとともに、当社の少数株主の皆様をさらなるリスクにさらす事態を避けることにつながると考えられることから、最善の選択であるとの最終的な判断に至りました。

③ 少数株主への影響及びそれに対する考え方

上記「Ⅱ. 本第三者割当について 9. 企業行動規範上の手続に関する事項」に記載のとおり、当社は、当社の経営陣から一定程度独立したものとして、社外取締役である遠藤達雄氏（当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役です。）、社外監査役である金子英明氏（当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外監査役です。）及び同平島健氏（当社の社外監査役です。）で構成される本特別委員会を組成し、本諮問事項について諮問し、2022年2月5日付で、本第三者割当に係る資金調達には必要性が認められること、本第三者割当に係る手段は相当であると考えられること、本第三者割当に係る発行条件は相当であると考えられること、また、本子会社化取引及びこれに引き続いて行われる当会社株式の上場廃止に関して、当社が本子会社化取引に係る取引に関する決定をすることは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の答申書を取得しております。

(4) 本子会社化取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

① 当社における独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

上記「Ⅱ. 本第三者割当について 5. 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及び具体的内容 ①本普通株式」に記載のとおり、本普通株式の払込金額及び本株式併合交付見込金額を決定するに際して、当社は、第三者算定機関で

ある赤坂国際会計から、本普通株式価値算定書及び本普通株式フェアネス・オピニオンを取得しました。算定の概要については、上記「Ⅱ. 本第三者割当について 5. 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及び具体的内容 ①本普通株式」をご参照ください。

② 当社の経営者から一定程度独立した者からの意見の取得

上記「Ⅱ. 本第三者割当について 9. 企業行動規範上の手続に関する事項」記載のとおり、当社は、当社の経営陣から一定程度独立したものとして、社外取締役である遠藤達雄氏（当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役です。）、社外監査役である金子英明氏（当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外監査役です。）及び平島健氏（当社の社外監査役です。）で構成される本特別委員会を組成し、本諮問事項について諮問し、2022年2月5日付で、本第三者割当に係る資金調達には必要性が認められること、本第三者割当に係る手段は相当であると考えられること、本第三者割当に係る発行条件は相当であると考えられること、また、本子会社化取引及びこれに引き続いて行われる当会社株式の上場廃止に関して、当社が本子会社化取引に係る取引に関する決定をすることは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の答申書を取得しております。

③ 当社における特別の利害関係のない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

本日開催の取締役会においては、特別の利害関係のない取締役5名が出席し、その全会一致により、上記決議を行っております。なお、取締役伊貝秀一氏は、本子会社化取引の後に少数株主として残る佐渡市の副市長を兼務しており、特別利害関係取締役に該当するおそれがあるため、上記決議及びその審議には参加しておりません。

また、当該取締役会には、監査役3名（うち2名は社外監査役）全員が出席し、いずれも、上記決議に異議はない旨の意見を述べております。

4. 株式併合後株主の概要

① みちのりホールディングス

本株式併合及び本子会社化取引後の当社株主であるみちのりホールディングスの概要につきましては、上記「Ⅱ. 本第三者割当について 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要 ア. 本普通株式、本A種種類株式及び本第9回新株予約権」をご参照ください。

② 第四北越銀行

本株式併合及び本子会社化取引後の当社株主である第四北越銀行の概要につきましては、上記「Ⅱ. 本第三者割当について 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要イ. 本B種種類株式」をご参照ください。

③ 新潟県

| | |
|----------------------|----------------------------------------|
| (1) 名 称 | 新潟県 |
| (2) 所 在 地 | 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 知事 花角英世 |
| (4) 事業内容 | — |
| (5) 資本金 | — |
| (6) 設立年月日 | — |
| (7) 大株主及び持株比率 | — |
| (8) 上場会社と株式併合後株主との関係 | |
| 資 本 関 係 | 当社普通株式を32.09%保有しております。(2021年12月31日現在) |
| 人 的 関 係 | 該当事項はありません。 |
| 取 引 関 係 | 該当事項はありません。 |
| 関連当事者への該当状況 | 当社の主要株主であり、関連当事者に該当します。(2021年12月31日現在) |

④ 佐渡市

| | |
|----------------------|---------------|
| (1) 名 称 | 佐渡市 |
| (2) 所 在 地 | 新潟県佐渡市千種232番地 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 市長 渡辺竜五 |
| (4) 事業内容 | — |
| (5) 資本金 | — |
| (6) 設立年月日 | — |
| (7) 大株主及び持株比率 | — |
| (8) 上場会社と株式併合後株主との関係 | |

| | |
|-----------------------|-----------------------------------------------|
| 資 本 関 係 | 当社普通株式を 10.52%保有しております。(2021 年 12 月 31 日現在) |
| 人 的 関 係 | 佐渡市副市長の伊貝秀一氏は当社の取締役であります。(2021 年 12 月 31 日現在) |
| 取 引 関 係 | 該当事項はありません。 |
| 関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況 | 当社の主要株主であり、関連当事者に該当します。(2021 年 12 月 31 日現在) |

⑤ 佐渡農業協同組合

| | |
|-----------------------|-------------------------------------------------|
| (1) 名 称 | 佐渡農業協同組合 |
| (2) 所 在 地 | 新潟県佐渡市原黒 300 番地 1 |
| (3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名 | 代表理事理事長 越渡佳弘 |
| (4) 事 業 内 容 | 信用事業、共済事業、購買事業、販売事業、農業倉庫事業、加工事業、利用事業、指導事業、その他事業 |
| (5) 資 本 金 | 26 億 300 万円 |
| (6) 設 立 年 月 日 | 1974 年 3 月 1 日 |
| (7) 大 株 主 及 び 持 株 比 率 | — |
| (8) 上場会社と株式併合後株主との関係 | |
| 資 本 関 係 | 当社普通株式を 3.57%保有しております。(2021 年 12 月 31 日現在) |
| 人 的 関 係 | 該当事項はありません。 |
| 取 引 関 係 | 該当事項はありません。 |
| 関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況 | 該当事項はありません。 |

5. 今後の見通し

本株式併合及び本子会社化取引後の経営体制については、上記「Ⅱ. 本第三者割当について
2. 本第三者割当の目的及び理由 (1) 本第三者割当に至る経緯及び目的 コ. 本子会社化取引後の経営体制」をご参照ください。

Ⅶ. 普通株式に係る単元株式数の定め廃止について

1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、発行済普通株式総数は 188 株、当社普通株式の発行可能種類株式総数は 500 株となり、当社普通株式に係る単元株式数を定める必要がなくなるためです。

2. 廃止予定日

本株式併合効力発生日と同日。

3. 廃止の条件

本株式併合の効力が発生することを条件とします。

Ⅷ. 普通株式に係る単元株式数の定め廃止等に関する定款一部変更について

1. 変更の目的

本定時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、発行可能株式総数を 26,197,000 株に、当社普通株式の発行可能種類株式総数を 500 株に減少することといたします。そのため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社普通株式の発行可能種類株式総数は 500 株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社普通株式の単元株式数の定めを廃止するため定款第 8 条（単元株式数）を変更するものであります（以下、総称して「本追加定款変更①」といいます。）。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、当該定款変更は、本定時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合効力発生日と同日に効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

| 本定款変更（2）による変更後の定款 | 本追加定款変更①に係る追加変更案 |
|----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 第 6 条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>176,196,500</u> 株とし、各種類の株式の発 | 第 6 条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>26,197,000</u> 株とし、各種類の株式の発行可 |

| | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 150,000,000 株 A 種類株式 26,195,000 株株 B 種類株式 1,500 株 第 8 条 (単元株式数) 当社の普通株式、A 種類株式及び B 種類株式の単元株式数は、100 株とする。 | 能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 500 株 A 種類株式 26,195,000 株 B 種類株式 1,500 株 第 8 条 (単元株式数) 当社の A 種類株式及び B 種類株式の単元株式数は、100 株とする。 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

3. 日程

2022 年 3 月 31 日 (木) に本第三者割当に係る本普通株式が全て発行された場合の定款変更の日程 (予定) は以下のとおりです。

| | |
|---------------------|----------------------|
| 本追加定款変更①に関する取締役会決議日 | 2022 年 2 月 7 日 |
| 本定時株主総会に関する取締役会決議日 | 2022 年 2 月 25 日 (予定) |
| 本定時株主総会開催日 | 2022 年 3 月 25 日 (予定) |
| 本株式併合効力発生日 | 2022 年 5 月 10 日 (予定) |
| 本追加定款変更①の効力発生日 | 2022 年 5 月 10 日 (予定) |

IX. 株式分割について

1. 株式分割の目的

上記「VI. 株式併合について」に記載の本株式併合後、当社普通株式の 1 株当たりの価値を本株式併合前と同水準に戻すことを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2022 年 6 月 28 日を基準日として、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の保有する当社普通株式 1 株を 270,000 株に分割いたします。なお、本株式分割は、本定時株主総会において、下記「XI. 株式分割及び単元株式数の定め」の採用等に伴う定款の一部変更について」に記載の本追加定款変更② (以下に定義します。) に係る議案が承認されることを条件とします。

(2) 分割により増加する株式数

| | |
|-------------------|-------|
| ① 株式分割前の発行済普通株式総数 | 188 株 |
|-------------------|-------|

| | |
|-------------------------|--------------|
| ② 今回の分割により増加する普通株式数 | 50,759,812株 |
| ③ 株式分割後の発行済普通株式総数 | 50,760,000株 |
| ④ 株式分割後の普通株式の発行可能種類株式総数 | 150,000,000株 |
| ⑤ 株式分割後の発行可能株式総数 | 176,196,500株 |

3. 日程

| | |
|------------|----------------|
| 基準日設定公告日 | 2022年6月13日（予定） |
| 基準日 | 2022年6月28日（予定） |
| 本株式分割効力発生日 | 2022年6月29日（予定） |

X. 普通株式に係る単元株式数の定めの新設について

1. 新設の理由

本株式分割の効力が発生した場合には、下記「XI. 株式分割及び単元株式数の定めを採用に伴う定款の一部変更について」に記載のとおり、当社普通株式の発行可能種類株式総数は150,000,000株になることに伴い、当社普通株式に係る単元株式数を本株式併合前と同様に戻すため当社普通株式に係る単元株式数を定めるものであります。

2. 新設予定日

本株式分割効力発生日と同日とします。

3. 新設の条件

本株式分割の効力が発生することを条件とします。

XI. 株式分割及び単元株式数の定めを採用に伴う定款の一部変更について

1. 変更の目的

本株式分割の効力が発生した場合に、同時に、当社の発行可能株式総数を176,196,500株に、当社普通株式の発行可能種類株式総数を150,000,000株に増加することといたします。そのため、本株式分割の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、これに伴い、当社普通株式に係る単元株式数を本株式併合前と同様に戻すため当社普通株式に係る単元株式数を定めることといたします。そこで、当社普通株式の単元株式数の定めを新設するため定款第8条（単元株式数）を変更するものであります（以下、総称して「本追加定款変更②」といいます。）。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、当該定款変更は、本株式分割効力発生日と同日に効力が発生するものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 本追加定款変更①による変更後の定款 | 本追加定款変更②に係る追加変更案 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第6条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>26,197,000</u>株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>普通株式 <u>500</u>株 A種種類株式 26,195,000株 B種種類株式 1,500株</p> <p>第8条（単元株式数）</p> <p>当社のA種種類株式及びB種種類株式の単元株式数は、100株とする。</p> | <p>第6条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>176,196,500</u>株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>普通株式 <u>150,000,000</u>株 A種種類株式 26,195,000株 B種種類株式 1,500株</p> <p>第8条（単元株式数）</p> <p>当社の<u>普通株式</u>、A種種類株式及びB種種類株式の単元株式数は、100株とする。</p> |

3. 日程

| | |
|---------------------|----------------|
| 本追加定款変更②に関する取締役会決議日 | 2022年2月7日 |
| 本株式分割効力発生日 | 2022年6月29日（予定） |
| 本追加定款変更②の効力発生日 | 2022年6月29日（予定） |

XII. 新株予約権無償割当てについて

1. 割当ての概要（第10回新株予約権）

| | |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 基準日 | 2022年5月9日 |
| (2) 割当日 | 2022年6月30日 |
| (3) 割当てを受ける株主の有する株式の種類及び株主に割当てられる新株予約権の数 | 基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その有する当社普通株式1株につき、1個の割合をもって本第10回新株予約権を割り当てる。但し、当社が有する当社普通株式については、本第10回新株予約権を割り当てない。 |

| | |
|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(4)</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類及び数</p> | <p>本第10回新株予約権1個当たり、当社普通株式1株。</p> <p>当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における基準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p> |
| <p>(5)</p> <p>発行新株予約権総数 (新たに発行する新株予約権・自己新株予約権の内訳を含む。)及び割当てによる潜在株式総数</p> | <p>(i) 発行新株予約権総数</p> <p>本第10回新株予約権の総数は、基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された当社各株主の保有する株式の総数(但し、自己株式を除く。)と同一の数とする。本第10回新株予約権無償割当てが、本普通株式の発行日(2022年3月31日)より後の日である同年5月9日を基準日とするものであることに鑑み、2021年12月31日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)16,996,246株に本普通株式33,805,000株を加算した合計株式数を基準として算出した見込み数であり、それまでに発行済株式の総数(自己株式控除後)が変動する可能性がある。なお、当社は、本出資契約(みちのりホールディングス)において、みちのりホールディングスが本第10回新株予約権無償割当てにより割当てを受ける本第10回新株予約権の全てを、割当日である2022年6月30日付で放棄する旨合意する予定である。</p> <p>(ii) 割当てによる潜在株式総数</p> <p>基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された当社各株主の保有する株式の総数(但し、自己株式を除く。)に1を乗じた数となる。但し、下記「(6)新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額」に基づき本第10回新株予約権の目的である株式の数が調整される場合には、これに応じて変動する。</p> <p>なお、上記(i)に記載のとおり、2021年12月31日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)16,996,246</p> |

| | |
|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 株に本普通株式 33,805,000 株を加算した合計株式数を基にすると、50,801,246 株となるが、それまでに発行済株式の総数（自己株式控除後）が変動する可能性がある。 |
| (6) 新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額及びその 1 株当たりの金額 | <p>各本第 10 回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本第 10 回新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、30 円とする。</p> <p>但し、次に掲げる場合には、当社は、当社取締役会において必要と認められる行使価額の調整を行うことができる。</p> <p>① 株式の併合（但し、本株式併合は除く。）、資本金の減少、株式の分割（但し、本株式分割は除く。）、株式交換その他の組織再編行為（別紙 7「佐渡汽船株式会社第 10 回新株予約権発行要項」第 12 項に定義される。）のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② 前号の他、当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> |
| (7) 新株予約権の行使期間 | 2022 年 7 月 1 日から 2022 年 9 月 30 日まで |
| (8) 行使条件 | <p>① 本第 10 回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本第 10 回新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>② 本第 10 回新株予約権の行使は、本株式併合の効力が発生していること（かつ、これに伴い生じる端数株式の売却手続が完了していること）、及び、本株式分割の効力が発生していることを停止条件とする。</p> |
| (9) 取得条件 | 新株予約権者が権利行使をする前に、本第 10 回新株予約権を行使できなくなった場合は、当社は、取締役会の決定により、当該新株予約権を無償で取得することができる。 |

| | |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(10) 行使請求の方法</p> | <p>① 本第10回新株予約権を行使しようとする本第10回新株予約権者は、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、行使請求しようとする本第10回新株予約権の内容及び数等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に上記行使請求受付場所に提出しなければならない。</p> <p>② 本第10回新株予約権を行使しようとする場合は、行使請求書の提出に加えて、本第10回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を⑤記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。</p> <p>③ 上記行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することができない。</p> <p>④ 行使請求受付場所 佐渡汽船株式会社 新潟事務所</p> <p>⑤ 払込取扱場所 株式会社第四北越銀行本店営業部</p> |
| <p>(11) その他投資判断上重要又は必要な事項</p> | <p>① 新株予約権の払込金額 本第10回新株予約権の割当てと引き換えに金額の払込みは要しない。</p> <p>② 新株予約権の譲渡制限 譲渡による本第10回新株予約権の取得については当社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>③ 外国居住株主による新株予約権の行使について 本第10回新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。したがって、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本第10回新株予約権の行使又は転売が制限されることがあるため、外国居住株主（当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除く。）は、かかる点につき注意を要する。なお、米国居住株主（1933年米国証券法（U.S.</p> |

| | |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------|
| | Securities Act of 1933) ルール 800 に定義する「U.S. holder」を意味する。) は、本第 10 回新株予約権を行使することができない。 |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------|

(注) 上記のほか、本第 10 回新株予約権の内容は、別紙 7「佐渡汽船株式会社第 10 回新株予約権発行要項」をご参照ください。

2. 割当ての日程

| | |
|------------------------|------------------------------------|
| 取締役会決議 有価証券届出書提出 | 2022 年 2 月 7 日 |
| 有価証券届出書効力発生 | 2022 年 2 月 22 日 (予定) |
| 基準日設定公告 | 2022 年 4 月 25 日 (予定) |
| 基準日 | 2022 年 5 月 9 日 (予定) |
| 本第 10 回新株予約権無償割当ての効力発生 | 2022 年 6 月 30 日 (予定) |
| 本第 10 回新株予約権の権利行使期間 | 2022 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで (予定) |

(注) 本第 10 回新株予約権に上場の予定はありません。

3. 割当ての目的及び理由

上記「Ⅱ. 本第三者割当について 2. 本第三者割当ての目的及び理由 (1) 本第三者割当に至る経緯及び目的 ウ. みちのりホールディングス第三者割当、本株式併合及び本第 10 回新株予約権無償割当を実施することを決定した経緯及び理由」のとおりです。

なお、本第 10 回新株予約権無償割当は、本子会社化取引により、当社の株主がみちのりホールディングス、新潟県、佐渡市、第四北越銀行及び佐渡農業協同組合のみ（但し、本株式併合の効力発生時点までに、270,000 株以上の当社普通株式を所有する株主が存在することとなる場合には、本株式併合の結果、当社の株主となる株主に変更が生じる可能性があります。）となった後に効力を生ずることから、本第 10 回新株予約権無償割当によって少数株主の皆様の保有株式の希薄化が生ずるものではありません。

4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

| | |
|-------------|-----------------|
| ① 払込金額の総額 | 1,524,037,380 円 |
| ② 発行諸費用の概算額 | 12,424,100 円 |
| ③ 差引手取概算額 | 1,511,613,280 円 |

(注) 1. 払込金額の総額は、本第 10 回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であり、本第 10 回新株予約権無償割当が、本普通株式第三者割当の実施日（2022 年 3 月 31 日）より後の日である同年 5 月 9 日を基準日とするものであることに鑑み、

2021年12月31日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社株式数を除く。)に本普通株式第三者割当による本普通株式33,805,000株を加算した合計株式数を基準として算出した新株予約権の数を前提とした見込額です。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、主に弁護士費用、登記関連費用、フィナンシャル・アドバイザー費用等の合計です。
3. 本第10回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本第10回新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少します。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。
5. 本出資契約(みちのりホールディングス)において、みちのりホールディングスは本第10回新株予約権無償割当により割当てを受ける本第10回新株予約権の全てを、割当日である2022年6月30日付で放棄する旨を合意する予定です。基準日の最終の普通株主名簿に記載又は記録された株主のうちみちのりホールディングスを除く株主が本第10回新株予約権を行使したと仮定した場合の調達額は509,887,380円であり、その場合の発行諸費用見込額8,784,600円を控除した差引手取概算額は501,102,780円となります。

(2) 手取金の使途及び支出予定時期

本第10回新株予約権無償割当による資金調達額は本第10回新株予約権の行使状況により変動いたしますが、みちのりホールディングスを除く基準日の最終の普通株主名簿に記載又は記録された全ての株主が本第10回新株予約権を行使したと仮定した場合の差引手取概算額501,102千円を前提に記載しています。

| 具体的な使途 | 金額 | 支出予定時期 |
|--------|-----------|-------------|
| 運転資金 | 501,102千円 | 2022年7月～12月 |

但し、本第10回新株予約権の発行は、本子会社化取引後も、長きに亘り当社をご支援いただいております少数株主の皆様が、当社の株式を保有していただく機会を確保するため、本株式併合において交付される金銭を当社へ再出資することで本株式併合前の保有株数で当社の株式を保有できるようにするものであり、資金調達を主たる目的といたしておりません。また、資金の払込みは、新株予約権者の判断によるため、現時点ではその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。したがって、新規発行による手取金は上記のとおり運転資金に充当する予定ですが、上記金額及び時期はあくまで予定であり、具体的には、資金の払込みのなされた時点の状況に応じて判断いたします。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」の「(2) 手取金の使途及び支出予定時期」に記載のとおり、本新株予約権の行使により調達した資金は、運転資金に充当す

ることにより、本再生計画案を着実に実行してまいります。このように、本第10回新株予約権の行使により調達した資金は、当社の新型コロナウイルス感染症の影響により悪化している資金繰り状況の改善に寄与するものであり、手取金の使途として合理的であるものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

本第10回新株予約権無償割当は、既存株主の中で当社の株式を保有したいとのご意向を有している株主様が、本株式併合前の保有株数で引き続き当社の株式の保有を継続することを可能とすることを目的として行うものであり、本株式併合に係る端数処理手続により交付された金銭を再出資することで、本株式併合前の保有割合で引き続き当社株式の保有を継続するか、本株式併合交付見込金額の支払いを受けて当社株主から退出するかを選択肢を少数株主に与えるものであることに鑑み、本第10回新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの価額（以下「本行使価額」といいます。）は、本株式併合交付見込金額と同額である30円としております。

当社は、本普通株式第三者割当における本普通株式の1株当たりの払込金額、本第9回新株予約権の行使価額及び本A種種類株式に与えられた当社普通株式を対価とする取得請求権に係る取得価額は20円であるのに対し、本行使価額は30円と設定しております（なお、別紙7「佐渡汽船株式会社第10回新株予約権発行要項」第6項に記載のとおり、本行使価額は、本株式併合及び本株式分割によって調整されないため、本株式併合及び本株式分割の後も30円となります。）。これは、上記のとおり、本第10回新株予約権無償割当は、既存株主の中で当社の株式を保有したいとのご意向を有している株主様が、本株式併合前の保有株数で引き続き当社の株式の保有を継続することを可能とすることを目的として行うものであることに鑑み本株式併合交付見込金額と同額に設定しているものであります。本株式併合交付見込金額は、上記「VI. 株式併合について 3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等 (1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由 (2) 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項」に記載のとおり、公正かつ妥当な金額であると判断しております。したがって、本行使価額を30円とすることは、本株式併合交付見込金額を30円とすることが公正かつ妥当である状況の下で、既存株主の中で当社の株式を保有したいとのご意向を有している株主様が、本株式併合前の保有株数で引き続き当社の株式の保有を継続することを可能とするとの目的に照らして決定したものであり、本第10回新株予約権無償割当の目的との関係で合理的なものであると考えております。

7. 既存株主等の動向

需要動向又は権利行使の見込みについては調査しておりません。

8. 行使状況の公表方法

本子会社化取引により当社株式が上場廃止となる予定であることから、本第10回新株予約権の行使結果につきましては、公表することは予定しておりません。

9. 今後の見通し

本第10回新株予約権無償割当による当社の業績に与える影響につきましては、新株予約権の行使の規模が不確定であるため未定です。

10. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(1) 現時点における普通株式に係る発行済株式数、潜在株式数及び自己株式数並びに割当てによる潜在株式数

| | 株式数 | 発行済株式数に対する比率 |
|-------------|-------------|--------------|
| 現時点の発行済株式数 | 17,006,947株 | 100% |
| 現時点の潜在株式数 | 70,400株 | 0.41% |
| 現時点の自己株式数 | 10,701株 | 0.06% |
| 割当てによる潜在株式数 | 50,801,246株 | 298.71% |

- (注) 1. 「現時点の発行済株式数」は、2021年12月31日の株式名簿を基準として記載しております。
2. 「割当てによる潜在株式数」は、基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された当社各株主の保有する株式の総数（但し、自己株式を除く。）に1を乗じた数となります。但し、上記「1. 割当ての概要（第10回新株予約権）（6）新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額」に記載のとおり、本第10回新株予約権の目的である株式の数が調整される場合には、これに応じて変動します。本第10回新株予約権無償割当が、本普通株式の発行日（2022年3月31日）より後の日である同年5月9日を基準日とするものであることに鑑み、2021年12月31日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）16,996,246株に本普通株式33,805,000株を加算した合計株式数を基準として算出した見込み数であり、それまでに発行済株式の総数（自己株式控除後）が変動する可能性があります。

(ご参考)

本株式分割後における普通株式に係る発行済株式数、潜在株式数及び自己株式数並びに割当てによる潜在株式数

| | 株式数 | 発行済株式数に対する比率 |
|--------|-------------|--------------|
| 発行済株式数 | 50,760,000株 | 100% |
| 潜在株式数 | 41,195,000株 | 81.16% |
| 自己株式数 | 0株 | — |

| | | |
|-------------|-------------|---------|
| 割当てによる潜在株式数 | 50,801,246株 | 100.08% |
|-------------|-------------|---------|

- (注) 1. 本第10回新株予約権無償割当は、本第三者割当、本株式併合及び本子会社化取引を経て本株式分割が行われた後に効力が生じることから、上記の発行済株式数、潜在株式数及び自己株式数は、本株式分割後に見込まれる普通株式数を記載しており、また、発行済株式数に対する比率は、本株式分割後に見込まれる発行済普通株式数に対する比率を記載しております。
2. 「発行済株式数」は、2022年6月28日を基準日、同月29日を効力発生日として実施する本株式分割の効力発生後の発行済株式数を記載しております。
3. 「割当てによる潜在株式数」は、上表(注)2.と同様です。

(2) 外国に居住する本第10回新株予約権者による本第10回新株予約権の行使について

本第10回新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。したがって、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本第10回新株予約権の行使又は転売が制限されることがありますので、外国居住株主(当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除きます。)は、かかる点につき注意を要します。なお、米国居住株主(1933年米国証券法(U.S. Securities Act of 1933)ルール800に定義する「U.S. holder」を意味します。)は、本第10回新株予約権を行使することができません。

本第10回新株予約権の割当てを受けた外国居住株主に対する当該制限につきましては、会社法上の株主平等の原則に抵触するものではないか慎重に検討いたしました。当社といたしましては、(1)米国その他当該国の証券法の規制が適用される可能性がある国を調査の上で特定し、外国居住株主が当該国に居住するか否かの調査を実施し、当該国に居住する株主の行使を認めた場合に履行する必要がある当該国における登録等の手続きに係るコストが極めて大きな負担となる一方で、(2)本件においては、本第10回新株予約権は、当社取締役会にて承認させていただく前提において外国居住株主が本第10回新株予約権を譲渡することも可能であること、並びに(3)外国居住株主が2021年12月31日において保有する当社普通株式の数は、合計15,084株(同日時点における当社の発行済株式総数の0.09%)に過ぎないこと等に鑑み、慎重に検討を行った結果、本第10回新株予約権無償割当を実行するに当たり、外国居住株主に権利行使を認めた場合における事務・コスト負担を考慮すると権利行使を制限することについては必要性があり、かつ、相当性を欠くものとはいえないと考えられることから、当該行使制限は株主平等原則に違反するものではないと当社として判断いたしました。

(3) みちのりホールディングスによる第10回新株予約権の放棄について

本第10回新株予約権無償割当は、本普通株式の発行日(2022年3月31日)より後の日である同年5月9日を基準日とするものであることから、みちのりホールディングスに対しても、本第10回新株予約権が割り当てられることとなります。もっとも、本第10回新株予約権無償割当は、既存株主の中で当社の株式を保有したいとのご意向を有している株主

様が、本株式併合前の保有株数で引き続き当社の株式の保有を継続することを可能とすることを目的として行うものであることから、当社は、本出資契約（みちのりホールディングス）において、みちのりホールディングスが本第10回新株予約権無償割当により割当てを受ける本第10回新株予約権の全てを、割当日である2022年6月30日付で放棄する旨合意する予定です。

（4） 株主の皆様への投資判断

上記「Ⅱ. 本第三者割当について 2. 本第三者割当の目的及び理由 （1）本第三者割当に至る経緯及び目的 ア. 当社の財務状況及び大規模な資本性資金の調達必要性 ケ. 株主の皆様への投資判断」を参照ください。

11. 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

上記「Ⅱ. 本第三者割当について 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況」に記載のとおりです。

以 上

本普通株式発行要項

1. 株式の名称
普通株式
2. 募集株式の数
33,805,000 株
3. 募集株式の払込金額
1 株につき 20 円
4. 増加する資本金及び資本準備金の額
資本金 338,050,000 円（1 株につき、10 円）
資本準備金 338,050,000 円（1 株につき、10 円）
5. 払込金額の総額
676,100,000 円
6. 払込期日
2022 年 3 月 31 日
7. 発行方法
第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。
株式会社みちのりホールディングス 33,805,000 株

以 上

佐渡汽船株式会社第9回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称
佐渡汽船株式会社第9回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 新株予約権の総数
15,000,000個
3. 新株予約権の割当ての方法
第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を株式会社みちのりホールディングスに割り当てる。
4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は15,000,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である付与株式数は1株とする。）。但し、第13項に定める本新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式の分割（当社普通株式の無償割当てを含み、2022年2月7日開催の当社取締役会の決議に基づき実施される当社普通株式の分割（以下、「本株式分割」という。）は除く。）又は株式の併合（但し、2022年3月25日開催の当社定時株主総会の決議に基づき実施される当社普通株式の併合（以下、「本株式併合」という。）は除く。）を行う場合には、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法
各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、20円とする。
但し、次に掲げる場合には、当社は、当社取締役会において必要と認められる行使価額の調整を行うことができる。
 - (1) 株式の併合（但し、本株式併合は除く。）、資本金の減少、株式の分割（但し、本株式分割は除く。）、株式交換その他の組織再編行為（第12項に定義される。）のために行使価額の調整を必要とするとき。

(2) 前号の他、当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

さらに、上記の他、本新株予約権の割当日後、当社が、行使価額を下回る価額をもって当社普通株式を発行する場合、行使価額を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）を発行する場合、その他これに準じて行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整される。

6. 新株予約権の払込金額

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことは要しない。

7. 新株予約権を行使することができる期間

2022年7月1日から2024年6月30日までとする。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(2) 本新株予約権の行使は、本株式併合の効力が発生していること（かつ、これに伴い生じる端数株式の売却手続が完了していること）、及び、本株式分割の効力が発生していることを停止条件とする。

10. 譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については当社の取締役会の決議による承認を要する。

11. 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が権利行使をする前に、本新株予約権を行使できなくなった場合は、当社は、取締役会の決定により、当該新株予約権を無償で取得することができる。

12. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、当社を吸収合併消滅会社若しくは新設合併消滅会社とする吸収合併若しくは新設合併、当社を吸収分割会社若しくは新設分割会社とする吸収分割若しくは新設分割、当社が株式交換完全子会社若しくは株式移転完全子会社となる株式交換若しくは株式移転、又は株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、本新株予約権は消滅するものとし、効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）

を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社又は株式交付の場合には株式交付親会社（以下、総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式移転計画又は株式交付計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第 4 項に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、第 5 項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本項第 (3) 号に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第 8 項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議）による承認を要する。

(8) その他新株予約権の行使の条件

第 9 項に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

第 11 項に準じて決定する。

13. 新株予約権を割り当てる日

2022 年 3 月 31 日

14. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

15. 新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合には、当社所定の請求書に必要事項を記入し、記名捺印、又は署名の上、当該請求書を第 16 項に定める行使請求受付場所に提出する。
- (2) 前号の請求書の提出とともに、本新株予約権行使時に払込みをなすべき金額の全額を、現金にて第 17 項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込む。

16. 新株予約権の行使請求受付場所

佐渡汽船株式会社 新潟事務所

17. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所

銀行名：株式会社第四北越銀行

支店：本店営業部

佐渡汽船株式会社A種種類株式発行要項

1. 株式の名称
佐渡汽船株式会社 A種種類株式（以下、「A種種類株式」という。）
2. 募集株式の数
26,195,000 株
3. 募集株式の払込金額
1 株につき 20 円
4. 増加する資本金及び資本準備金
資本金 261,950,000 円（1 株につき、10 円）
資本準備金 261,950,000 円（1 株につき、10 円）
5. 払込金額の総額
523,900,000 円
6. 払込期日
2022 年 3 月 31 日
7. 発行方法
第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。
株式会社みちのりホールディングス 26,195,000 株
8. 剰余金の配当
当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式の株主（以下、「A種種類株主」という。）及びA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下、「A種種類株主等」という。）に対して、A種種類株式1株につき、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、総称して「普通株主等」という。）と同順位にて、普通株式1株につき支払う配当額と同額の金銭を支払う。
9. 残余財産の分配
 - (1) 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等及びA種種類株主等に対する残余財産の分配額の合計額が普通株式払込総額（以下に定義する。）及びA種種類株式払込総額（以下に定義する。）の合計額から、普通株式既配当額（以下に定義する。）及びA種種類株式既配当額（以下に定義する。）の合計額を控除した額に達するまでの範囲において、普通株主等と同順位にて、A種種類株式1株につき、普通株式1株につき支払う残余財産分配額と同額の金銭を支払う。
「普通株式払込総額」とは、当初 1,122,069,705 円（但し、剰余金の配当の決議時の前日までに佐渡汽船株式会社第9回新株予約権及び佐渡汽船株式会社第10回新株予約権の保有者が当該新株予約権を行使し、行使価額の払込みを行う

た場合には、当該払込金額の総額が加算されるものとする。)とする。但し、2022年7月1日以降、普通株式若しくは普通株式を目的とする新株予約権の発行又は行使、普通株式の併合に伴う端数相当株式の処理、当社による普通株式の取得、合併、株式交換、株式移転、株式交付若しくは会社分割、その他これらに類する事由の発生により調整を必要とする場合には、合理的に調整される。

「A種種類株式払込総額」とは、当初523,900,000円とする。但し、A種種類株式若しくはA種種類株式を目的とする新株予約権の発行又は行使、当社によるA種種類株式の取得、合併、株式交換、株式移転、株式交付若しくは会社分割、その他これらに類する事由の発生により調整を必要とする場合には、合理的に調整される。

「普通株式既配当額」とは、2022年3月31日以降、全ての普通株主等に対して支払済みの剰余金の累計額をいう。

「A種種類株式既配当額」とは、2022年3月31日以降、全てのA種種類株主等に対して支払済みの剰余金の累計額をいう。

- (2) 上記(1)に従い普通株主等及びA種種類株主等に対し残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、A種種類株主等に対し、全てのB種種類株式を有する株主(以下、「B種種類株主」という。)及びB種種類株式の登録株式質権者(B種種類株主と併せて以下、「B種種類株主等」という。)に対して支払われる残余財産分配額の合計額がB種種類株式払込総額(以下に定義する。)からB種種類株式既配当額(以下に定義する。)を控除した額に達するまでの範囲において、普通株主等及びB種種類株主等と同順位にて、A種種類株式1株につき、下記に定める算式により算出される額のA種残余財産分配額を支払う。なお、当該残余財産の分配額に各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数に乗じた金額に、1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てるものとする。

記

$$\begin{array}{r} \text{A種残余財産分配額} \\ \text{同順位残余財産分配額総額} \quad - \quad \text{B種残余財産分配額} \\ \hline \text{=} \quad \frac{\text{（発行済みの普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式数）}}{\text{+（発行済みのA種種類株式数} - \text{当社が保有するA種種類株式数）}} \end{array}$$

「同順位残余財産分配額総額」とは、普通株主等、A種種類株主等及びB種種類株主等に対して同順位で支払われる残余財産の総額をいう。

「B種残余財産分配額」とは、B種種類株主等に対して同順位で支払われる残余財産分配額の総額をいう。

「B種種類株式払込総額」とは、当初1,500,000,000円とする。但し、B種種類株式若しくはB種種類株式を目的とする新株予約権の発行又は行使、当社によるB種種類株式の取得、合併、株式交換、株式移転、株式交付若しくは会社分割、その他これらに類する事由の発生により調整を必要とする場合には、合理的に調整される。

「B種種類株式既配当額」とは、2022年3月31日以降、全てのB種種類株主等に対して支払済みの剰余金の累計額をいう。

- (3) 上記(2)に従い残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、A種種類株主等に対し、普通株主等と同順位にて、A種種類株式1株につき、普通株式1株につき支払う残余財産分配額と同額の金銭を支払う。

10. 取得請求権（転換請求権）

A種種類株主は、以下に定める条件に従い、当社に対しいつでも、その有するA種種類株式を取得することを請求することができる。

- (1) A種種類株式を取得することと引換えに交付する株式の種類
当社普通株式
- (2) A種種類株式を取得することと引換えに交付する株式の数
1株

但し、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じA種種類株式を取得することと引換えに交付する株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

11. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

12. 単元株式数

A種種類株式の単元株式数は100株とする。

13. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

14. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、2022年7月1日以降、株式の併合又は分割をするときは、普通株式及びA種種類株式の種類ごとに同時に同一の割合とする。
- (2) 当社は、2022年7月1日以降、株主に募集株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式又はA種

種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

- (3) 当社は、2022年7月1日以降、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てをするときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式の株式無償割当て又は普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、A種種類株主にはA種種類株式の株式無償割当て又はA種種類株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。

15. 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

16. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

佐渡汽船株式会社B種種類株式発行要項

1. 株式の名称
佐渡汽船株式会社 B種種類株式（以下、「B種種類株式」という。）
2. 募集株式の数
1,500株
3. 募集株式の払込金額
1株につき1,000,000円
4. 増加する資本金及び資本準備金
資本金 750,000,000円（1株につき、500,000円）
資本準備金 750,000,000円（1株につき、500,000円）
5. 払込金額の総額
1,500,000,000円
6. 払込期日
2022年3月31日
7. 発行方法
第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。
株式会社第四北越銀行 1,500株

8. 剰余金の配当

(1) B種種類株式配当条件不充足時

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときであっても、株主総会その他の業務執行機関による剰余金の配当の決議時において、下記に定める条件（以下、「B種種類株式配当条件」という。）が充足されていない場合、B種種類株式を有する株主（以下、「B種種類株主」という。）及びB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下、「B種種類株主等」という。）に対し、剰余金の配当を行わない。

記

下記(a)及び(b)の合計額に下記に定める算式により算出される調整割合（以下、「本調整割合」という。）を乗じた額（1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。）が1,466,887,380円（以下、「本基準価額」という。但し、株式会社みちのりホールディングスが新株予約権を行使することにより又は当社が発行する株式を引き受けることにより、金銭の払込みを行った場合には、当該払込日以降、当該払込金額の総額は本基準価額に加算されるものとする。）以上となった場合。なお、株式会社みちのりホールディングスが、当社の普通株式又はA種種類株式を第三者に譲渡した場合又は当社が株式会社みちのりホールディングスが保有する株式について自己株

式の取得をする場合、株式会社みちのりホールディングスが保有する当社の普通株式及びA種種類株式の合計数から当該譲渡された又は取得された普通株式又はA種種類株式の数を控除した数を、当該時点における発行済みの普通株式数及び発行済みのA種種類株式数の合計額で除した数を本基準価額に乗ずることにより、本基準価額は合理的に調整される。

- (a) 直前事業年度に係る当社の貸借対照表における利益剰余金（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第76条第5項に規定する利益剰余金をいう。）の額
- (b) 2022年3月31日以降、普通株主及び普通株式の登録株式質権者に対して支払済みの剰余金の累計額（以下、「普通株式既配当額」という。）及びA種種類株主及びA種種類株式の登録株式質権者に対して支払済みの剰余金の累計額（以下、「A種種類株式既配当額」という。）の合計額

本調整割合は以下の算式により算定される。

なお、「発行済みの普通株式数」とは、株主総会その他の業務執行機関による剰余金の配当の決議時点における普通株式の発行済株式総数（当社が保有するものを除く。）をいい、「発行済みのA種種類株式数」とは、株主総会その他の業務執行機関による剰余金の配当の決議時点におけるA種種類株式の発行済株式総数（当社が保有するものを除く。）をいう。

株式会社みちのりホールディングスが保有する
普通株式数及びA種種類株式数の合計数

本調整割合＝

発行済みの普通株式数＋発行済みのA種種類株式数

(2) B種種類株式配当条件充足時

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときであつて、株主総会その他の業務執行機関による剰余金の配当の決議時において、B種種類株式配当条件が充足されている場合には、(ア) 当該事業年度におけるB種種類株主等に対する配当金の合計額がB種種類株式払込総額（以下に定義する。）に2.0%を乗じた額に達するまでの範囲において、当該剰余金の配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株主等に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、総称して「普通株主等」という。）及びA種種類株式を有する株主又はA種種類株式の登録株式質権者（以下、総称して「A種種類株主等」という。）と同順位にて、B種種類株式1株につき、下記に定める算式により算出される額（かかる配当によりB種種類株式1株当たりにつき支払われる金銭を、以下、「B種種類株式配当金」という。）の金銭を支払い、(イ) 当該事業年度におけるB種種類株式配当金がB種種類株式払込金額相当額に

2.0%を乗じた額に達した後は、普通株主等及びA種種類株主等に対してのみ剰余金の配当を行う。なお、B種種類株式配当金にB種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

記

B種種類株式配当金は以下の算式により算定される。

$$\begin{aligned} & \text{同順位配当金総額} \times \frac{\text{B種種類株式払込総額}}{(\text{普通株式払込総額} + \text{A種種類株式払込総額} + \text{B種種類株式払込総額})} \\ \text{B種種類株式配当金} = & \frac{\text{同順位配当金総額} \times \text{B種種類株式払込総額}}{\text{普通株式払込総額} + \text{A種種類株式払込総額} + \text{B種種類株式払込総額}} \\ & (\text{発行済みのB種種類株式数} - \text{当社が保有するB種種類株式}) \end{aligned}$$

「同順位配当金総額」とは、ある事業年度において、普通株主等、A種種類株主等及びB種種類株主等に対して同順位で支払われる剰余金の配当額の総額をいう。

「普通株式払込総額」とは、当初1,122,069,705円（但し、剰余金の配当の決議時の前日までに佐渡汽船株式会社第9回新株予約権及び佐渡汽船株式会社第10回新株予約権の保有者が当該新株予約権を行使し、行使価額の払込みを行った場合には、当該払込金額の総額が加算されるものとする。）とする。但し、2022年7月1日以降、普通株式若しくは普通株式を目的とする新株予約権の発行又は行使、普通株式の併合に伴う端数相当株式の処理、当社による普通株式の取得、合併、株式交換、株式移転、株式交付若しくは会社分割、その他これらに類する事由の発生により調整を必要とする場合には、合理的に調整される。

「A種種類株式払込総額」とは、当初523,900,000円とする。但し、A種種類株式若しくはA種種類株式を目的とする新株予約権の発行又は行使、当社によるA種種類株式の取得、合併、株式交換、株式移転、株式交付若しくは会社分割、その他これらに類する事由の発生により調整を必要とする場合には、合理的に調整される。

「B種種類株式払込総額」とは、当初1,500,000,000円とする。但し、B種種類株式若しくはB種種類株式を目的とする新株予約権の発行又は行使、当社によるB種種類株式の取得、合併、株式交換、株式移転、株式交付若しくは会社分割、その他これらに類する事由の発生により調整を必要とする場合には、合理的に調整される。

9. 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、普通株主等及びA種種類株主等に対し、B種種類株主等に先立ち、普通株式1株及びA種種類株式1株につき、普通株式払込総額及びA種種類株式払込総額の合計から普通株式既配当額及びA種種類株式既配当額を控除した額を普通株式及びA種種類株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式及びA種種類株式の数を除く。）で除した額の金銭をそれぞれ支払う。なお、当該残余財産の分配額に各普通株主等が権利を有する普通株式の数を乗じた金額又は当該残余財産の分配額に各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に、1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
- (2) 上記(1)に従い残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、B種種類株主等に対し、全てのB種種類株主等に対して支払われる残余財産分配額の合計額がB種種類株式払込総額からB種種類株式既配当額（以下に定義する。）を控除した額に達するまでの範囲において、普通株主等及びA種種類株主等と同順位にて、B種種類株式1株につき、下記に定める算式により算出される額（かかる残余財産の分配によりB種種類株式1株当たりを支払われる金額を、以下、「B種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。なお、B種残余財産分配額に、B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

記

$$\begin{array}{r}
 \text{同順位残余財産分配額総額} \times \frac{(\text{B種種類株式払込総額} - \text{B種種類株式既配当額})}{\{ (\text{普通株式払込総額} - \text{普通株式既配当額}) + (\text{A種種類株式払込総額} - \text{A種種類株式既配当額}) + (\text{B種種類株式払込総額} - \text{B種種類株式既配当額}) \}} \\
 \text{B種残余財産分配額} = \frac{\hspace{10em}}{(\text{発行済みのB種種類株式数} - \text{当社が保有するB種種類株式})}
 \end{array}$$

「同順位残余財産分配額総額」とは、普通株主等、A種種類株主等及びB種種類株主等に対して同順位で支払われる残余財産分配額の総額をいう。

「B種種類株式既配当額」とは、2022年3月31日以降、全てのB種種類株主等に対して支払済みの剰余金の累計額をいう。

- (3) B種種類株主等に対しては、上記(2)の他、残余財産の分配は行わない。

10. 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

11. 単元株式数

B種種類株式の単元株式数は100株とする。

12. 金銭を対価とする取得条項

当社は、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の20営業日前までに書面による

通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に払込金額相当額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。なお、B種種類株式の一部を取得するときは、取得するB種種類株式は、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

13. 譲渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

14. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、B種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、B種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

15. 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

16. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によってB種種類株主との合意により当該B種種類株主の有するB種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

定款変更案（I）

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>4千万株</u>とする。</p> | <p>第6条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>6千万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</u> 普通株式 6千万株 A種種類株式 26,195,000株 B種種類株式 1,500株</p> |
| <p>第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、100株とする。</p> | <p>第8条（単元株式数） 当社の<u>普通株式、A種種類株式およびB種種類株式の単元株式数は、100株とする。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p style="text-align: center;"><u>第2章の2 種類株式</u></p> <p>第11条の2（A種種類株式） <u>当社の発行するA種種類株式の内容は、次項から第9項に定めるものとする。</u></p> <p>2. 剰余金の配当 <u>当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式の株主（以下、「A種種類株主」という。）およびA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下、「A種種類株主等」という。）に対して、A種種類株式1株につき、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者（以下、総称して「普通株主等」という。）と同順位にて、普通株式1株につき支払う配当額と同額の金銭を支払う。</u></p> <p>3. 残余財産の分配</p> |

(1) 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等およびA種種類株主等に対する残余財産の分配額の合計額が普通株式払込総額（以下に定義する。）およびA種種類株式払込総額（以下に定義する。）の合計額から、普通株式既配当額（以下に定義する。）およびA種種類株式既配当額（以下に定義する。）の合計額を控除した額に達するまでの範囲において、普通株主等と同順位にて、A種種類株式1株につき、普通株式1株につき支払う残余財産分配額と同額の金銭を支払う。

「普通株式払込総額」とは、当初1,122,069,705円（ただし、剰余金の配当の決議時の前日までに佐渡汽船株式会社 第9回新株予約権および佐渡汽船株式会社 第10回新株予約権の保有者が当該新株予約権を行使し、行使価額の払込みを行った場合には、当該払込金額の総額が加算されるものとする。）とする。ただし、2022年7月1日以降、普通株式もしくは普通株式を目的とする新株予約権の発行または行使、普通株式の併合に伴う端数相当株式の処理、当会社による普通株式の取得、合併、株式交換、株式移転、株式交付もしくは会社分割、その他これらに類する事由の発生により調整を必要とする場合には、合理的に調整される。

「A種種類株式払込総額」とは、当初523,900,000円とする。ただし、A種種類株式もしくはA種種類株式を目的とする新株予約権の発行または行使、当会社によるA種種類株式の取得、合併、株式交換、株式移転、株式交付もしくは会社分割、その他これらに類する事由の発生により調整を必要とする場合には、合理的に調整される。

「普通株式既配当額」とは、2022年3月31日以降、全ての普通株主等に対して支払済みの剰余金の累計額をいう。

「A種種類株式既配当額」とは、2022年3月31日以降、全てのA種種類株主等に対して支払済みの剰余金の累計額をいう。

(2) 上記(1)に従い普通株主等およびA種種類株主等に対し残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、A種種類株主等に対し、全てのB種種類株式を有する株主（以下、「B種種類株主」という。）およびB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下、「B種種類株主等」という。）に対して支払われる残余財産分配額の合計額がB種種類株式払込総額（以下に定義する。）からB種種類株式既配当額（以下に定義する。）を控除した額に達するまでの範囲において、普通株主等およびB種種類株主等と同順位にて、A種種類株式1株につき、下記に定める算式により算出される額のA種残余財産分配額を支払う。なお、当該残余財産の分配額に各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に、1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てるものとする。

記

$$\begin{array}{l}
 \text{A種残余財産分配額} = \frac{\text{同順位残余財産分配額総額} - \text{B種種類株式残余財産分配額}}{\text{(発行済みの普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式数)} + \text{(発行済みのA種種類株式数} - \text{当社が保有するA種種類株式数)}}
 \end{array}$$

「同順位残余財産分配額総額」とは、普通株主等、A種種類株主等およびB種種類株主等に対して同順位で支払われる残余財産分配額の総額をいう。

「B種残余財産分配額」とは、B種種類株主等に対して同順位で支払われる残余財産分配額の総額をいう。

「B種種類株式払込総額」とは、当初1,500,000,000円とする。ただし、B種種類株式もしくはB種種類株式を目的とする新株予約権の発行または行使、当社によるB種種類株式の取得、合併、株式交換、株式移転、株式交付もしくは会社分割、その

他これらに類する事由の発生により調整を必要とする場合には、合理的に調整される。

「B種種類株式既配当額」とは、2022年3月31日以降、全てのB種種類株主等に対して支払済みの剰余金の累計額をいう。

- (3) 上記(2)に従い残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、A種種類株主等に対し、普通株主等と同順位にて、A種種類株式1株につき、普通株式1株につき支払う残余財産分配額と同額の金銭を支払う。

4. 取得請求権（転換請求権）

A種種類株主は、以下に定める条件に従い、当会社に対しいつでも、その有するA種種類株式を取得することを請求することができる。

- (1) A種種類株式を取得することと引換えに交付する株式の種類

当会社普通株式

- (2) A種種類株式を取得することと引換えに交付する株式の数

1株

ただし、当会社が合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じA種種類株式を取得することと引換えに交付する株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

5. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

6. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- (1) 当会社は、2022年7月1日以降、株式の併合または分割をするときは、普通株式およびA種種類株式の種類ごとに同時に同一の割合とする。

(2) 当社は、2022年7月1日以降、株主に募集株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式またはA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

(3) 当社は、2022年7月1日以降、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てをするときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式の株式無償割当てまたは普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、A種種類株主にはA種種類株式の株式無償割当てまたはA種種類株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。

8. 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

9. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。

(新設)

第11条の3 (B種種類株式)

当社の発行するB種種類株式の内容は、次項から第9項に定めるものとする。

2. 剰余金の配当

(1) B種種類株式配当条件不充足時

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときであっても、株主総会その他の業務執行機関による剰余金の配当の決議時において、下記に定める条件（以下、「B種種類株式配当条件」とい

う。)が充足されていない場合、B種種類株主等に対し、剰余金の配当を行わない。

記

下記(a)および(b)の合計額に下記に定める算式により算出される調整割合（以下、「本調整割合」という。）を乗じた額（1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。）が1,466,887,380円（以下、「本基準価額」という。ただし、株式会社みちのりホールディングスが新株予約権を行使することによりまたは当社が発行する株式を引き受けることにより、金銭の払込みを行った場合には、当該払込日以降、当該払込金額の総額は本基準価額に加算されるものとする。）以上となった場合。なお、株式会社みちのりホールディングスが、当社の普通株式またはA種種類株式を第三者に譲渡した場合または当社が株式会社みちのりホールディングスが保有する株式について自己株式の取得をする場合、株式会社みちのりホールディングスが保有する当社の普通株式およびA種種類株式の合計数から当該譲渡されたまたは取得された普通株式またはA種種類株式の数を控除した数を、当該時点における発行済みの普通株式数および発行済みのA種種類株式数の合計額で除した数を本基準価額に乗ずることにより、本基準価額は合理的に調整される。

(a) 直前事業年度に係る当社の貸借対照表における利益剰余金（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第76条第5項に規定する利益剰余金をいう。）の額

(b) 2022年3月31日以降、普通株式既配当額およびA種種類株式既配当額の合計額

本調整割合は以下の算式により算定される。

なお、「発行済みの普通株式数」とは、株主総会その他の業務執行機関による剰余金の配当の決議時点における普通株式の発行済株式総数（当社が保有するものを除く。）をいい、「発行済みのA種種類株式数」とは、株主総会その他の業務執行機関による剰余金の配当の決議

時点におけるA種種類株式の発行済株式総数（当社が保有するものを除く。）をいう。

$$\text{本調整割合} = \frac{\text{株式会社みちのりホールディングスが保有する普通株式数およびA種種類株式数の合計数}}{\text{発行済みの普通株式数} + \text{発行済みのA種種類株式数}}$$

(2) B種種類株式配当条件充足時

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときであって、株主総会その他の業務執行機関による剰余金の配当の決議時において、B種種類株式配当条件が充足されている場合には、(ア) 当該事業年度におけるB種種類株主等に対する配当金の合計額がB種種類株式払込総額に2.0%を乗じた額に達するまでの範囲において、当該剰余金の配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株主等に対して、普通株主等およびA種種類株主等と同順位にて、B種種類株式1株につき、下記に定める算式により算出される額（かかる配当によりB種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「B種種類株式配当金」という。）の金銭を支払い、(イ) 当該事業年度におけるB種種類株式配当金がB種種類株式払込金額相当額に2.0%を乗じた額に達した後は、普通株主等およびA種種類株主等に対してのみ剰余金の配当を行う。なお、B種種類株式配当金にB種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

記

B種種類株式配当金は以下の算式により算定される。

$$\text{B種種類株式配当金} = \frac{\text{同順位配当金総額}}{\text{総額}} \times \frac{\text{B種種類株式払込総額}}{\text{(普通株式払込総額 + A種種類株式払込総額 + B種種類株式払込総額)}} \times \frac{\text{(発行済みのB種種類株式数 - 当社が保有するB種種類株式)}}{\text{総額}}$$

「同順位配当金総額」とは、ある事業年度において、
普通株主等、A種種類株主等およびB種種類株主等に対
して同順位で支払われる剰余金の配当額の総額をいう。

3. 剰余財産の分配

(1) 当社は、剰余財産を分配するときは、普通株主等
およびA種種類株主等に対し、B種種類株主等に先立
ち、普通株式1株およびA種種類株式1株につき、普
通株式払込総額およびA種種類株式払込総額の合計か
ら普通株式既配当額およびA種種類株式既配当額を控
除した額を普通株式およびA種種類株式の発行済株式
の総数（ただし、当社が保有する普通株式およびA
種種類株式の数を除く。）で除した額の金銭をそれぞ
れ支払う。なお、当該剰余財産の分配額に各普通株主
等が権利を有する普通株式の数を乗じた金額または当
該剰余財産の分配額に各A種種類株主等が権利を有す
るA種種類株式の数を乗じた金額に、1円未満の端数
が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 上記(1)に従い剰余財産の分配を行った後になお剰余
財産がある場合、B種種類株主等に対し、全てのB種
種類株主等に対して支払われる剰余財産分配額の合計
額がB種種類株式払込総額からB種種類株式既配当額
を控除した額に達するまでの範囲において、普通株主
等およびA種種類株主等と同順位にて、B種種類株式
1株につき、下記に定める算式により算出される額
（かかる剰余財産の分配によりB種種類株式1株当た
りに支払われる金額を、以下、「B種剰余財産分配
額」という。）の金銭を支払う。なお、B種剰余財産
分配額に、B種種類株主等が権利を有するB種種類株
式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるとき
は、当該端数は切り捨てる。

記

$$\begin{array}{r}
 \text{B種剰余財産分配額} \\
 \text{=} \\
 \text{同順位剰余財産分配額総額} \times \frac{\text{(B種種類株式払込総額} \\
 \text{－ B種種類株式既配当額)}}{\text{\{ (普通株式払込総額－普通株式既配当額)} \\
 \text{+ (A種種類株式払込総額－A種種類株式既配当額)} \\
 \text{+ (B種種類株式払込総額－B種種類株式既配当額)\}} \\
 \text{(発行済みのB種種類株式数)}
 \end{array}$$

(3) B種種類株主等に対しては、上記(2)のほか、残余財産の分配は行わない。

4. 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

5. 金銭を対価とする取得条項

当社は、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の20営業日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部または一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に払込金額相当額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。なお、B種種類株式の一部を取得するときは、取得するB種種類株式は、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

6. 譲渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、B種種類株式について株式の分割または併合を行わない。

(2) 当社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(3) 当社は、B種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

8. 種類株主総会における決議

当社が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B 種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

9. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によって B 種種類株主との合意により当該 B 種種類株主の有する B 種種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第 160 条第 2 項および第 3 項の規定を適用しないものとする。

(新設)

第 17 条の 2 (種類株主総会)

第 14 条および第 17 条の規定は、種類株主総会について準用する。

2. 第 16 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議について、第 16 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。

定款変更案（Ⅱ）

（下線は変更部分を示します。）

| 定款変更案（Ⅰ）による変更の定款 | 変更案 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 6 条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>6 千万株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>普通株式 <u>6 千万株</u></p> <p>A 種種類株式 26, 195, 000 株</p> <p>B 種種類株式 1, 500 株</p> | <p>第 6 条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>176, 196, 500</u>株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>普通株式 <u>150, 000, 000 株</u></p> <p>A 種種類株式 26, 195, 000 株</p> <p>B 種種類株式 1, 500 株</p> |

佐渡汽船株式会社第 10 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称
佐渡汽船株式会社第 10 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 新株予約権の総数
基準日（第 4 項で定義される。）における当社普通株式の発行済株式総数から、基準日において当社が有する当社普通株式の数を控除した数とする。
3. 新株予約権の割当ての方法
株主割当ての方法により、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その有する当社普通株式 1 株につき、1 個の割合をもって、本新株予約権を割り当てる。但し、当社が有する当社普通株式については、本新株予約権を割り当てない。
4. 基準日
2022 年 5 月 9 日（以下、「基準日」という。）
5. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する各株式数（但し、同日時点において当社が有する当社普通株式の数を除く。）に 1 を乗じて算出された数とする。但し、第 13 項に定める本新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式の分割（当社普通株式の無償割当を含み、2022 年 2 月 7 日開催の当社取締役会の決議に基づき実施される当社普通株式の分割（以下、「本株式分割」という。）は除く。）又は株式の併合（但し、2022 年 3 月 25 日開催の当社定時株主総会の決議に基づき実施される当社普通株式の併合（以下、「本株式併合」という。）は除く。）を行う場合には、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、30円とする。

但し、次に掲げる場合には、当社は、当社取締役会において必要と認められる行使価額の調整を行うことができる。

- (1) 株式の併合（但し、本株式併合は除く。）、資本金の減少、株式の分割（但し、本株式分割は除く。）、株式交換その他の組織再編行為（第12項に定義される。）のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (2) 前号の他、当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

7. 新株予約権を行使することができる期間

2022年7月1日から2022年9月30日までとする。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 本新株予約権の行使は、本株式併合の効力が発生していること（かつ、これに伴い生じる端数株式の売却手続が完了していること）、及び、本株式分割の効力が発生していることを停止条件とする。

10. 譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については当社の取締役会の決議による承認を要する。

11. 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が権利行使をする前に、本新株予約権を行使できなくなった場合は、当社は、取締役会の決定により、当該新株予約権を無償で取得することができる。

12. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、当社を吸収合併消滅会社若しくは新設合併消滅会社とする吸収合併若しくは新設合併、当社を吸収分割会社若しくは新設分割会社とする吸収分割若しくは新設分割、当社が株式交換完全子会社若しくは株式移転完全子会社となる株式交換若しくは株式移転、又は株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付（以

下、総称して「組織再編行為」という。)をする場合には、本新株予約権は消滅するものとし、効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社又は株式交付の場合には株式交付親会社(以下、総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式移転計画又は株式交付計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第5項に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、第6項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本項第(3)号に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第8項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合においては、株主総会の決議)による承認を要する。

(8) その他新株予約権の行使の条件

第9項に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

第11項に準じて決定する。

13. 新株予約権を割り当てる日

2022年6月30日

14. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

15. 新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合には、当社所定の請求書に必要事項を記入し、記名捺印、又は署名の上、当該請求書を第 16 項に定める行使請求受付場所に提出する。
- (2) 前号の請求書の提出とともに、本新株予約権行使時に払込みをなすべき金額の全額を、現金にて第 17 項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込む。

16. 新株予約権の行使請求受付場所

佐渡汽船株式会社 新潟事務所

17. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所

銀行名：株式会社第四北越銀行

支店：本店営業部

18. 外国居住株主による新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。したがって、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがあるので、外国居住株主（その者に適用のある外国の法令により、上記の制限を受けない適格機関投資家等は除く。）は、かかる点に注意を要する。なお、米国居住株主（1933 年米国証券法 (U. S. Securities Act of 1933) ルール 800 に定義する「U. S. holder」を意味する。）は、本新株予約権を行使することができない。

以 上